

令和 6 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

生活保護ケースワーカー等の  
研修のあり方に関する調査研究事業

報 告 書

令和 7 (2025) 年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所



# — 目 次 —

## 調査研究事業の概要

### 本編

第1章 事業実施概要	1-1
1. 事業の背景・目的	1-1
2. 事業実施体制、検討経過	1-3
2-1. 事業実施体制	1-3
2-2. 検討経過	1-4
3. 事業結果の概要	1-6
第2章 アンケート調査結果	2-1
1. アンケート調査の概要	2-1
2. アンケート調査結果	2-3
2-1. 福祉事務所向けアンケート調査の結果	2-3
2-2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査の結果	2-31
3. アンケート調査結果を踏まえたまとめ	2-57
3-1. 福祉事務所の現状とニーズ	2-57
3-2. 都道府県・指定都市本庁の現状とニーズ	2-59
3-3. 福祉事務所と本庁における研修ニーズの契合	2-61
第3章 研修教材の作成	3-1
1. 研修教材の作成プロセス	3-1
1-1. 「H30 体系」の見直し	3-2
1-2. 研修教材の新規作成及び見直しを要するテーマの検討	3-5
1-3. プレ研修を通じた「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」教材のブラッシュアップ	3-8
1-4. 研修教材の確定及び研修教材の活用イメージ	3-8
2. 研修教材作成にあたっての観点	3-9
3. 作成した研修教材	3-11
4. プレ研修の実施	3-18
4-1. プレ研修の開催概要	3-18
4-2. 受講者の主な感想	3-20
4-3. 参加委員の主な感想	3-21
5. 研修教材の確定及び研修教材の活用イメージ	3-22

第4章 今後に向けて .....	4-1
1. 基本的な考え方 .....	4-1
2. 福祉事務所に期待されること .....	4-1
3. 都道府県・指定都市本庁に期待されること .....	4-1
4. 国に期待されること .....	4-2

## 参考資料 アンケート調査結果

別冊：研修教材活用 BOOK

# 第1章 事業実施概要

## 1. 事業の背景・目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念のもと、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低生活保障と自立の助長を行うものであり、国民生活を根幹から支える最後のセーフティネットとして機能している。

生活保護の動向については、被保護者調査（令和4年度）によると、平成以降において被保護者実人員は平成7年の約88万人を底辺に増加傾向を辿り、平成20年の世界金融危機を境に著しく増加した。平成26年には約217万人まで増加し、近年は緩やかな減少傾向を辿っている。

他方で世帯数については、平成26年以降、概ね微増傾向が続いているが、世帯の単身化が影響しているものと考えられる。

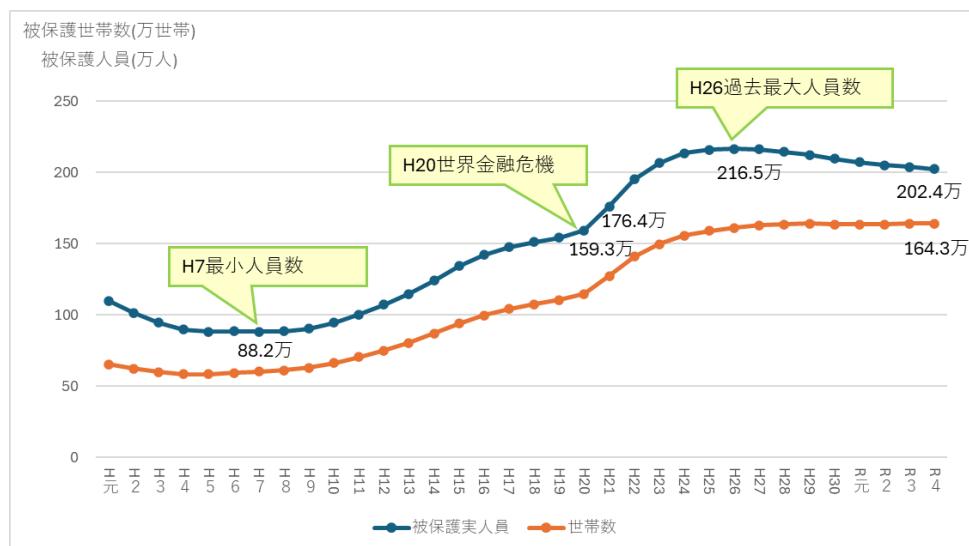


図 1-1 被保護者実人員数と世帯数の年度推移

総務省が公表している「地方公共団体定員管理調査結果」によると、福祉事務所の状況については下表で示すように推移している。生活保護担当ケースワーカー（以下『CW』と称す。）は郡部・市部ともに近年僅かに増員傾向にあり、査察指導員は市部では増員しているが、郡部においては横ばいといえる状況である。

表 1-1 生活保護実施体制の状況

年度	郡部CW	郡部SV	市部CW	市部SV
R5	1,426	303	18,067	3,140
R4	1,410	301	17,813	3,104
R3	1,413	300	17,727	3,070
R2	1,417	314	17,605	3,046
R1	1,422	308	17,454	3,020
H30	1,415	315	17,239	2,995

※市部CW・SVには町村福祉事務所の数も含む

国や都道府県、各地の福祉事務所においては、生活保護制度の実践を担うCWが、対人援助と保護の決定・実施のための事務処理を適切に行えるよう、研修の機会を設けている。

「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」(令和5年12月、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会、以下『最終報告書』と称す。)では、「多様で複雑な課題を抱える被保護者に対する支援に対応するため、ケースワーカーや査察指導員の専門性を高める必要がある。ケースワーカーや査察指導員のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、国が研修モデルを提示したり研修素材を継続的に提供したりするなど、研修等の効果的・効率的な実施を図る必要がある。」旨指摘されている。

平成30年度社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」(以下『H30事業』と称す。)では新任CW向け研修教材が作成されているが、その後5年以上経過しており、この間の法改正や社会情勢の変化を踏まえ、改良を図ることが必要と考えられる。また、社会・経済情勢の変化により複合的で複雑化した生活課題を抱える個人や世帯はますます増加している。こうした住民のニーズに対応できるよう、CWの専門性向上に資する研修の充実が求められる。

上記を踏まえ、CWに対してどのような研修が求められているかを調査・分析した上で、有識者による検討を通じて自治体が研修を実施するための標準的な研修教材を作成することにより、CWの質の更なる向上に資することを目的として本事業を実施した。

## 2. 事業実施体制、検討経過

### 2-1. 事業実施体制

生活保護制度について造詣の深い学識経験者及び生活保護行政職員で構成される検討委員会を設置・運営した。また、委員に加え、関連部署の知見を得るため下記オブザーバーの参画を得た。

表 1-2 学識委員 (◎は委員長)

氏名 ※敬称略、五十音順	所属・肩書
◎岡部 卓	新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 教授 東京都立大学 名誉教授
新保 美香	明治学院大学社会学部 社会福祉学科 教授
中村 健	新潟大学 医歯学総合研究科 口腔生命福祉学専攻 口腔生命福祉学 准教授

表 1-3 自治体委員

氏名 ※敬称略、五十音順	所属・肩書
岩村 啓史	小田原市 福祉健康部 生活援護課 生活援護係 係長・査察指導員
藏本 弥生	福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護指導係 課長補佐兼保護指導係長
左川 優乙	国立市 健康福祉部 生活福祉担当課長
柴井 康	札幌市豊平区 保健福祉部 保護一課 保護一係長・査察指導員

表 1-4 オブザーバー (厚生労働省社会・援護局)

氏名 ※敬称略	所属・肩書
栗原 拓也	保護課 課長補佐
左向 祐太	保護課 保護係長
厚地 亮佑	保護課 保護係
伊藤 洋樹	保護課
寺田 誠	総務課 社会福祉専門官
木村 有宏	保護課 自立推進・指導監査室 室長補佐
山本 明彦	保護課 自立推進・指導監査室 室長補佐
鈴木 由美	地域福祉課 生活困窮者自立支援室 就労支援専門官
坂本 和香	地域福祉課 生活困窮者自立支援室

事業受託者：一般財団法人日本総合研究所

## 2-2. 検討経過

検討経過は以下のとおり。

### (1) 検討委員会

事業内容について一貫して助言を得るとともに、CW等に求められる研修体系を含む研修のあり方及び研修教材について検討を行うことを目的として、学識経験者及び自治体職員による検討委員会を設置した。検討委員会は計4回開催した。

開催状況は以下のとおりである。

表 1-5 検討委員会の開催状況

回・日時	議事次第
第1回 R6. 9. 26 (木) 16時～18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の全体方針の確認</li> <li>・ケースワーカーの育成に対する問題意識や課題</li> <li>・アンケート調査票に関する協議</li> </ul>
第2回 R6. 10. 31 (木) 16時30分～18時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回検討委員会の振り返り</li> <li>・福祉事務所におけるCWの育成について（委員所属自治体における取組）</li> <li>・成果物の作成に向けた検討・協議</li> </ul>
第3回 R7. 2. 6 (木) 9時30分～12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回検討委員会の振り返り</li> <li>・アンケート調査結果について</li> <li>・研修教材案について</li> </ul>
第4回 R7. 3. 28 (金) 18時～20時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市プレ研修の振り返り</li> <li>・研修教材案について</li> <li>・国・本庁・福祉事務所の各主体に期待される研修のあり方について</li> </ul>

### (2) 有識者ヒアリング

「精神障害のある方への支援」に関する教材作成にあたり、令和6年度全国ケースワーカー研修会にて精神障害に関する事例検討の講師を担当された桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 教授 栄セツコ氏にヒアリングを実施した。

また、精神保健福祉の専門的な見地から、精神障害のある方への理解を深められる教材を作成するために、栄氏に研修教材「No. 4-5② 精神障害のある方への理解を深める」作成のために協力を依頼した。

表 1-6 ヒアリング実施概要

栄氏 ヒアリング R7. 2. 20 (木) 10時～11時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者理解を深めるための事例検討の手法について</li> <li>・教材の中で、事例検討の見本としてお示しする事例について</li> </ul>
---	--

### (3) プレ研修

検討委員会を経て作成した研修教材案のうち、生活保護業務を行うための前提として位置づけた「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」についてプレ研修を実施し、研修の受講対象者であるケースワーカーの意見も取り入れた上で、更なる改良を図った。プレ研修については第3章にて詳述する。

表 1-7 プレ研修実施概要

プレ研修 R7.3.10 (月) 15時～18時	・作成した研修教材を使用した研修の実施（教材 No.1） ・委員による受講生ヒアリング ・委員による振り返り
--------------------------------	--

### 3. 事業結果の概要

本事業では、H30事業において作成した研修教材を土台に、アンケート調査結果（第2章にて詳述）及び検討委員会での議論を通じて検討を行った。

研修教材作成にあたり、H30事業で作成された「生活保護実践に係る知識や技術等の体系イメージ」（以下「H30体系」と称す。）を参考にしながら、新たに「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」（以下「R6知識・ノウハウ」）を作成した。

R6知識・ノウハウでは、ケースワーカーが業務を行う前提として「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」を位置づけ、その上で、「生活保護の実務に関する知識」と「相談援助・支援に関する知識・技術」の双方を備える必要性があることを示した。さらに「人材や組織のマネジメント」に関する項目を位置づけた。

#### ▼R6知識・ノウハウ

##### 生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ

- ・ケースワーカー（CW）が業務を行う前提として、**生活保護制度の意義・目的やCWとしての心構えを理解することが必須**。
- ・この前提のもと「生活保護制度の実務に関する知識」と「相談援助・支援に関する知識・技術」の**双方を備える必要**がある。

###### 前提

###### ○生活保護制度の意義・目的

- ・国家責任による生存権保障
  - 生活保護の4つの原理
- ・最低生活保障と自立助長

###### ○CWとしての心構え

- ・要保護者の状態・立場や心情の理解
- ・住民の当たり前の暮らしの保障
- ・尊厳の確保
- ・組織的な対応

###### ○生活保護制度の実務に関する知識

- ・生活保護制度の実務に関する知識
  - (例) 生活保護の決定・実施、自立支援、生活保護手帳の理解、ケース記録の記載 等
- ・他法他施策の知識
  - (例) 生活困窮者自立支援制度、児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、高齢者福祉、障害者保健福祉、年金制度、住宅施策、就学支援制度、就労支援・雇用保険制度、公費医療制度、依存症施策、消費者保護・債務整理、成年後見制度・日常生活自立支援事業、更生保護 等
- ・関係機関等地域の社会資源
  - (例) 生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会、児童相談所、学校、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、学校、年金事務所、ハローワーク、法テラス 等

###### ○相談援助・支援に関する知識・技術

- ・相談援助・支援の基本（CWの役割）
  - 受給者本人・世帯への直接的な働きかけと環境への働きかけ
- ・相談援助・支援の方法
  - (例) 初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等
- ・対象者の適切な理解に基づく支援
  - (例) 高齢者（認知症やMCIのある方、身寄りのない方含む）、障害者（身体・知的・精神障害、その他）、子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）、住居が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）、矯正施設退所者、金銭管理や債務整理・家計改善支援が必要な状態にある方、ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）、依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）、健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等） 等

###### ○人材や組織のマネジメント

- ・組織的な運営（課長、SV、CW）
- ・リスクマネジメント
- ・CWに対するスーパービジョン
- ・働きやすい職場づくり（メンタルケアを含む）

研修教材は、R6知識・ノウハウに基づき作成した（第3章にて詳述）。すべてのケースワーカーが、福祉事務所における職場内研修や都道府県・政令指定都市等における研修を通じて、生活保護制度の意義・目的や心構え、生活保護制度の基本的な実務について学ぶことができる事を主眼として、新たに「生活保護の意義・目的とケースワーカーの心構え」と「生活保護の基本的な実務」に関する研修教材を作成した。また、相談援助・自立支援に関する知識・技術や事例検討などの研修資料についても必要な見直しを行った。作成した研修教材のテーマは次頁に示す図の通り。

## ▼本事業で作成した研修教材のテーマ

大テーマ	中テーマ	作成した研修教材	(参考) H30年度の対応状況
★前提	生活保護制度の意義・目的 CWとしての心構え	1. 業務にあたっての前提 No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え <b>【必須】</b>	No. 1 生活保護制度の意義と支援者的心構え
生活保護制度の実務に関する知識	生活保護制度の実務に関する知識 他法他施策の知識 関係機関等地域の社会資源	2. 生活保護制度の実務 No.2-1 生活保護の基本的な実務 <b>【必須】</b> No.2-2 生活保護手帳の使い方	No. 2 生活保護手帳の使い方 No. 7 ケース記録の書き方 (No. 6 社会資源との連携・協働)
相談援助・支援に関する知識・技術	相談援助・支援の基本 (CWの役割) 相談援助・支援の方法 対象者の適切な理解に基づく支援	3. 相談援助・支援に関する知識・技術 No.3-1 生活保護業務における面接相談 No.3-2 訪問調査 No.3-3 アセスメントと援助方針の策定 ※上記は「生活保護の基本的な実務」に含まれる 4. 対象者の適切な理解に基づく支援 (テーマ別) No.4-1 認知症のある方への支援 No.4-2 依存症の方への支援 No.4-3 ひきこもり状態にある方への支援 No.4-4 子どものいる世帯への支援 No.4-5① 精神障害のある方への支援 No.4-5② 精神障害のある方への理解を深める 5. 働きやすい職場づくり No.5 生活保護におけるリスクマネジメント	※考え方と技術の両方を記載 No. 3 生活保護業務における面接相談 No. 4 訪問調査 No. 5 援助方針策定と課題分析 (アセスメント) No. 6 社会資源との連携・協働 ※対象者の特性と事例検討で構成 No. 8 精神疾患を有する方への支援 No. 9 認知症高齢者への支援 No. 10 アルコール依存症の方への支援 No. 11 ひきこもりの方への支援 No. 12 子どものいる世帯への支援 No. 13 生活保護におけるリスクマネジメント 参考 振り返りをやってみよう
人材や組織のマネジメント	組織的な運営 (課長、SV、CW) CWに対するスーパービジョン リスクマネジメント 働きやすい職場づくり (メンタルケアを含む)		

研修実施の促進、効果的な研修とすることを目的に、講師役に向けた「解説のポイント」を作成し、「研修教材活用BOOK」にてとりまとめた。

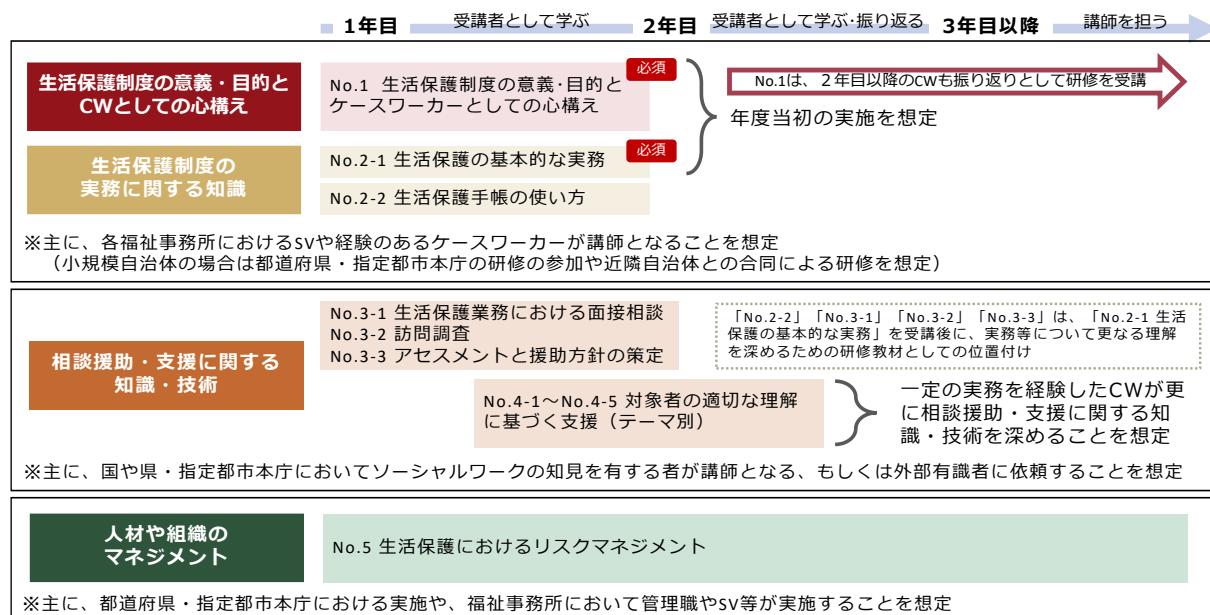
## ▼「解説のポイント」(左)、「研修教材活用BOOK」(右)

17	<p>16枚</p> <p>(3)「3つの自立」の前提となる「自己決定・自己選択」についてのスライドです。</p> <p>・自立は、本人の意向や希望に基づくことが原則です。また、全ての人が「こうしたい」「こうなりたい」という希望をすぐに表現できるわけではないということも留意が必要です。</p> <p>・自己肯定感や自尊感情が低下している、「自分はどうせ何をやってもだめだ」と思っている人に「これからどう自立に向かっていきたいですか」と尋ねても、答えるのは難しいでしょう。</p> <p>・だからこそCWには、本人が安心して自分の意向や希望を話せるような関わり方、つまり「尊厳の確保」や「信頼関係の構築」を丁寧に行っていくことが求められます。</p> <p>・CWとして、本人がおかれている状況のなかで、日常生活、社会生活、経済それぞれのレベルで自分の可能性を追求していくこと、本人自身が決定・選択し、自ら人生を切り開いていくようになることを支援していきましょう。</p>
----	--



また、ケースワーカーが業務を行う前提として、「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」及び「生活保護の基本的な実務」を必須の研修カリキュラムとして位置づけた。その上で「相談援助・支援に関する知識・技術」等のカリキュラムにより更に学びを深めていくものとした。これらを踏まえ、研修教材が福祉事務所、都道府県・政令指定都市・国の各主体において活用されるよう、「研修教材の活用イメージ」を作成した。

### ▼研修教材の活用イメージ



## 第2章 アンケート調査結果

### 1. アンケート調査の概要

#### 1-1. アンケート調査の目的及び対象

全国の福祉事務所及び都道府県・指定都市本庁で行われている研修の状況を把握するとともに、その現状も踏まえ、福祉事務所、本庁、国に期待される研修の内容や必要なカリキュラム、教材を整理・検討することを目的として、アンケート調査を実施した。

①福祉事務所における生活保護ケースワーカーへの研修等の実施状況に関するアンケート調査  
(以下「福祉事務所向けアンケート調査」)

→調査対象：全国の福祉事務所の生活保護担当部署、悉皆

②本庁による生活保護ケースワーカー等への研修等の実施状況に関するアンケート調査(以下「都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査」)

→調査対象：都道府県・指定都市本庁の生活保護担当部門、悉皆

#### 1-2. 調査方法

厚生労働省からの一斉照会システム及びメールを用いて、都道府県・指定都市に「福祉事務所向けアンケート調査票」及び「都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査票」を配布。さらに、「福祉事務所向けアンケート調査票」については、都道府県・指定都市本庁から福祉事務所に配布。回答結果はメールにて弊所で回収。

#### 1-3. 調査時期

- 配布開始：令和6年11月6日（水）～令和6年11月29日（金）※当初締切日
- リマインド日：令和6年11月27日（水）

#### 1-4. 主な調査項目

##### 1-4-1. 福祉事務所向けアンケート調査

福祉事務所向けアンケート調査票における主な調査項目は以下のとおりである。

- |                                    |
|------------------------------------|
| I 基本情報                             |
| II CWが受講している研修の種類と受講状況等の把握         |
| III CWを対象とした所内研修の実施状況              |
| IV CWを対象とした研修に関するニーズ               |
| V CWの人材育成（研修以外）の状況について             |
| VI 既存の研修教材について                     |
| VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて |

### 1-4-2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査

都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査票における主な調査項目は以下のとおりである。

- I 基本情報
- II CWが受講している研修の種類と受講状況等の把握
- III CWを対象とした所内研修の実施状況
- IV CWを対象とした研修に関するニーズ
- V CWの人才育成（研修以外）の状況について
- VI 既存の研修教材について
- VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

### 1-5. 回収結果

各アンケート調査の回収結果は以下のとおりである。

#### ■福祉事務所向けアンケート調査

配布数：1,244 福祉事務所 回収数：654 福祉事務所 回収率：52.6%

#### ■都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査

配布数：67 自治体 回収数：53 自治体 回収率：79.1%

## 2. アンケート調査結果

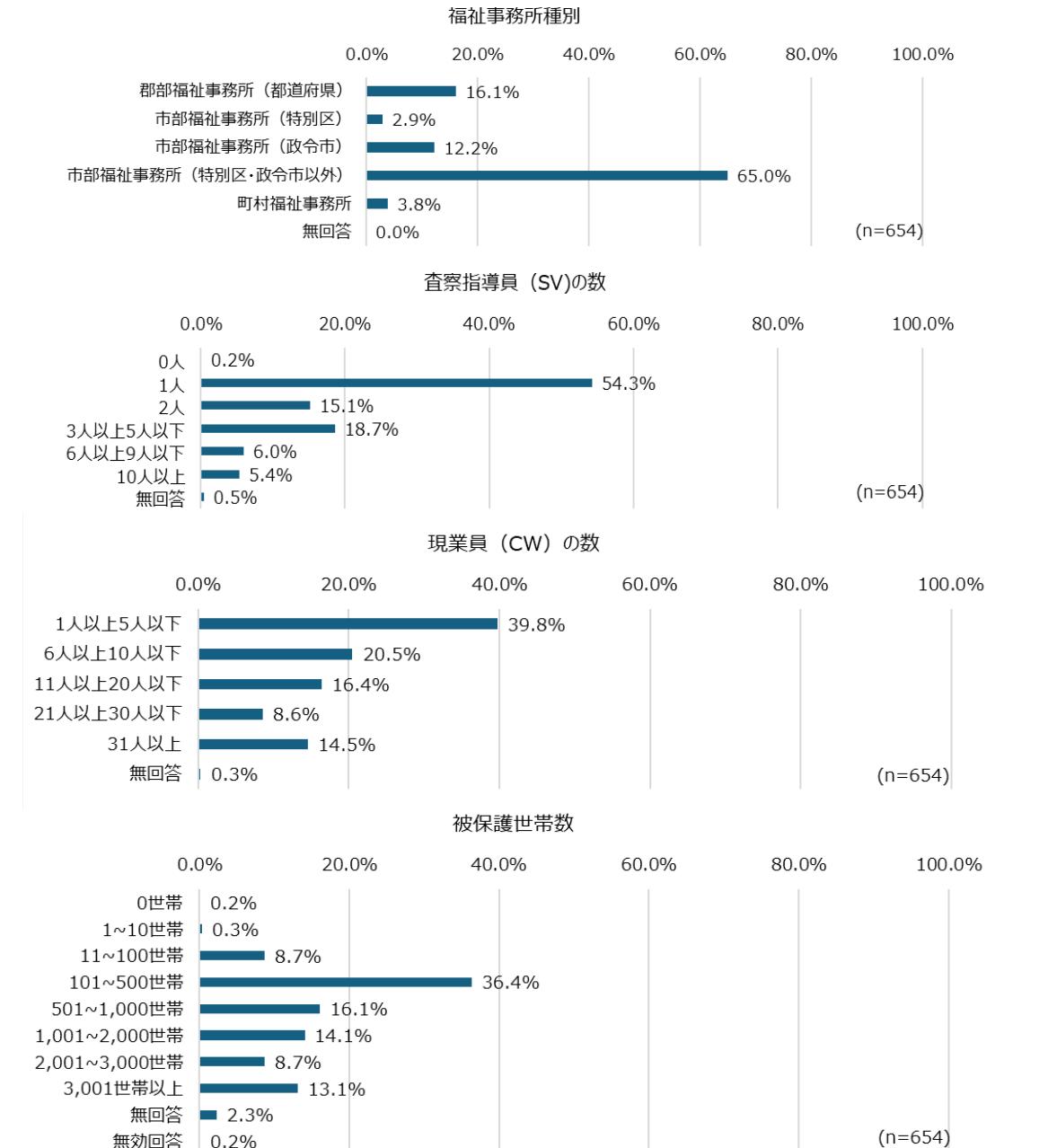
ここでは、アンケート調査から得られた主な集計結果について記載する。

なお、全設問の回答結果及び調査票に関しては、巻末の参考資料に記す。

### 2-1. 福祉事務所向けアンケート調査の結果

#### 2-1-1. 回答者属性

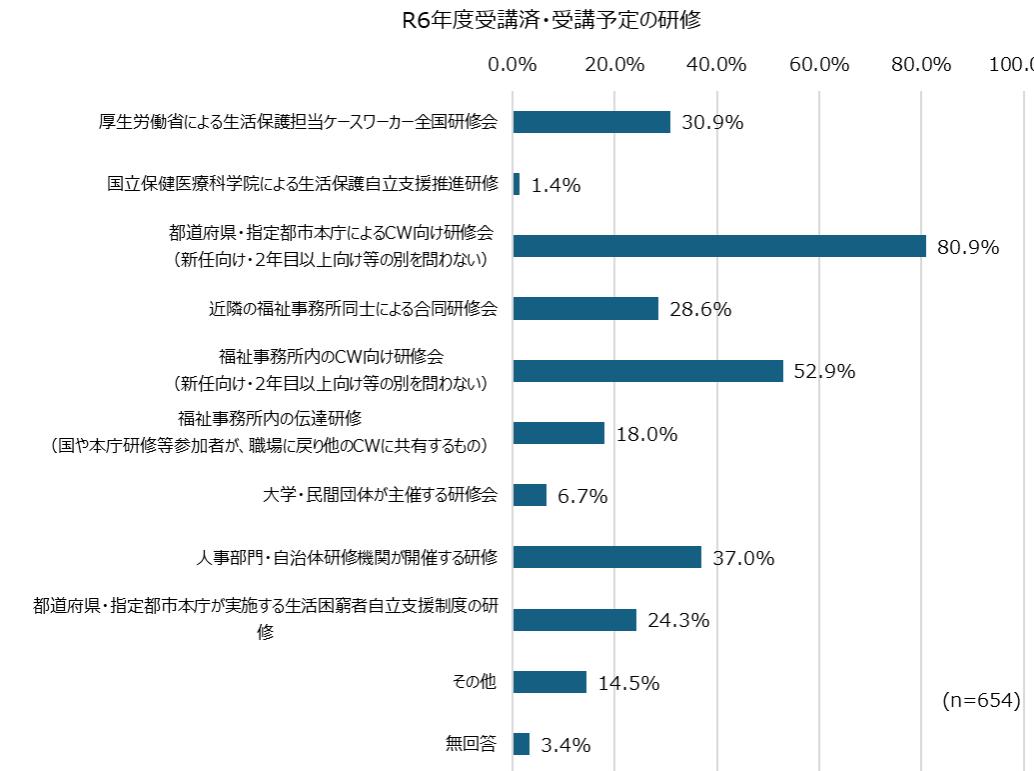
- 回答者の属性は、「市部福祉事務所（特別区・政令市以外）」が65.0%であり、「査察指導員（SV）の数」は「1名」が54.3%、「現業員（CW）の数」は「1人以上5人以下」が39.8%となっている。



## 2-1-2. CWが受講している研修の種類と受講状況等の把握

(1) CWのR6年度受講済・受講予定の研修 (MA<sup>1</sup>)

- ・R6年度受講済・受講予定の研修は、「都道府県・指定都市本庁によるCW向け研修会」の割合が最も高く80.9%、次いで「福祉事務所内のCW向け研修会」が52.9%。



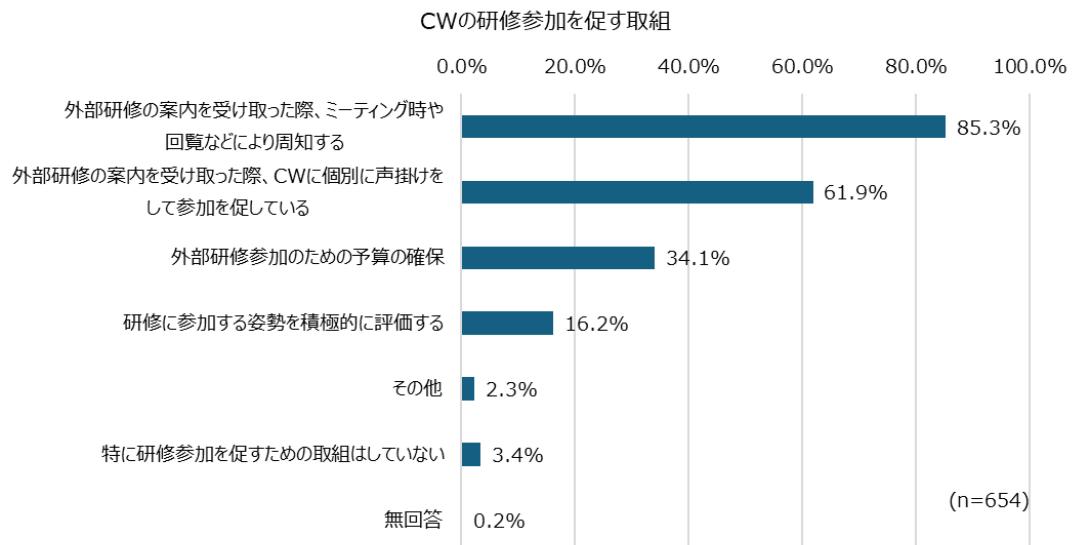
## その他 (主な回答抜粋)

- ・中央福祉学院の研修
- ・社会福祉協議会及びハローワークの市役所内窓口が開催するCW向け勉強会
- ・郡部福祉事務所職員による自主的な研修会
- ・県社会福祉研修センター（県社会福祉協議会）の研修 等

## (2) CWの研修参加を促すための取組 (MA)

- ・CWの研修参加を促す取組は、「外部研修の案内を受け取った際、ミーティング時や回覧などにより周知する」の割合が最も高く85.3%、次いで「外部研修の案内を受け取った際、CWに個別に声掛けをして参加を促している」が61.9%。

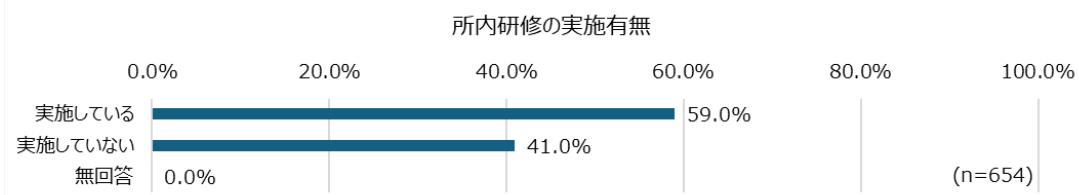
<sup>1</sup> 以下、单一回答を『SA』、複数回答を『MA』と称す。



## 2-1-3. CWを対象とした所内研修の実施状況

## (1) CWを対象とした所内研修の実施状況 (SA)

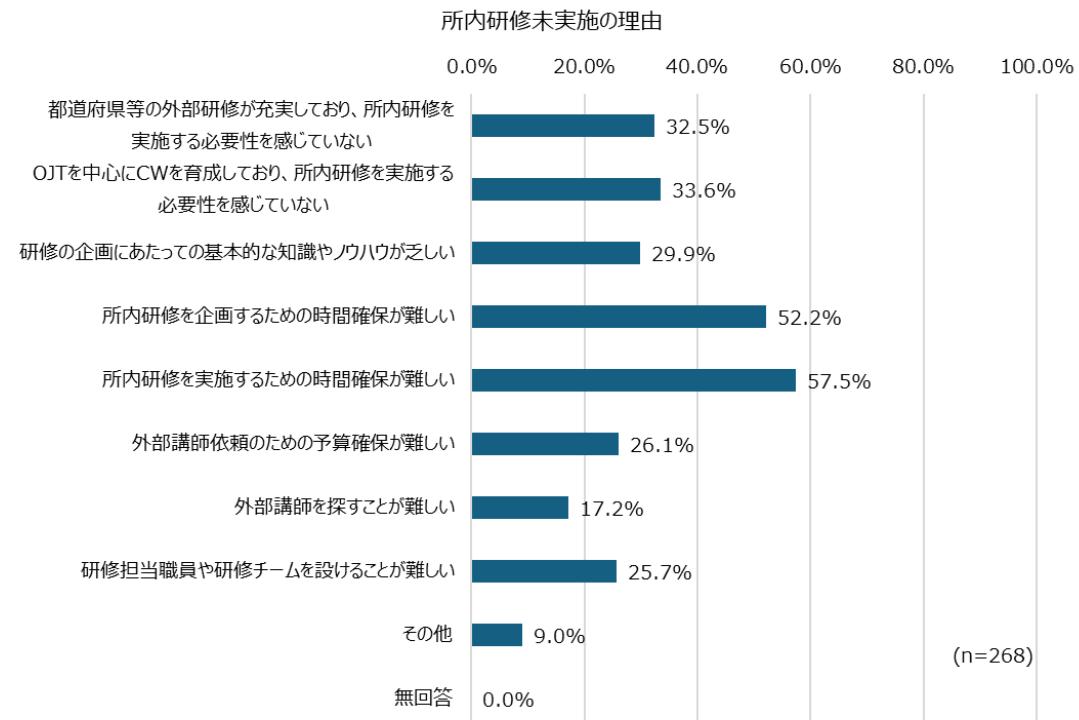
- 所内研修は、「実施している」が59.0%、「実施していない」が41.0%。



## (2) 所内研修を企画・実施していない理由 (MA)

※(1)にて「実施していない」と回答した者が対象

- 所内研修を実施していない理由は、「所内研修を実施するための時間確保が難しい」が57.5%、「所内研修を企画するための時間確保が難しい」が52.2%。
- 他方、「OJTを中心にCWを育成しており、所内研修を実施する必要性を感じていない」や「都道府県等の外部研修が充実しており、所内研修を実施する必要性を感じていない」は3割超。



## (3) 新任 CW を対象とした研修及び全 CW を対象とした研修の状況

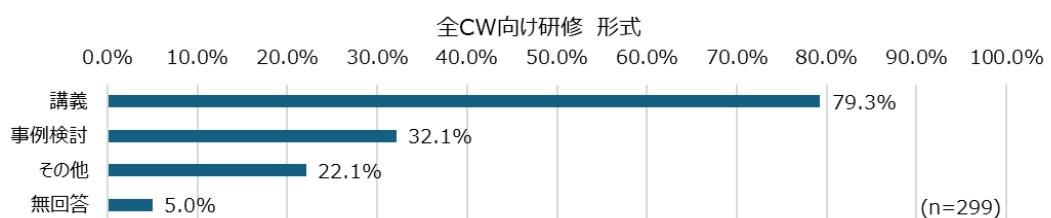
※(1)にて「実施している」と回答し、調査票問13で「1. 新任の CW を対象とした研修を実施している」「3. 新任・2年目以上等の別を問わず、全ての CW を対象とした研修を実施している」と回答した者のみ抜粋整理

## 1) 形式 (MA)

- ・新任 CW 向け研修の形式は、「講義」の割合が最も高く 96.2%、「その他」は 15.4%、「事例検討」は 13.1%。

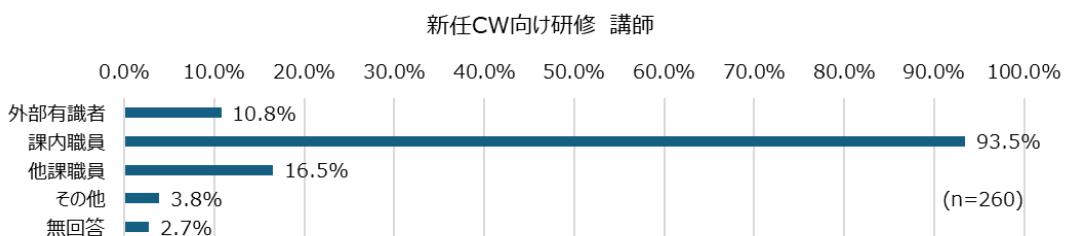


- ・全 CW 向け研修の形式は、「講義」が 79.3%、「事例検討」が 32.1%、「その他」は 22.1%。

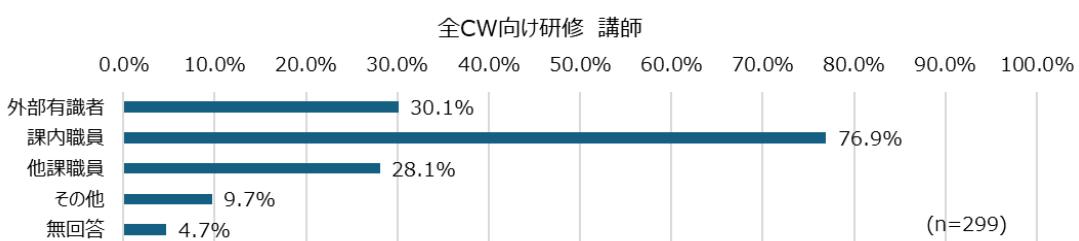


## 2) 講師 (MA)

- ・新任 CW 向け研修の講師は、「課内職員」の割合が最も高く 93.5%、「他課職員」が 16.5%、「外部有識者」は 10.8%。

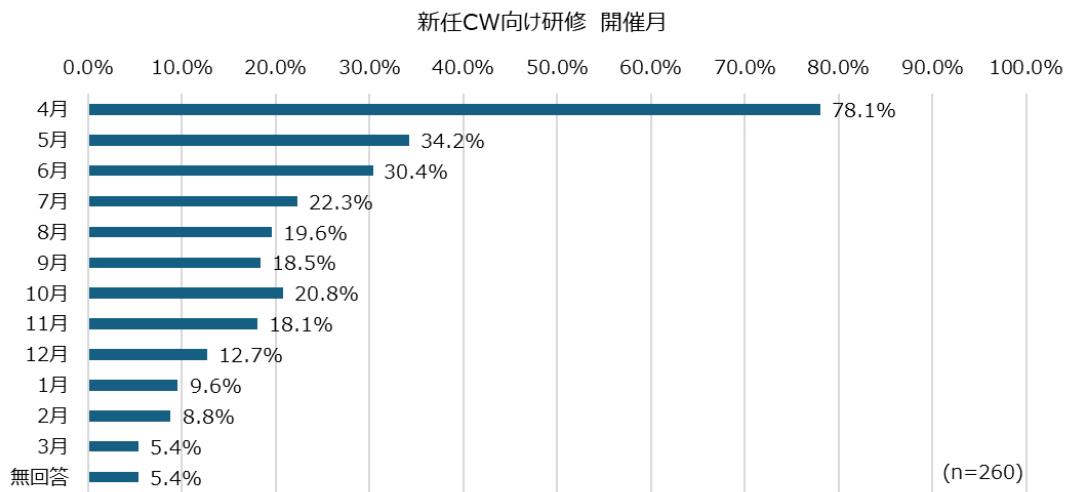


- ・全 CW 向け研修の講師は、「課内職員」が 76.9%、「外部有識者」は 30.1%、「他課職員」は 28.1%。

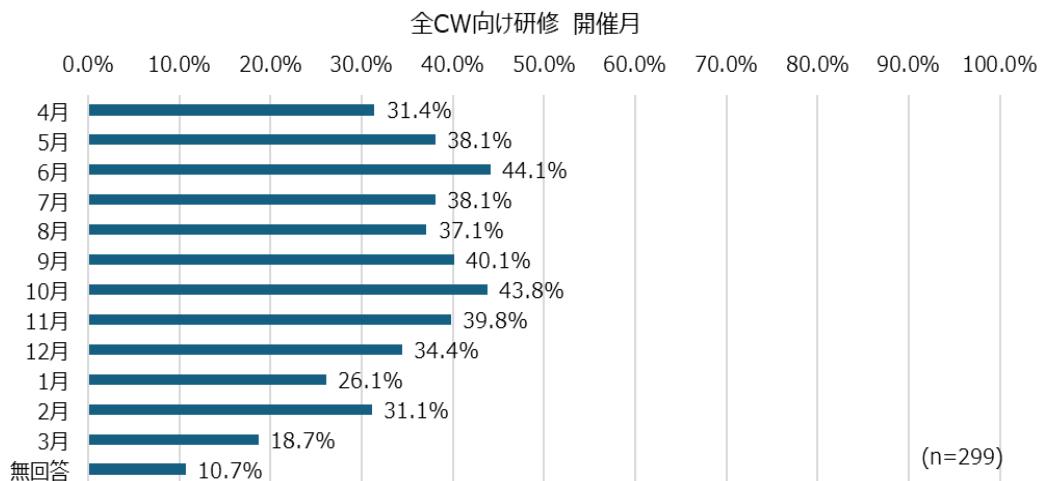


## 3) 開催月 (MA)

- 新任 CW 向け研修は「4月」開催が最も多く 78.1%、次いで「5月」が 34.2%、「6月」は 30.4%。年度全体でみると、徐々に開催が減っていく。

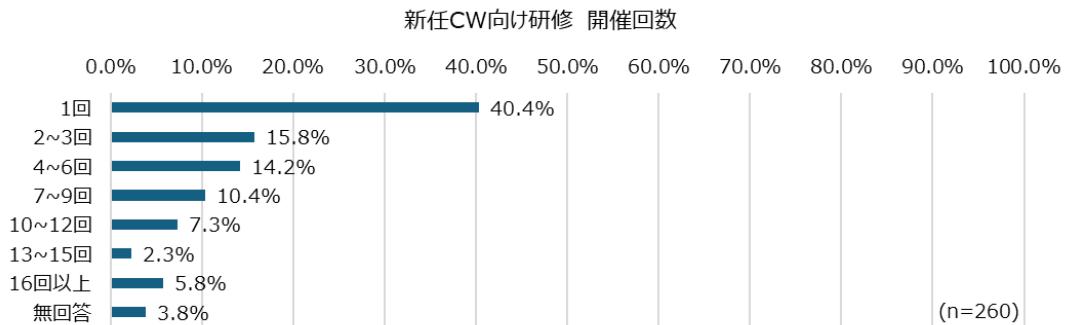


- 全 CW 向け研修は、概ね全ての月で 2~4 割程度開催されており、「6月」「9月」「10月」で 4 割を超える。

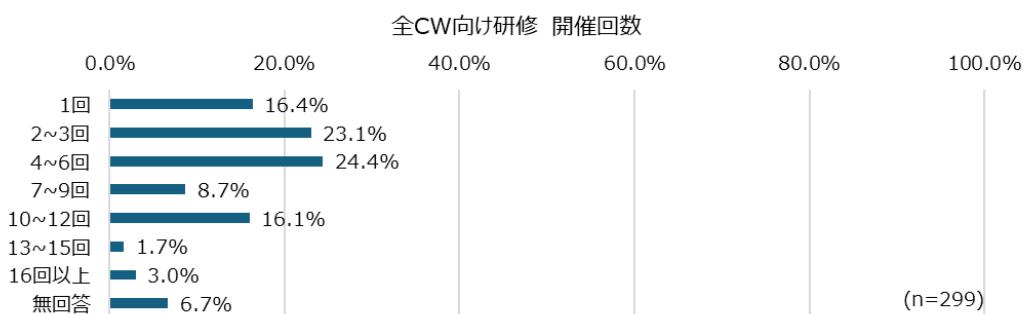


## 4) 開催回数 (SA)

- 新任 CW 向け研修の開催回数は、「1回」の割合が最も高く 40.4%、次いで「2~3回」が 15.8%、「4~6回」は 14.2%。



- 全 CW 向け研修の開催回数は、「4~6回」が 24.4%、「2~3回」が 23.1%。



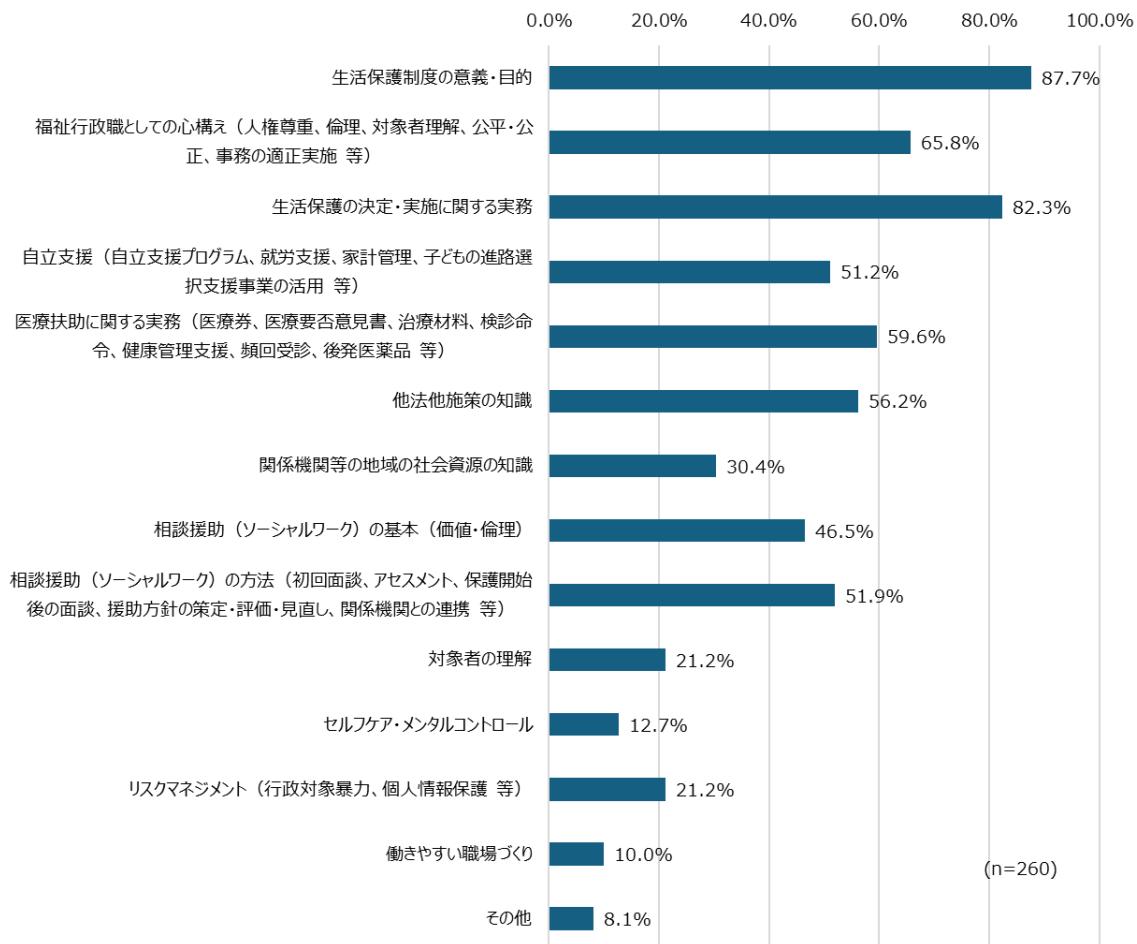
## (4) 各研修で取り上げているテーマ

※(3)と同じ回答対象者

## 1) 新任CW向け研修で取り上げているテーマ(MA)

- ・新任CW向け研修のテーマは、「生活保護制度の意義・目的」が87.7%、「生活保護の決定・実施に関する実務」が82.3%、「福祉行政職としての心構え」が65.8%。

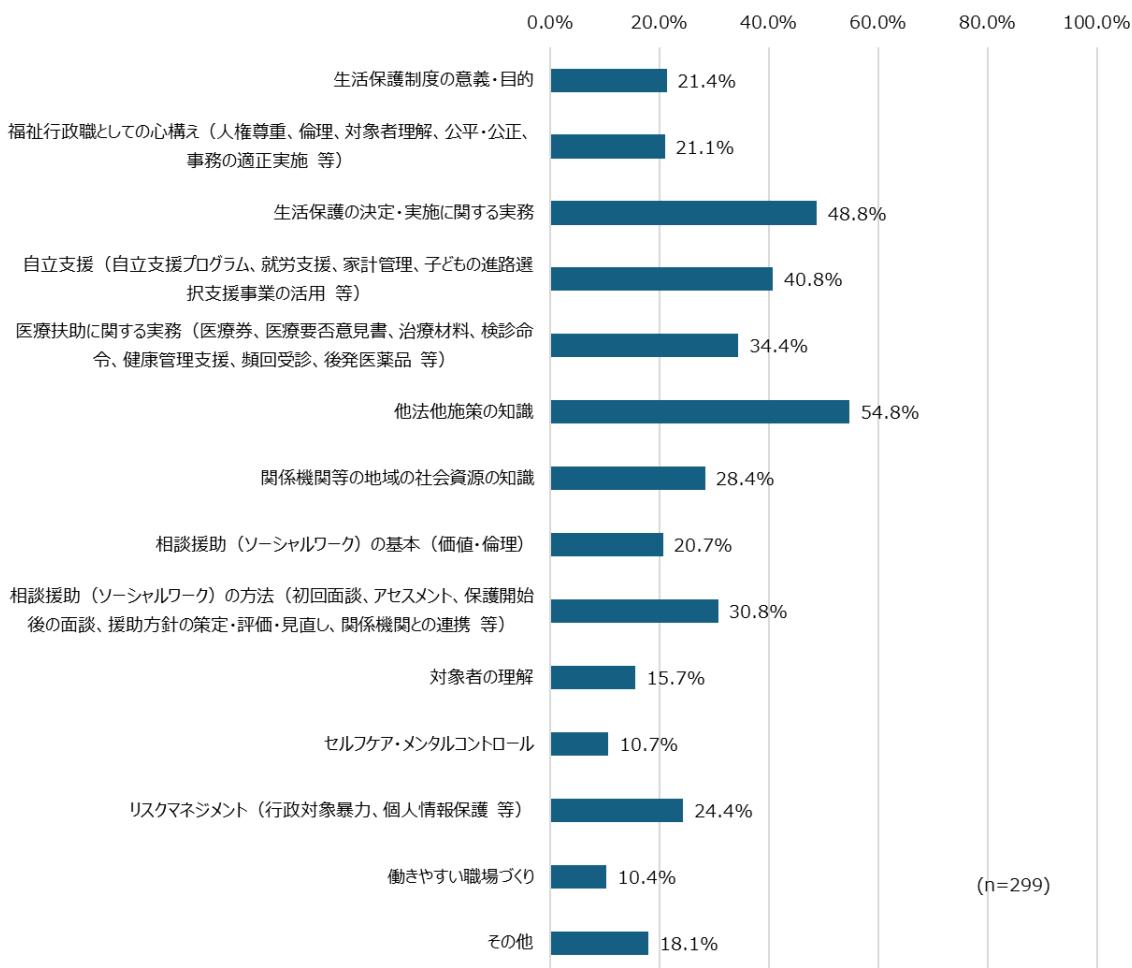
取り上げている研修テーマ【新任CW】



## 2) 全CW向け研修で取り上げているテーマ(MA)

- ・全CW向け研修のテーマは、「他法他施策の知識」が54.8%、「生活保護の決定・実施に関する実務」が48.8%、「自立支援」が40.8%。

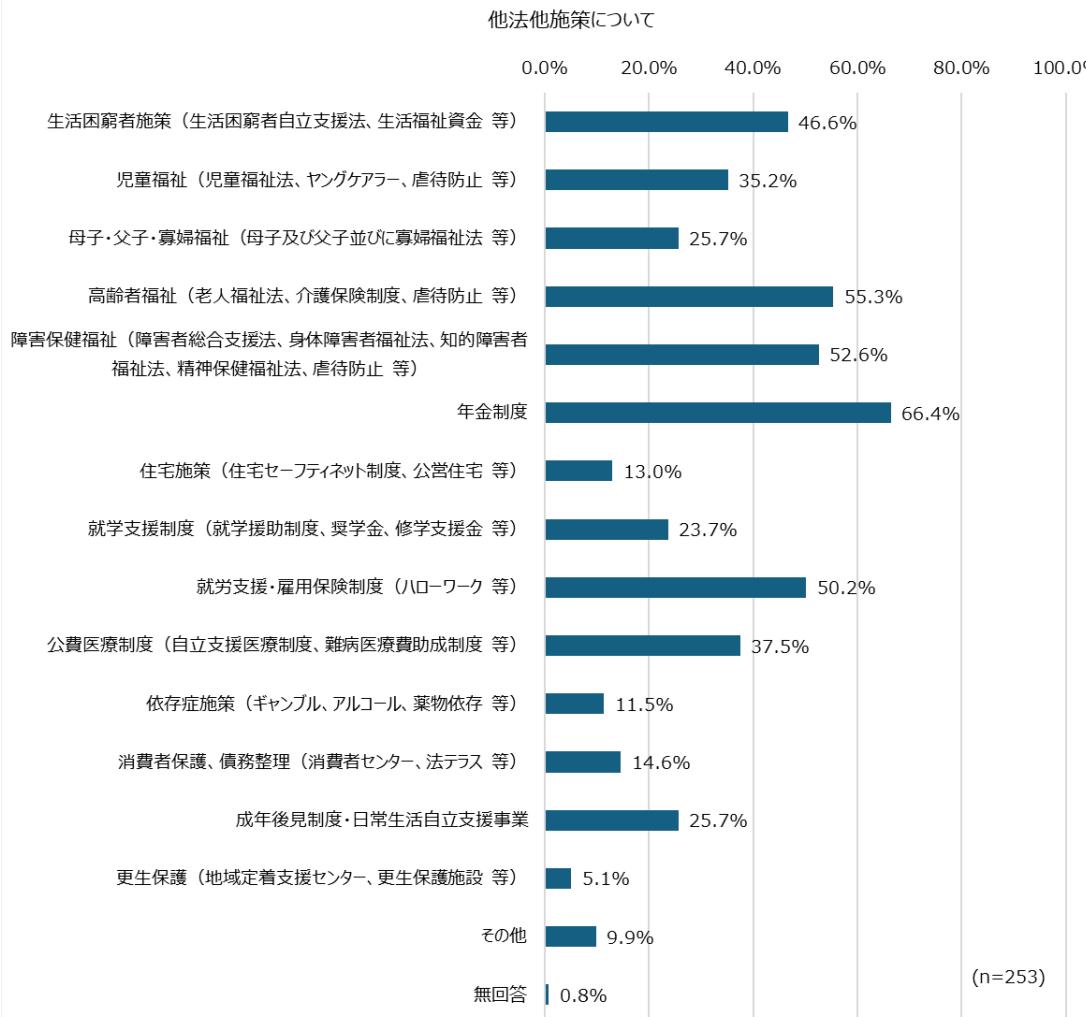
取り上げている研修テーマ【全てのCW(年次を問わない)】



## (5) 取り上げている他法他施策の内容 (MA)

※(1)にて「実施している」と回答し、調査票問15(3)にて「他法他施策の知識」と回答したものが対象

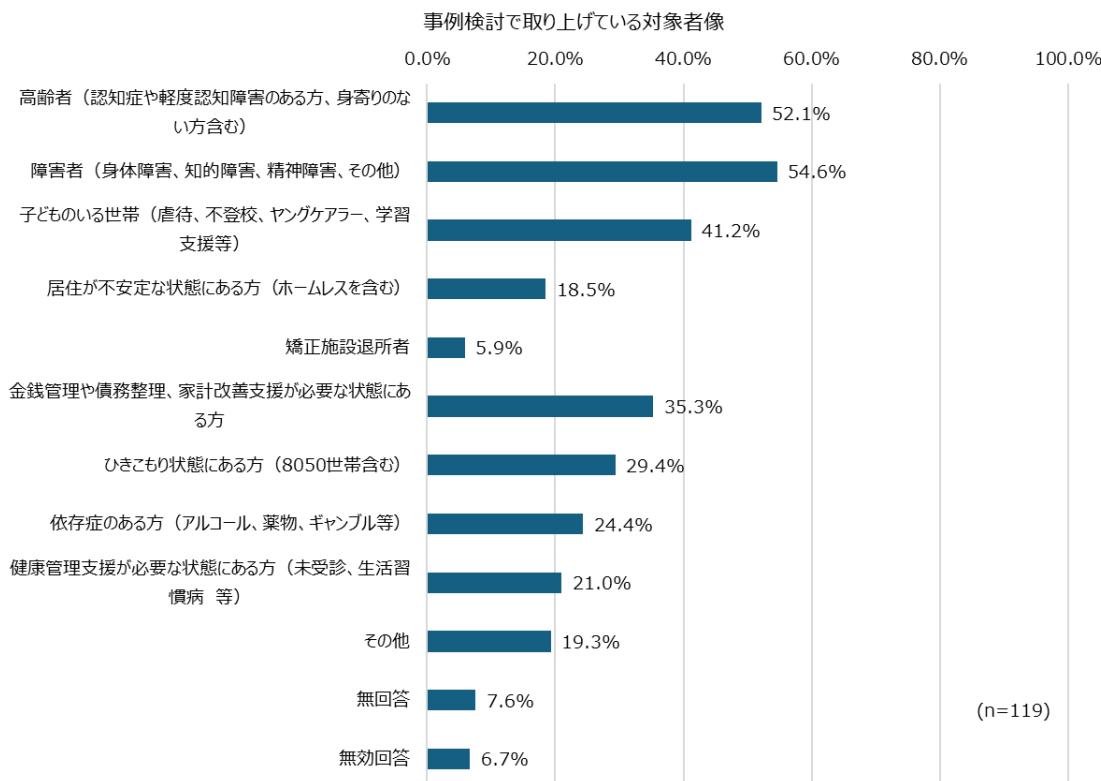
- 取り上げている他法他施策の内容は、「年金制度」が66.4%、「高齢者福祉」が55.3%、「障害保健福祉」が52.6%、「就労支援・雇用保険制度」が50.2%、「生活困窮者施策」が46.6%。



## (6) 事例検討で取り上げている対象者像 (MA)

※(1)にて「実施している」と回答し、調査票問15(1)の「形式」にて「2.事例検討」と回答した者が対象

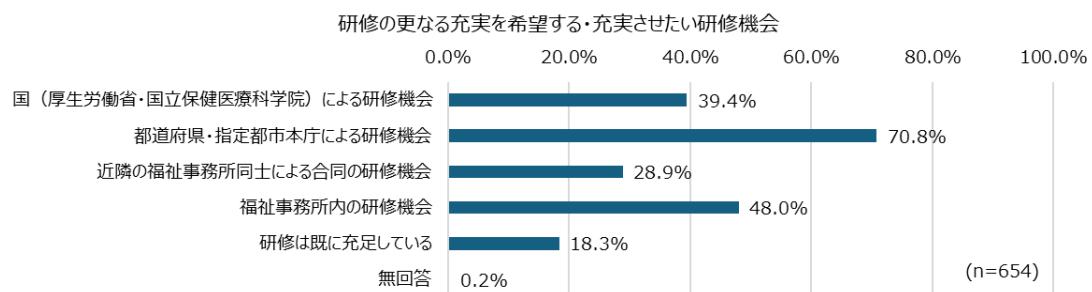
- 事例検討で取り上げている対象者像は、「障害者」が54.6%、「高齢者」が52.1%、「子どものいる世帯」が41.2%。



## 2-1-4. CWを対象とした研修に関するニーズ

## (1) 質や内容の更なる充実を希望する、あるいは充実させたい研修機会 (MA)

- 更なる充実を希望する、あるいは充実させたい研修機会は、「都道府県・指定都市本庁による研修機会」の割合が最も高く70.8%、次いで「福祉事務所内の研修機会」が48.0%、「国（厚生労働省・国立保健医療科学院）による研修機会」が39.4%。
- 「研修は既に充足している」は18.3%。



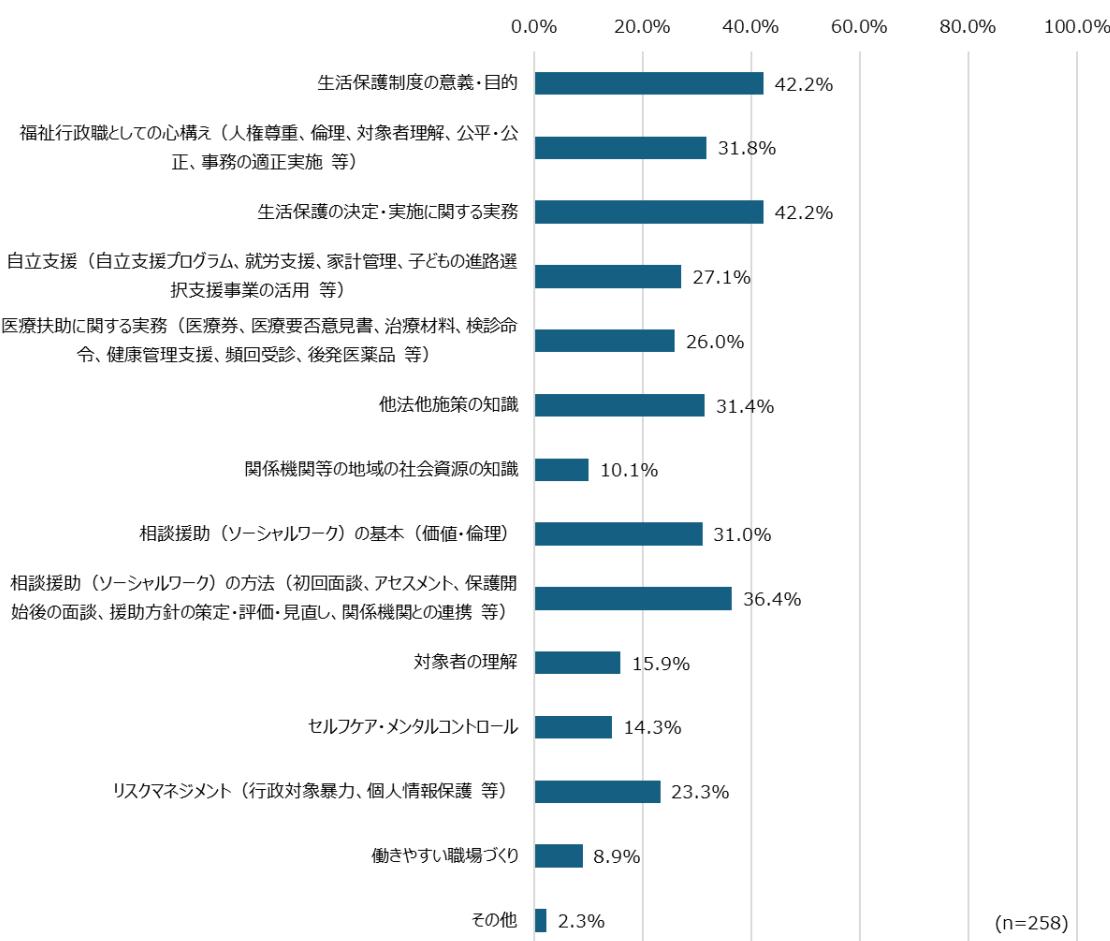
## (2) 質や内容の充実を希望する、あるいは充実させたい研修テーマ

※(1)にて「国（厚生労働省・国立保健医療科学院）による研修機会」「都道府県・指定都市本庁による研修機会」「近隣の福祉事務所同士による合同の研修機会」「福祉事務所内の研修機会」と回答した者が対象

## 1) 国に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ (MA : 5つまで)

- ・国に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマは、「生活保護制度の意義・目的」と「生活保護の決定・実施に関する実務」がともに42.2%、次いで「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」が36.4%。

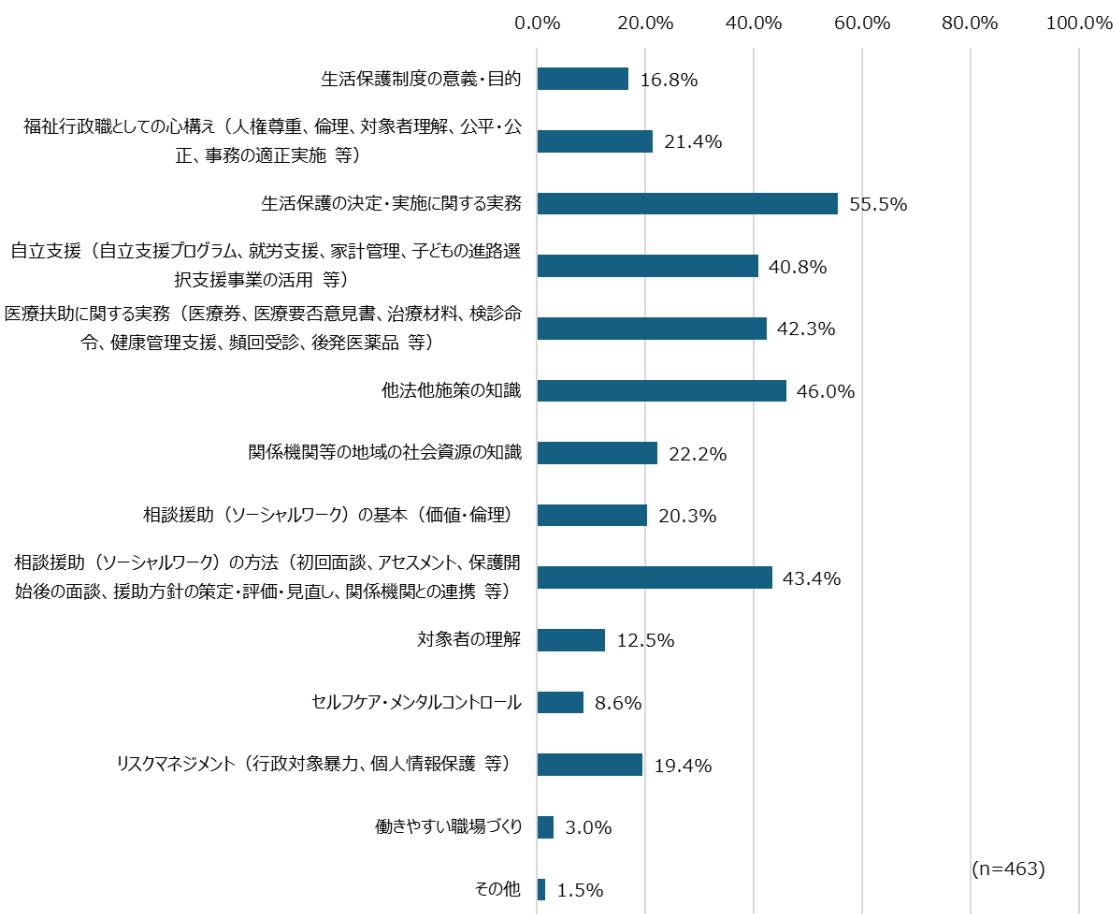
【国】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ



## 2) 都道府県に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ (MA : 5つまで)

- ・都道府県に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマは、「生活保護の決定・実施に関する実務」が 55.5%、「他法他施策の知識」が 46.0%、「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」が 43.4%。

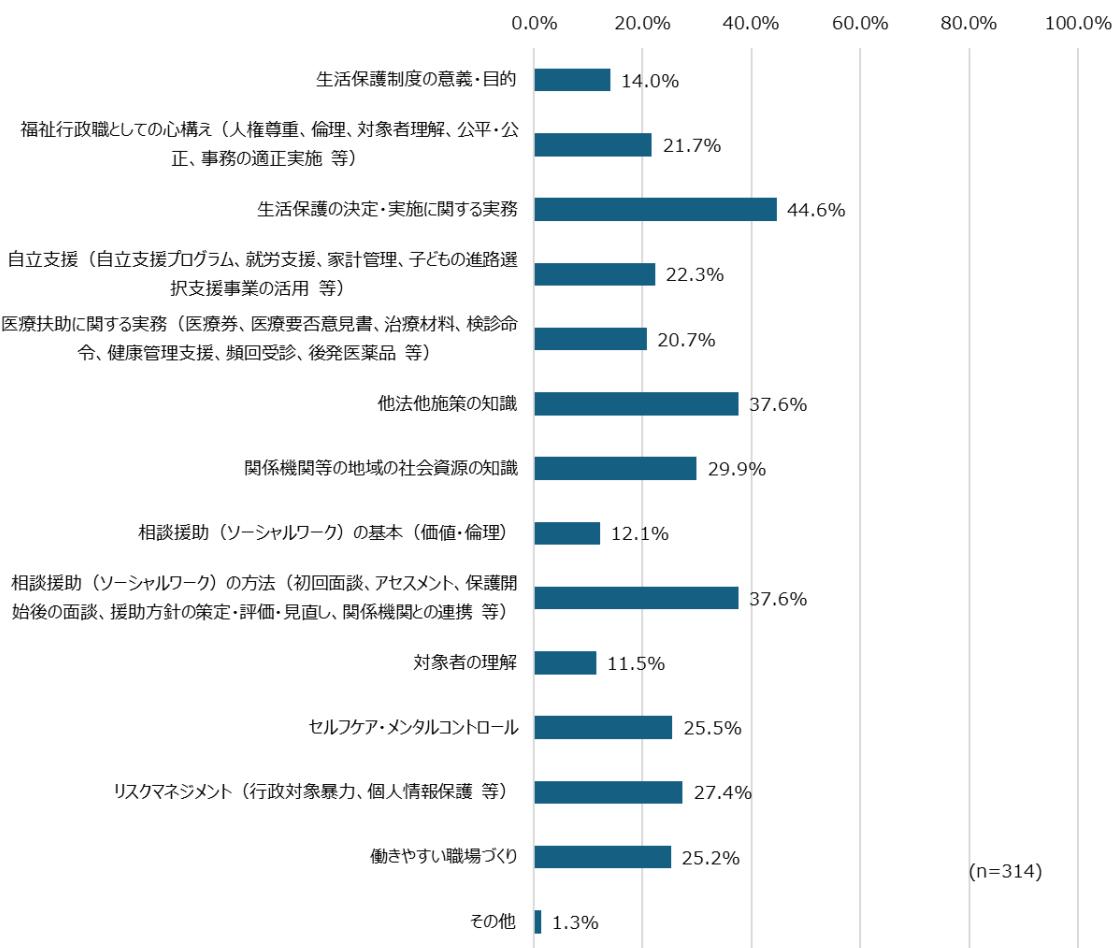
【都道府県】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ



## 3) 福祉事務所において質や内容を充実させたい研修テーマ (MA : 5つまで)

- ・福祉事務所において質や内容を充実させたい研修テーマは、「生活保護の決定・実施に関する実務」が44.6%、「他法他施策の知識」と「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」が37.6%。
- ・「セルフケア・メンタルコントロール」や「リスクマネジメント」、「働きやすい職場づくり」については25.2~27.4%となっており、国や都道府県への研修ニーズに比べると割合が高い。

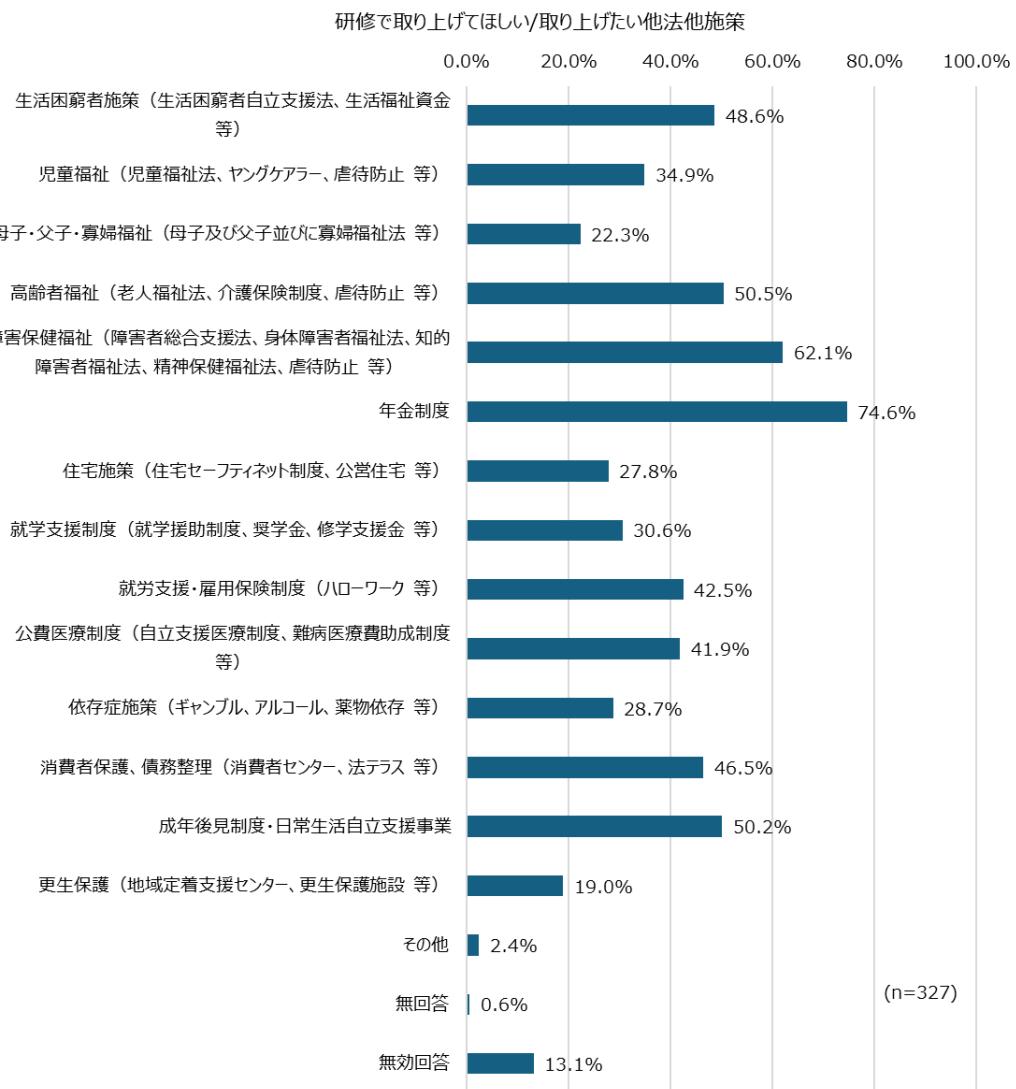
【福祉事務所】において充実させたい研修テーマ



## (3) 特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策 (MA)

※(2)にて「他法他施策の知識」と回答した者が対象

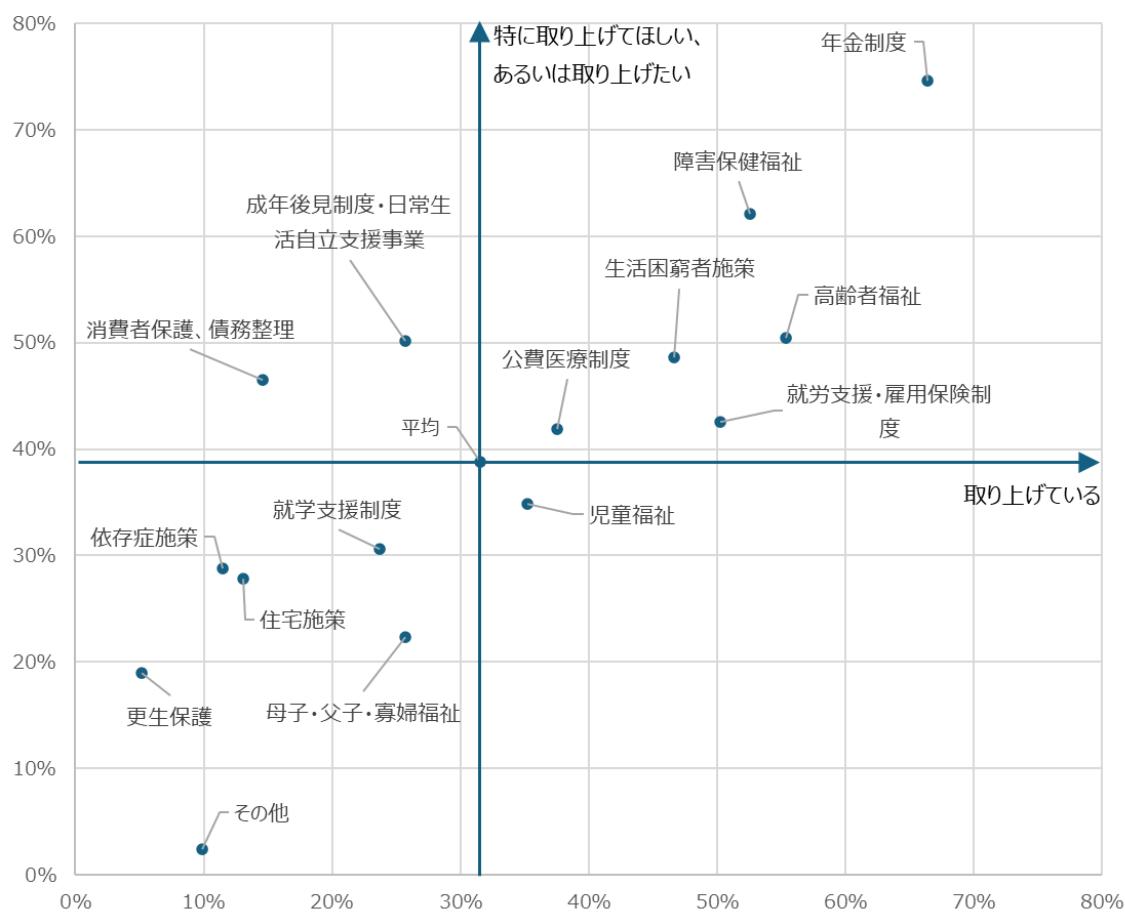
- 研修で取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策は、「年金制度」の割合が最も高く74.6%、次いで、「障害保健福祉」が62.1%、「高齢者福祉」が50.5%、「成年後見制度・日常生活自立支援事業」が50.2%。



「2-1-3. CWを対象とした所内研修の実施状況」において「(5)取り上げている他法他施策」と、上記、「2-1-4. CWを対象とした研修ニーズ」において「(3)特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策」を図化したものが下図である。

- ・他法他施策について、取り上げている割合や取り上げたい割合の平均\*を基準に比較すると、「年金制度」や「障害保健福祉」、「高齢者福祉」、「生活困窮者施策」、「就労支援・雇用保険制度」、「公費医療制度」は平均に比べ、既に研修テーマとして取り上げられているが、さらに取り上げたいテーマとなっている。
- ・他方、「成年後見制度・日常生活自立支援事業」や「消費者保護、債務整理」は平均に比べ、研修であまり取り上げられていないものの、取り上げてほしい・取り上げたいテーマとなっている。

他法他施策に関する研修の実施状況と充実意向



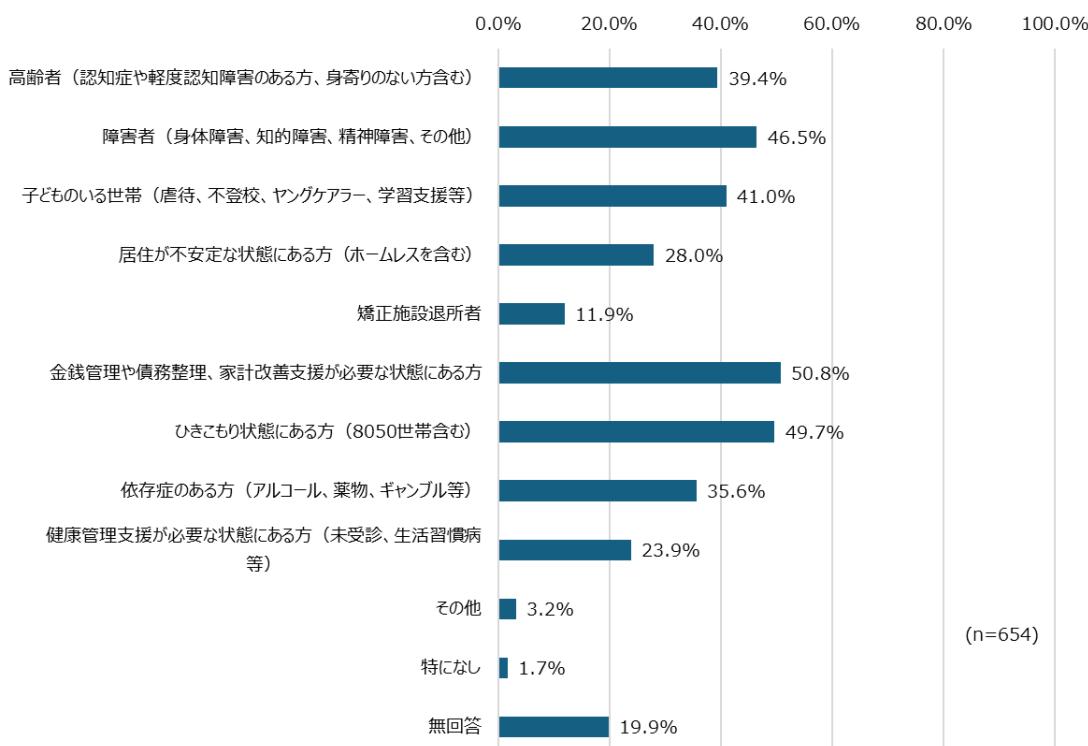
\*平均…各テーマに対する回答割合の平均

## (4) 事例検討で特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像 (MA)

※(1)にて「国（厚生労働省・国立保健医療科学院）による研修機会」「都道府県・指定都市本庁による研修機会」「近隣の福祉事務所同士による合同の研修機会」「福祉事務所内の研修機会」と回答した者が対象

- 事例検討で特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像は、「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」が50.8%、「ひきこもり状態にある方」が49.7%、「障害者」が46.5%、「子どものいる世帯」が41.0%。

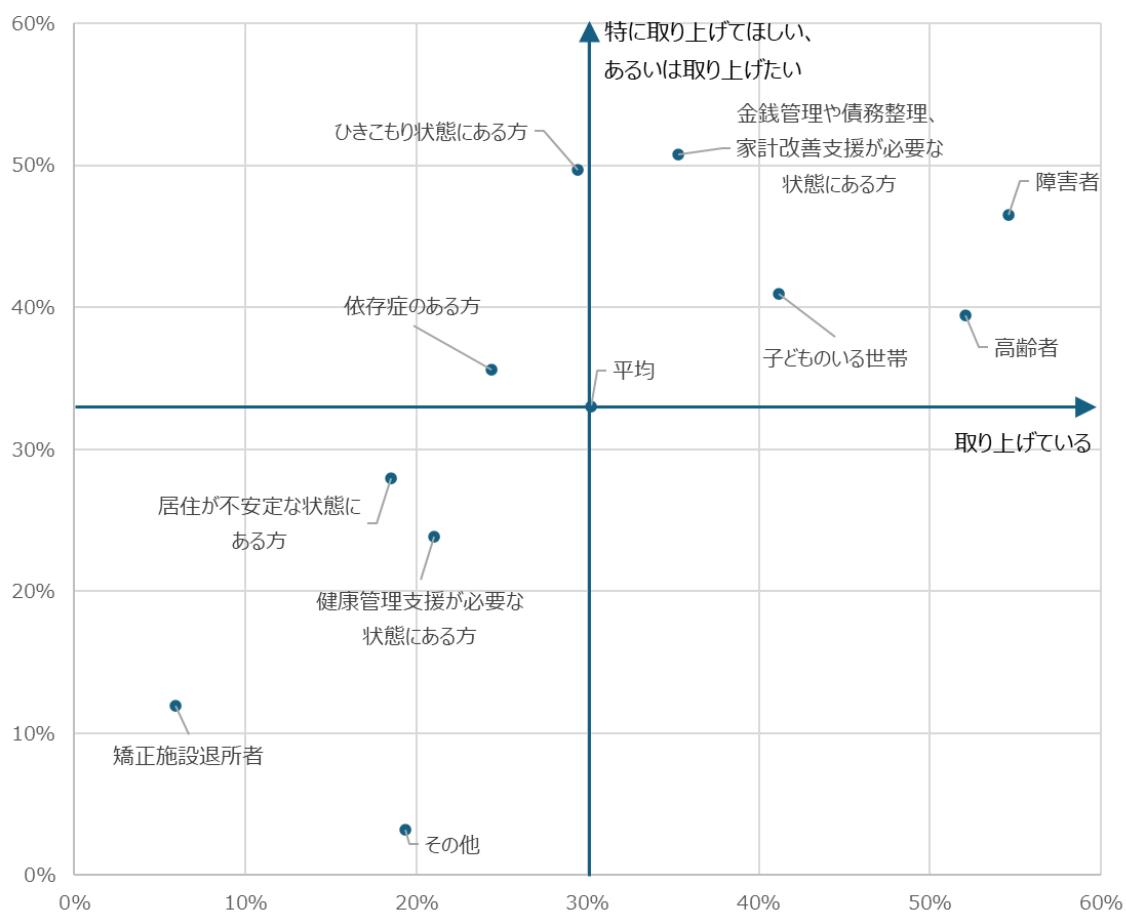
事例検討で取り上げてほしい/取り上げたい対象者像



「2-1-3. CWを対象とした所内研修の実施状況」において「(6)事例検討で取り上げている対象者像」と、上記、「2-1-4. CWを対象とした研修ニーズ」において「(4)事例検討で特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像」を図化したものが下図である。

- 事例検討の対象者像について、取り上げている割合や取り上げたい割合の平均を基準に比較すると、「障害者」や「高齢者」、「子どものいる世帯」、「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」は平均に比べ既に取り上げられているが、さらに取り上げたい結果となっている。
- 他方「ひきこもり状態にある方」や「依存症のある方」は平均に比べあまり取り上げられていないものの、取り上げてほしい・取り上げたい対象者像となっている。

事例検討の対象者像に関する研修の実施状況と充実意向



(5) その他、CWの育成や質の確保を図るための研修のニーズ※抜粋

※(1)にて「国（厚生労働省・国立保健医療科学院）による研修機会」「都道府県・指定都市本庁による研修機会」「近隣の福祉事務所同士による合同の研修機会」「福祉事務所内の研修機会」と回答した者が対象

【事例検討】

- 全国の福祉事務所が参加する研修における事例検討は、多種多様な地域性による様々な視点での考え方が参考となるため有用と考えます。
- 新人のCWは、生活保護の基礎研修とOJTを通じて業務にあたっている。OJTはとても有効だが、講義やグループワークを活用して時間をかけた育成をしていくことも重要。
- 小さい福祉事務所は、大きいところと違って事例が少ない。対象者の少ない事例の研修があるといざという時に助かる。
- 生活保護担当職員だけでなく関係機関と合同で行える研修があると良いと思います。
- 事例検討中心の研修を増やしてほしい※CWの経験不足が課題。様々な事例検討を行うなかで困難事例への対応力を強化したいため。

【実務研修】

- 質の確保を図るために、実務に関する研修をきちんとしてほしい。
- 債権や援助方針、税務調査など生活保護実務に即した内容について。
- 研修を通して他法他施策に関する基本的な要件や申請等手続きの流れを把握し、被保護者のニーズに沿ったケースワークを実施していきたい。
- 他法他施策に係る知識を学ぶ機会が少なく、研修を実施してほしいとの要望が多い。

【基礎研修】

- 生活保護制度の実務の未経験者が配属されることも多いため、一通りの基本的な業務について網羅された研修。
- 生活保護の決定・実施に係る事務に置いて、法的根拠やルールの意図を理解する研修
- 最低生活を保障する国制度であり、国民の生存権を保障する制度であるにも関わらず、水際等のように侵害する報道が数多くある現状に対して、社会福祉の保障における倫理観や福祉の推進等、個々の価値観の醸成できる研修がより必要。

【支援技術】

- 問題が多重にあるケース対応が多く、CWの育成や質の確保するために、多面的な課題の捉え方や視点が理解できる研修があるとありがたいです。
- 複雑で困難な課題を持つ被保護者や世帯への支援技術や、対象者との関係性の構築方法などが必要かと感じています。
- 受給世帯に係る個別課題の把握が苦手な職員が多い。福祉職経験の少ない職員は、地域資源やインフォーマル支援の知識が乏しく、個別課題解決の引き出しが少ない。経験ベースの対応方法をどのように研修で伝えていくか苦慮している。

- 個別支援をするうえで最も重要なのはアセスメント能力の向上であると思います。しかししながら、私自身、今年度から初めて生活保護業務を行うにあたり、CW研修、SV研修を受講させていただきましたが、アセスメントの講義は全くありませんでした。これでは被保護者の自立支援に向けた課題の抽出や支援は難しいと思います。

#### 【組織運営】

- スケジュール管理やストレスマネジメントなど、環境面に関する内容について実施ニーズが高い。
- ハードクレーム、いわゆるモラルハラスメントに対応する研修。

#### 【他自治体・他事務所合同】

- 法定受託事務であることを踏まえ、自治体内の研修にとどまらず、他自治体の取組（自立支援プログラム）が分かる研修を開くことで見識が広がるのではないかと思います。
- 他の福祉事務所でのケースワークや事務処理方法などを学ぶ機会があれば、CWの知識、技術向上に役立つと考えます。

#### 【受講機会】

- 国での研修受講機会をもっと拡大してほしい。
- 講義動画を動画共有サイトに積極的に掲載し、研修を容易に受けられる環境を整えてほしい。
- CWが各自の通常業務に支障をきたさないよう、リモートラーニングの教材があればよい。

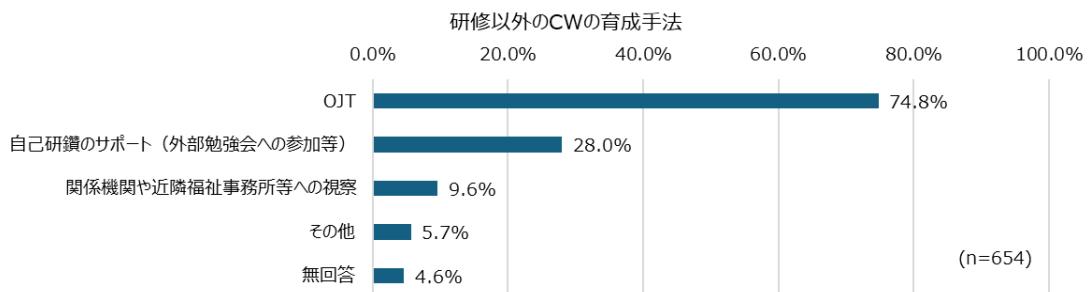
#### 【研修の企画】

- 都市部と地方（山間部や離島等）では対象となる世帯に偏りがあるため、ある程度の地域特性に応じた研修があるといい
- 制度の変化等にタイムリーに対応できるような研修が必要と思われる。（例：医療扶助オンラインシステムの運用など）

## 2-1-5. CW の人材育成（研修以外）の状況

## (1) 研修以外の CW の育成手法 (MA)

- 研修以外の CW の育成手法は、「OJT」が 74.8%、「自己研鑽のサポート（外部勉強会への参加等）」が 28.0%。



## (2) OJT を行う上で重視していることや課題

※ (1) にて「OJT」と回答した者が対象

## 1) 重視していること（自由回答）※抜粋

## 【人間関係の円滑化・組織作り】

- 新任ケースワーカーを経験年数のあるケースワーカーで挟むような座席配置にしている。
- 組合せを万遍なく変えた 2 人 1 組で定期訪問に出ることにより、学び合いの機会だけでなく、コミュニケーションを図っている。
- SV や先輩 CW に相談・質問しやすい環境づくりを心掛けている。CW が巻き込まれた事件・トラブルを念頭にケースとの適切な距離感・関係性構築について注意喚起している。

## 【育成担当職員の選任】

- 実務指導員を決め、基本的なことは実務指導員が教え、実務指導員の質が統一されるように実務指導員に対して連絡会（研修）を実施している。実務指導員の負担が大きいため、現業研修を実施し新任を必修にして業務を教えている。
- メンター制度を導入し、マニュアルをもとに教育を行っている。
- サブトレーナーをつけてトレーナー不在時も対応できるようにしている。責任職がトレーナー研修を実施し、トレーナーより育成状況を確認し、今後の育成について検討、共有している。

## 【情報共有・周知による内容の統一】

- 各 CW 同士で分からぬ事を相談しやすい体制を作り、全体に周知すべき事案については SV が取り上げ、全体会議の中で内部研修を行っている。
- 課内でワーキングチームを作り、ワーキングの成果として事例集（疑義照会結果等）の編綴をしたり、業務マニュアルなどを作成し、情報の共有に努めている
- 事務の統一化が必要な事案については LoGo チャットを通じて速やかに周知する。

**【CWの主体性を重視した育成】**

- 一つの仕事をケースワーカーが完遂しなければ本人の経験値として残らないので、緊急かつ重要な事案を除いて、上司はすぐに答えを教えたり介入しすぎず、必要最低限の助言にとどめ、まずは一人で最後までやり遂げてもらう。
- CWは直接被保護者ケースと向き合うため、ある程度その場で判断ができる必要がある。そのため、CW自身でまず保護手帳等を活用して考え、ある程度答えをだしてから、同僚や上司に「このようにしようと思っている」と相談できるようにしている。
- しっかり理解するために、まずはCWが自ら考える。その後に些細な不安や疑問を聞いて一緒に解消する。具体的な目標を決め、手順を決め、やってもらう。振り返る。

**【実務・実践を通して】**

- 査察とCW、CW同士の同行訪問により、面接技術の違い等を感じてもらって、他のケースワークを生かすことを実践している。
- SVの助言だけでなく、経験のあるCWと課題を共有し、対応力のスキルアップを図っている。経験のあるCWと担当地区を一緒にして同行訪問することで、実践を通してソーシャル技術を高めている。

**【振り返り】**

- 1日の業務終了後に振り返りを行い、改善すべき点や気が付いた点をトレーニー側にフィードバックする。
- 処遇困難ケース等のCWが対応困難な面接場面に積極的に同席し、対応の負担を軽減しつつも、CW自身が今後の対応に活かせるよう見本を示すことを意識し、面接後に振り返りを行っている。
- 重視していることは、問題等が起こった場面でなるべく時間を空けずに、本来はこうすべきだったのでは等の話をすることにしている。

**【根拠確認・提示】**

- 生活保護手帳を始めとする客観的根拠に基づく保護の決定を重視している。
- 不明なことは可能な限り早くSVへ確認しミスを防いでいる。SVとの確認時にも分からなかつたことは県の生保担当者へ電話確認を行い後任にも分かるように文書で残している。
- 前例踏襲や口伝ではなく、必ず根拠法令や保護手帳や別冊問答集などの根拠を示したうえで教えるようにしている。判例が少ないケースなどは、他のCWにも情報共有している。
- CWの学びを促すため、生活保護の原理・原則に即した適切な対応であるか一緒に確認している。

**【メンタルヘルス】**

- 業務により抱えるストレス、困難を一人で抱えないようにすること。担当職員の業務量が過大とならないようにすること。

## 2) 課題（自由回答）※抜粋

## 【人または時間の不足・多忙】

- SV が多忙で丁寧に指導を行う余裕がない。また、CW も忙しい(SV が指導したいタイミングで外出、面談、電話対応などしており、お互いのタイミングが合わずに時間が経過してしまったり日にちが空いたりすることもある)。
- 対象ケースの抱える課題が複雑化しており、ケース対応に時間をかけ、OJT にかける時間をとることが困難になってきている。

## 【モチベーション・意欲の低さ】

- 業務の多忙・煩雑さにより、モチベーションが上がらない CW への意欲の向上支援。
- CW によってモチベーションや技量の差が大きく、統一的な OJT は難しい。

## 【経験値の少なさ】

- SV や CW の短期間での異動により OJT が十分に機能できない年度が多々ある。コミュニケーション能力や大前提の事務能力に著しく欠ける職員への対応に労力を割かれている。
- CW の経験年数が浅い CW が多く、特定の職員へ負担が偏りがちである。
- 日常的に業務を教える先輩 CW 自身がコロナ禍の影響などもあり、訪問等の経験が乏しくなっている。また、全般的に若い職員の異動ペースが速いため経験や知識が継承されにくくなっている。

## 【統一的 OJT の困難さ】

- SV がスーパービジョンを学習できる機会が少ないことに加え、振り返りをおこなう機会も少ない。SV 自身も知識、経験が異なることから、同じ質での OJT が難しい。
- 新任 CW1 名に指導役の CW が 1 名着く体制で OJT を実施しているため、指導役 CW の知識・経験に依存した指導になってしまいがちであること。
- 生活保護業務を行う上で、福祉行政に係る総合的な知識が必要となってくるため、膨大な知識量が必要となる。そのため、一度に伝えることは難しく、個々のケースに対応しながら、その都度対処しつつ伝えていくこととなってしまう。

## 【その他】

- DX の普及に伴い、生活保護手帳及び別冊問答集、又、生活保護運用事例集（東京都事例集）の事例に当たはまらないようなケースが出てきている。
- OJT のみでは人材育成にも限界があると考えている。当所は小規模事務所のため、ノウハウを蓄積している近隣の福祉事務所に事務処理等を確認するよう助言をしている（福祉事務所同士のつながりを活用して行きたい）。
- CW のメンタルヘルスに関しては個人差もあり、悪化していることに気付くのが遅くなる傾向があるため課題と感じている。

## (3) その他、研修以外の人材育成について（自由回答）※抜粋

## 【人事施策】

- 自治体の人事運営上、三科目主事の該当というだけで配置される職員がほとんどで、福祉と対人援助の知識経験が全くない中での人事異動が多い。
- 専門職の採用や、税・健康保険・介護保険・年金などの社会保障業務経験がある職員をバランス良く配置するなどの「組織方針」がなければ、レベルを上げたところで、その維持は不可能であると思う。

## 【目標設定・管理】

- 市独自のツールとして、新任ケースワーカー育成ツールを作成している。毎月業務の習熟度自己評価を実施し、SVとも共有。業務に即したツールのため、CW・SVにとっても共通認識を持ちやすく、目標も立てやすい。業務の切り出しや具体性がCW、指導役にとって重要と感じる。
- 各自分が目標を設定し、目標達成のために努力した結果を適正に評価しフィードバックすることで、次の目標へ繋げていくことが必要。

## 【研修機会】

- 福祉に関する知識や経験がなく配属される職員が多いため、ソーシャルワークに関する理念、目的、基礎的な相談援助技術に関する研修、支援者としての心構えのような研修が必須である。多機関連携や多機関協同の重要性について学ぶ機会がない。
- 座談会等を通じ、他課の専門職と交流する機会を設け、互いに業務連携をしやすい環境を整えている。連携を進めることで援助技術の向上につながっている。
- 当福祉事務所は規模が小さいため、人材育成のために近隣の福祉事務所との連携がかかるない。

## 【メンタルヘルス】

- 対人業務であり、CWのストレスも課題であり、心身ともに健康で業務に専念できる職場づくりが必要であると考えている。
- セルフマネジメントの徹底とメンタルヘルス及びライフワークバランスの管理に重きを置いている。

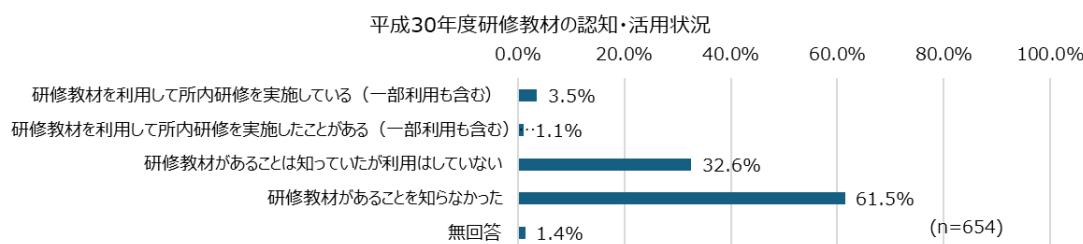
## 【その他】

- ケース記録の作成に当たり、業務の効率化、CW毎の平準化の観点から、効果的な作成方法等があれば参考にしたい。また、生保システムの運用に当たり、システム操作に精通した人材が必要と思われる。
- 一般行政職 CW のキャリアアップについて、どう位置付けていくか。CW 経験のない一般行政職 SV の OJT について、どうあるべきか。

## 2-1-6. H30年度研修教材について

## (1) H30年度研修教材の認知・利用状況 (MA)

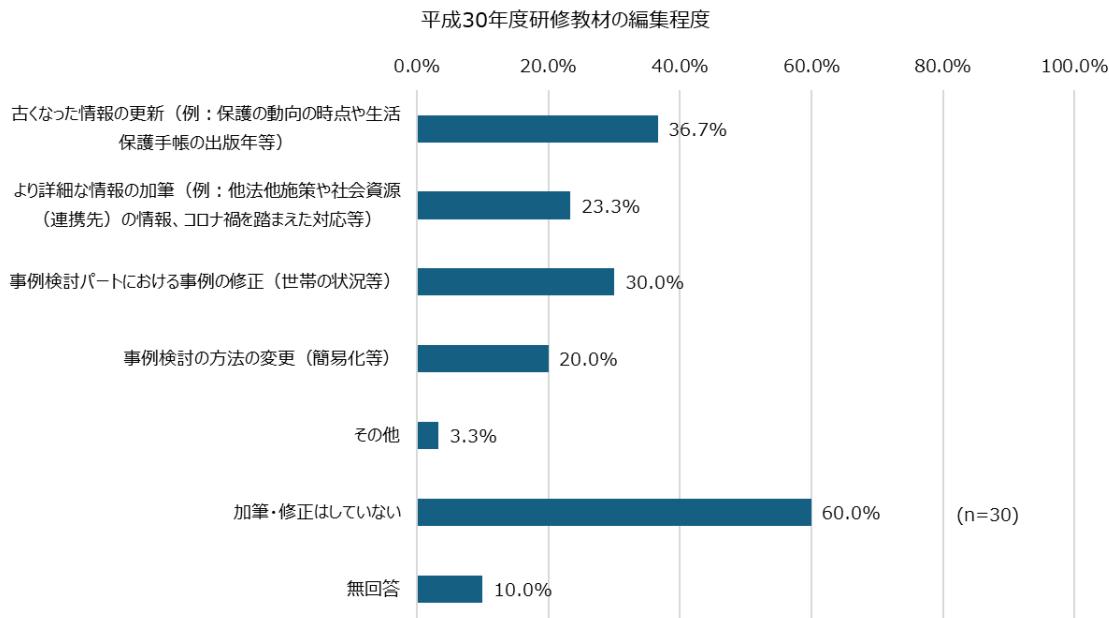
- ・H30年度研修教材の認知・利用状況は、「研修教材を利用して所内研修を実施している」は3.5%、「研修教材を利用して所内研修を実施したことがある（一部利用も含む）」が、現在は使っていない」が1.1%、「研修教材があることは知っていたが利用はしていない」は32.6%。
- ・「研修教材があることを知らなかった」は61.5%



## (2) H30年度研修教材の編集の程度 (MA)

※(1)にて「研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）」又は「研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）」が、現在は使っていない」と回答した者が対象

- ・H30年度研修教材の編集の程度は、「加筆・修正はしていない」が60.0%、「古くなった情報の更新」が36.7%、「事例検討パートにおける事例の修正」が30.0%。



## 2-1-7. 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

## (1) 研修教材へのニーズ※抜粋

## 【法の解釈と運用】

- 生活保護法の逐条解説（平成26年8月20日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「生活保護法の逐条解説の送付について（その1）（情報提供）」において順次情報提供し最終的に冊子にまとめて配布するとされているが、以降の情報提供が無いため）
- 生活保護手帳、生活保護手帳別冊問答集等の読み解き方・解説のさらなる充実。
- これまでの通知において、福祉事務所の誤った解釈がもとになり、会計検査で指導を受けた内容等をピックアップしたものを作成いただきたい。

## 【生活保護の決定・実施】

- 初めてケースワーカー業務を行う者を対象とした、申請から開始までの一連の手続きや制度上の主な取扱いがまとめられたものにしてほしい。
- 生活保護の決定、実施に係る実務に対応した研修教材が欲しい。
- 要否判定の手法、保護費算定の手法等、実務に即した内容としていただきたい。
- 高齢者の増加に伴う介護扶助費の増大に対応するための研修。
- 年金制度（手続きの方法、受給権の確認の方法など）のカリキュラム。
- 債権（78条・63条・戻入債権）管理について充実した研修教材を作成してほしい。

## 【事例検討】

- 複合的な課題を持った方が生活保護受給者となる可能性が高いことから、支援方法の参考となる教材があれば助かります。例：事例による成功例と失敗例など
- 指示違反廃止や失踪廃止等の事例検討を充実させていただきたい。
- 国立市で作成している「生活保護きほんのき」のような事例を含めた教材としてほしい。
- 就職氷河期世代の加齢に伴う8050問題の深刻化
- 被保護者の高齢化に伴う医療費高騰や孤独死前後の対応も急務
- 孤立する被保護者等の支援方策及び制度

## 【相談援助技術】

- 福祉に関する知識や経験がなく配属される職員が多いため、ソーシャルワークに関する理念、目的、基礎的な相談援助技術に関する研修、支援者としての心構えのような研修が必須であると考えます。
- 生活保護ケースワーカーとして保護者に対する姿勢
- 面接相談の場面について、模擬面接のようなDVDがあるといいと思う。
- 自立助長援助を行うために必要な知識等

**【他法他施策】**

- 多機関連携や多機関協同の重要性に関する研修について、グループワークを通じて学ぶ機会。
- 他法他施策については、必ずしも制度の隅々までの知識を習得する必要は無く、ケースワーカーとして最低限必要となる知識に限定して幅広く知識を身につけられる研修教材が必要
- 税や労働政策など福祉分野以外の基礎的な知識がわかるものがあるとよいと思う。

**【その他】**

- マイナンバー関連業務の効果的な活用や宛名システムの利用方法等について教材に盛り込んでいただきたい。
- 審査請求や訴訟等の法的対応に備えた記録の書き方
- ケースワーカーが燃え尽きないためにどのように支援に取組むかの姿勢や理想と現実の乖離について体系的に示していただき、ケースワーカーが支援に対して燃え尽き感や罪悪感を持たなくとも良いような教材があると良いと思います。

**【H30教材に関する意見】**

- 平成30年度に作成された研修資料はとても分かりやすく現在も一部を使用させていただいている。教材の難易度について新人が4月にやるには少し難しく、2年目以降の職員がやるには簡単すぎると感じています。また「精神疾患有する方への支援」など具体的なケース対応については講師ができるだけの人材がおらず、使用したこと�이ありません。
- 研修教材を有効活用すべきと思いますが、平成30年度編纂とすると内容はコロナ禍前夜だったことになり、家庭訪問調査の準備・実施、世帯とのかかわりの深度の確保についての感覚がやや変質している昨今の状況を反映したアップデートが求められます。

**(2) 形式や媒体、活用方法に関する意見※抜粋****【動画】**

- 紙媒体以外でも教材を作成してほしい（DVD、動画、データ等の電子媒体）
- 地方の福祉事務所であるため、中央（東京都）での研修は参加しにくいため、オンラインや動画配信などの研修機会も検討していただきたい。

**【編集可能な教材】**

- 編集可能なパワーポイント等の形で配付してもらえば使いやすいと思われます。

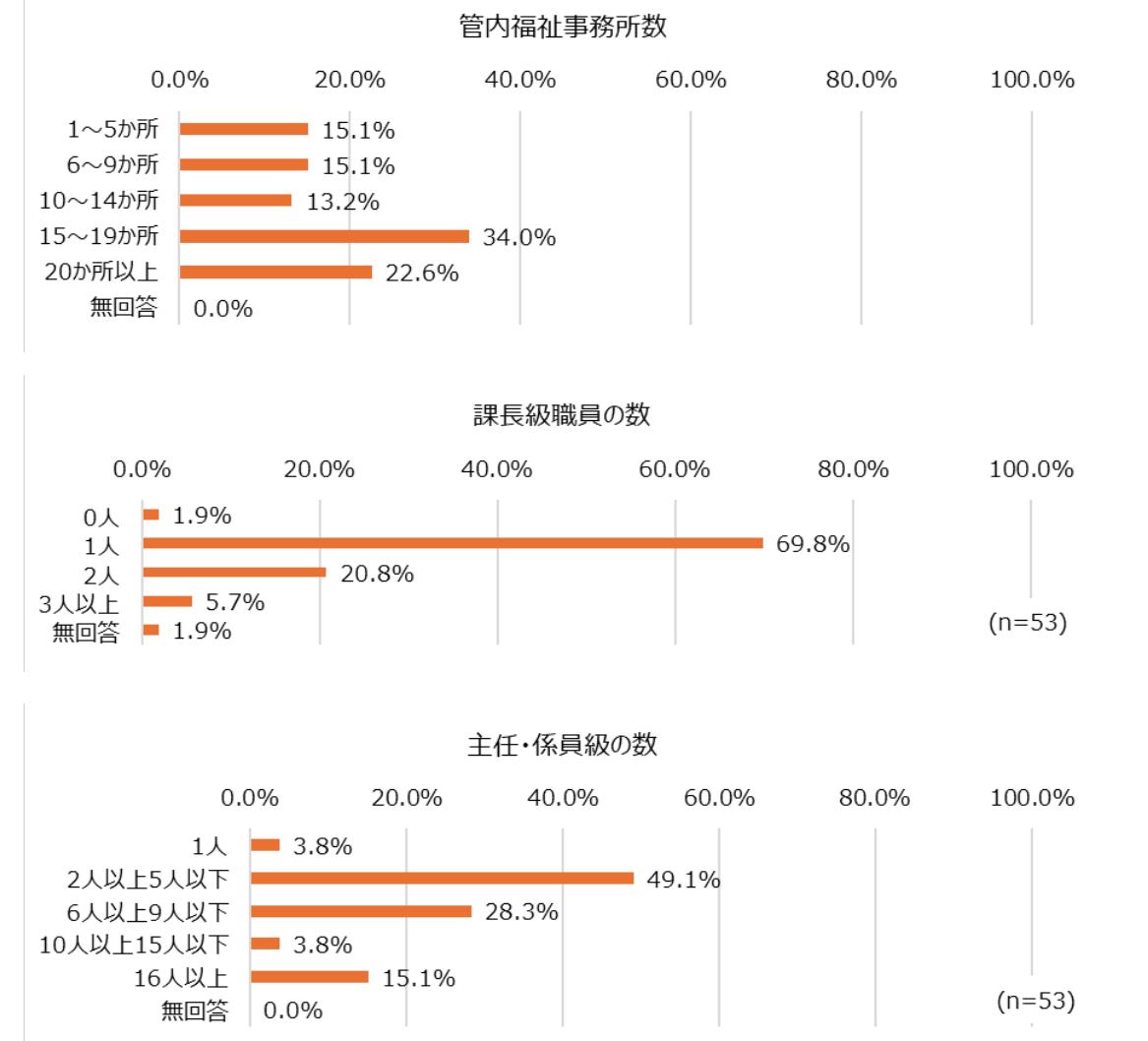
**【広報・周知】**

- SV・CWともに異動があり、研修教材が引き継がれない可能性があるため、毎年度研修教材を周知していただけるとありがたいです。

## 2-2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査の結果

## 2-2-1. 回答者属性

- 回答者の属性は、「管内福祉事務所数」は「15か所～19か所」が34.0%であり、「課長級職員の数」は「1人」が69.8%、「主任・係員級の数」は「2人以上5人以下」が49.1%となっている。

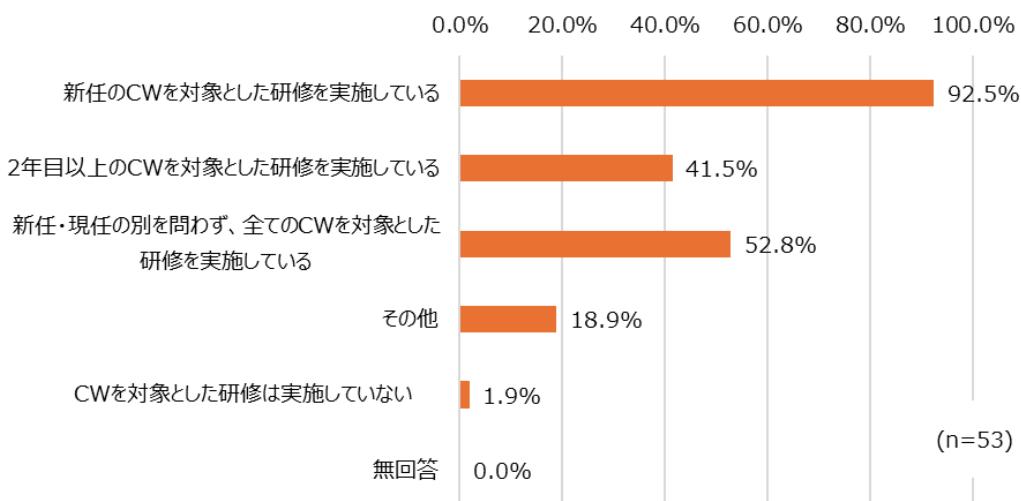


## 2-2-2. CWを対象とした研修の実施状況

## (1) CWを対象とした研修の実施状況 (MA)

- ・CWを対象とした研修の実施状況は、「新任のCWを対象とした研修」が92.5%、「全てのCWを対象とした研修」が52.8%、「2年目以上のCWを対象とした研修」が41.5%。

CWを対象とした研修の実施状況



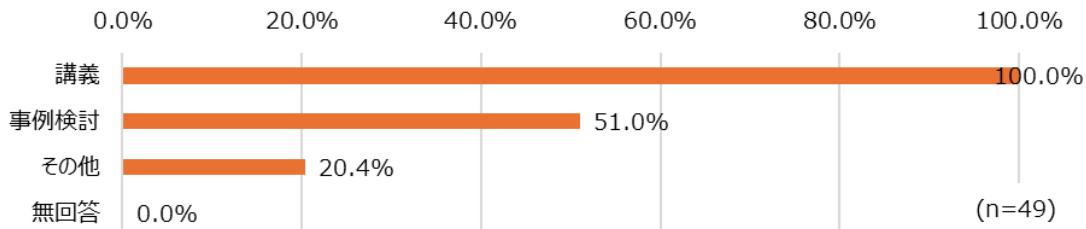
## (2) 新任CWを対象とした研修及び全CWを対象とした研修の状況

※(1)にて「新任のCWを対象とした研修」又は「新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修」を実施していると回答した者が対象

## 1) 形式 (MA)

- ・新任CW向け研修の形式は、「講義」が100%、「事例検討」が51.0%。

新任CW向け研修 形式

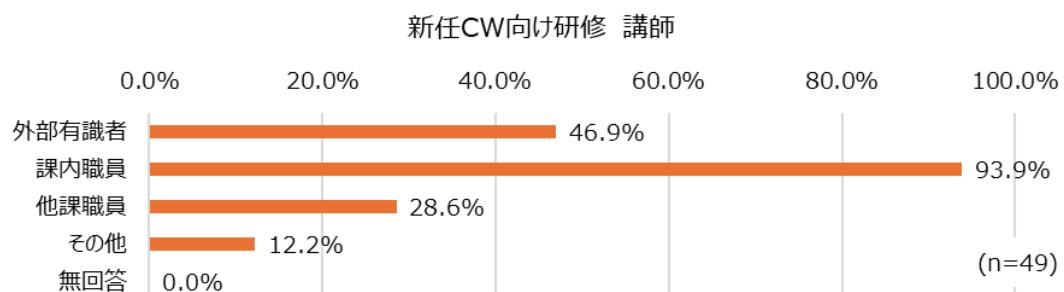


- ・全CW向け研修の形式は、「講義」が82.1%、「事例検討」が50%。

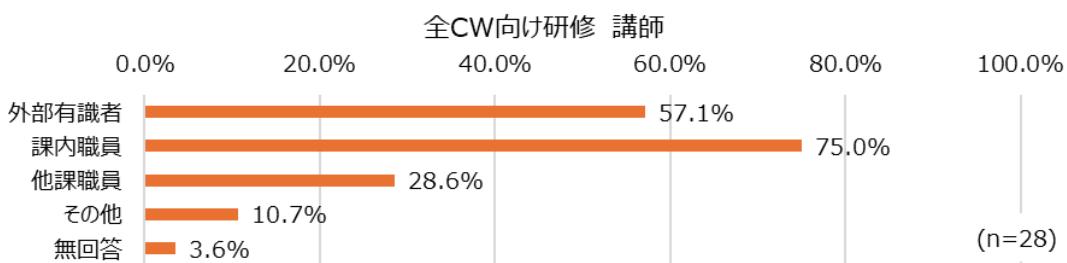


## 2) 講師 (MA)

- ・新任CW向け研修の講師は、「課内職員」が93.9%、「外部有識者」が46.9%、「他課職員」が28.6%。

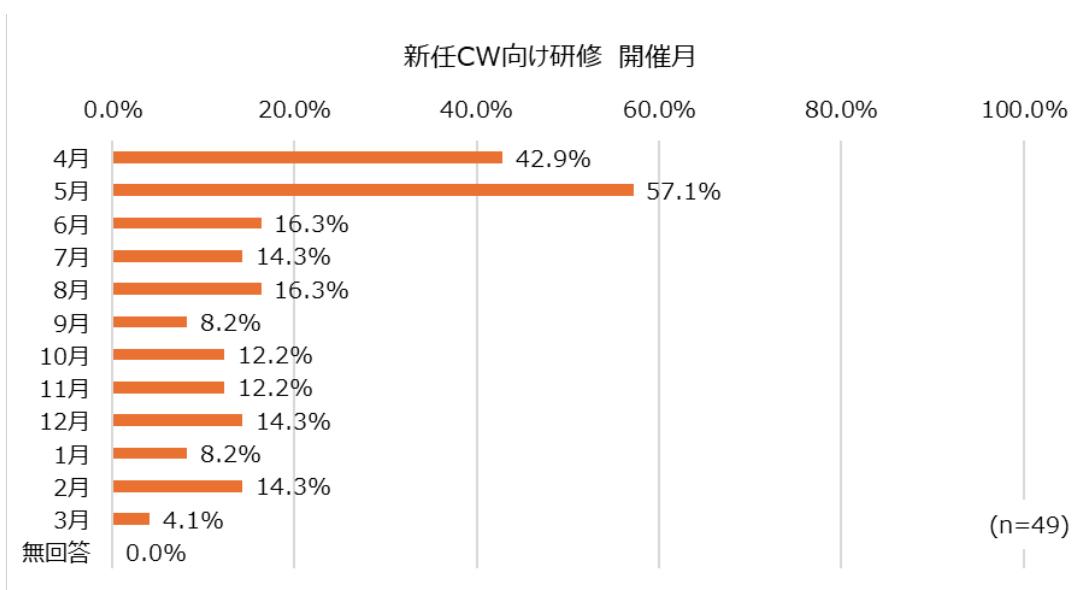


- ・全CW向け研修の講師は、「課内職員」が75.0%、「外部有識者」が57.1%、「他課職員」が28.6%。

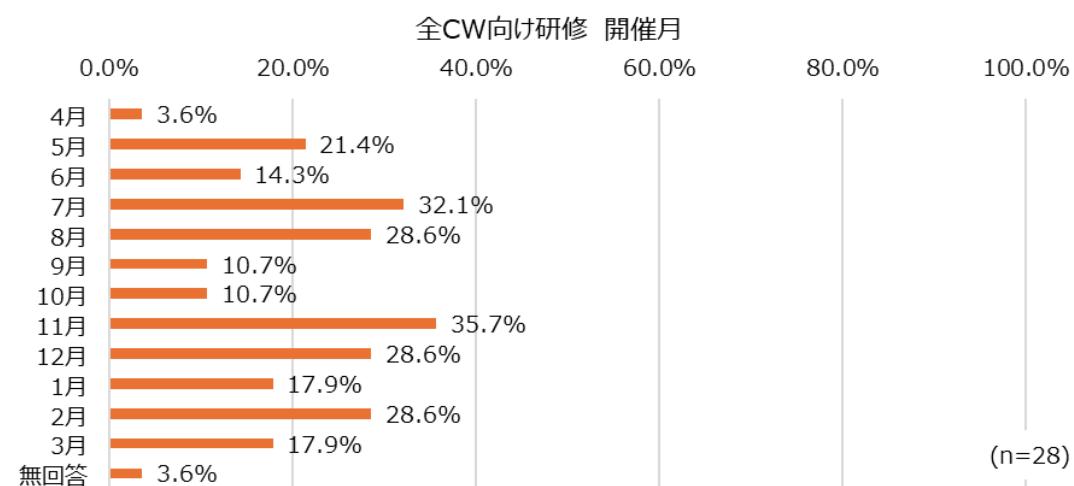


## 3) 開催月 (MA)

- ・新任 CW 向け研修は、「5月」に 57.1%、「4月」に 42.9% の割合で開催。



- ・全 CW 向け研修は、「11月」に 35.7%、「7月」に 32.1% の割合で開催。

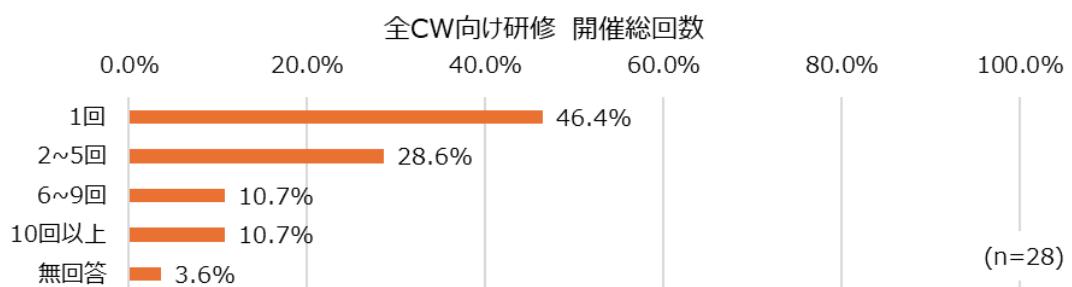


## 4) 開催回数 (SA)

- ・新任 CW 向け研修の開催回数は、「1回」が 51.0%、「2~5回」が 28.6%。



- ・全 CW 向け研修の開催回数は、「1回」が 46.4%、「2~5回」が 28.6%。



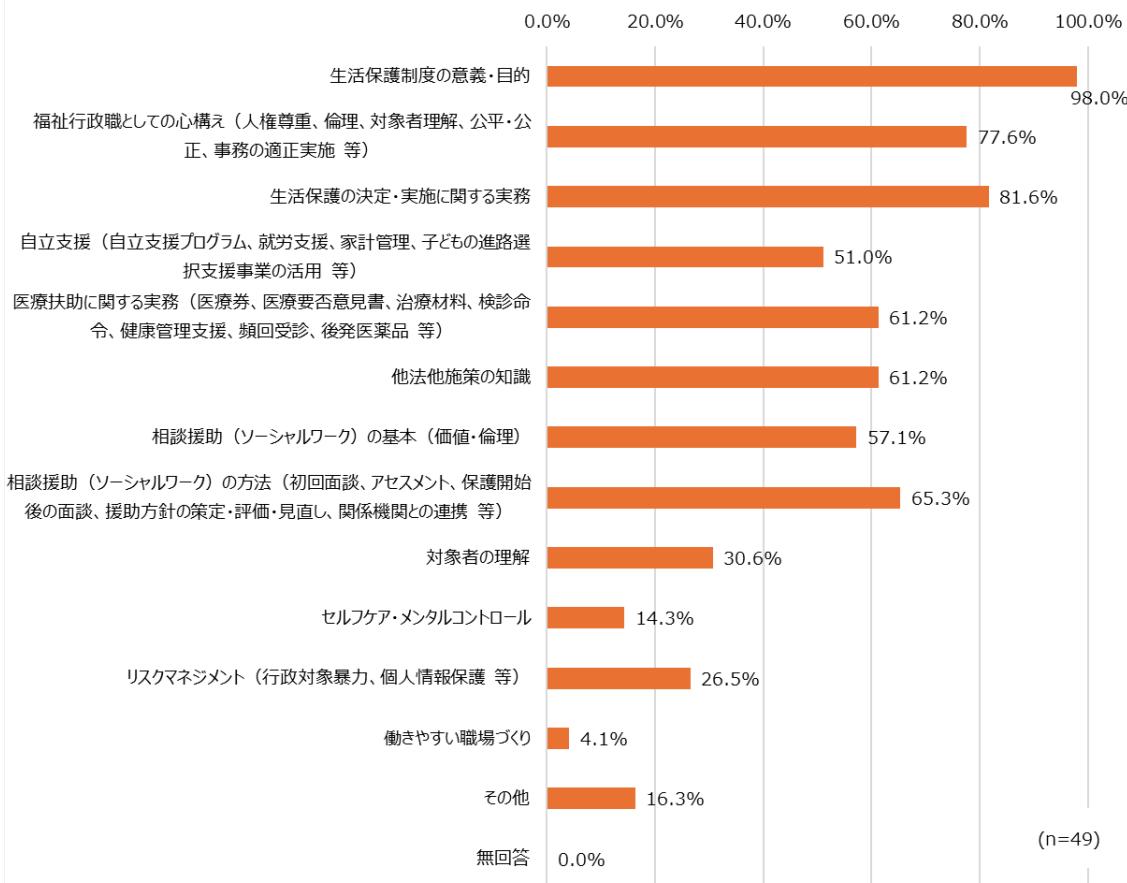
## (3) 各研修で取り上げているテーマ

## 1) 新任 CW 向け研修で取り上げているテーマ (MA)

※ (1) にて「新任の CW を対象とした研修を実施している」と回答した者が対象

・新任 CW 向け研修で取り上げているテーマは、「生活保護制度の意義・目的」が 98.0%、「生活保護の決定・実施に関する実務」が 81.6%、「福祉行政職としての心構え」が 77.6%。

取り上げている研修テーマ【新任CW】



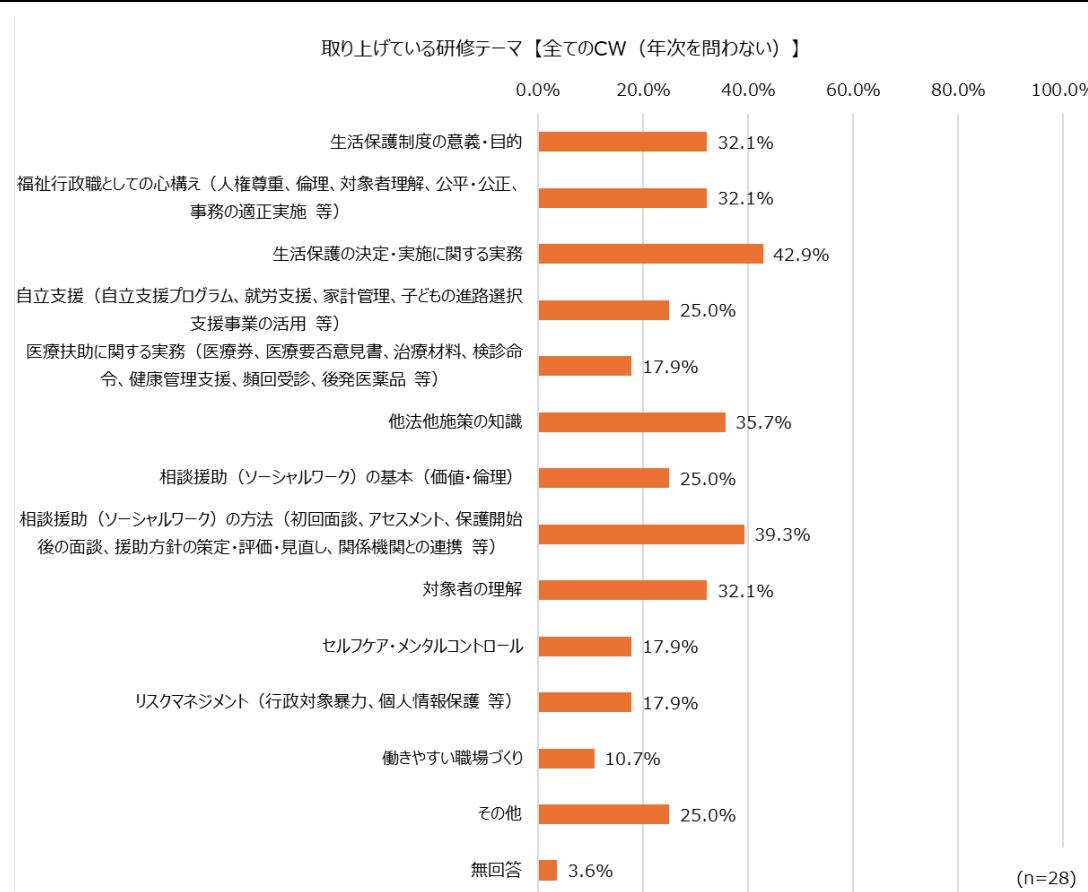
## その他（主な回答抜粋）

- ・生活保護システム操作研修
- ・社会福祉協議会と福祉事務所との連携・意見交換会

## 2) 全 CW 向け研修で取り上げているテーマ (MA)

※ (1) にて「新任・現任の別を問わず、全ての CW を対象とした研修を実施している」と回答した者が対象

- ・全 CW 向け研修で取り上げているテーマは、「生活保護の決定・実施に関する実務」が 42.9%、「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」が 39.3%、「他法他施策の知識」が 35.7%。



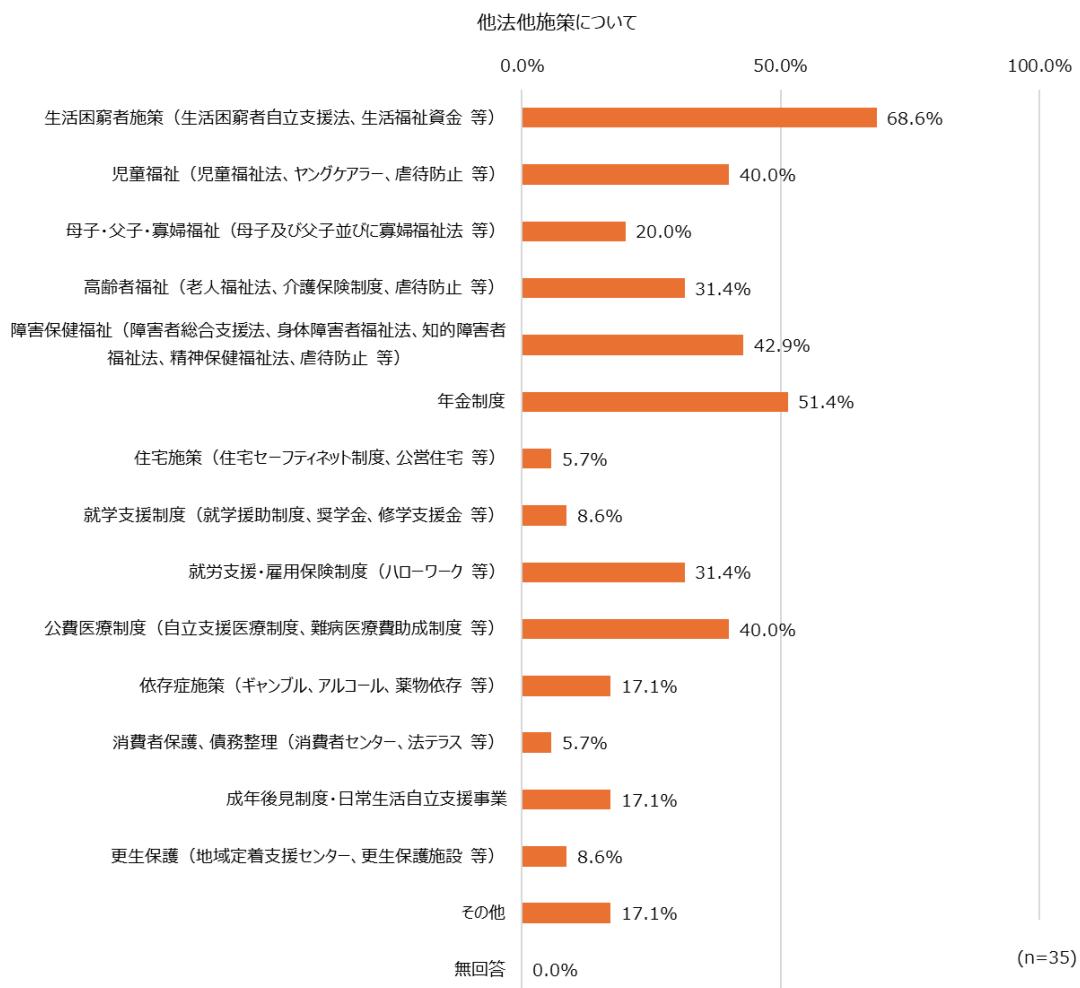
## その他（主な回答抜粋）

- ・ MSW・CSW との合同研修会
- ・ 他市交流研修
- ・ 不正受給対策研修（告訴告発に向けた準備等の心構え）

## (4) 取り上げている他法他施策 (MA)

※(1)にて「新任のCWを対象とした研修」「2年目以上のCWを対象とした研修を実施している」「新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修」「その他」を実施していると回答した者のうち、調査票問6(2)にて「他法他施策の知識」と回答したものが対象

- 研修で取り上げている他法他施策は、「生活困窮者施策」が68.6%、「年金制度」が51.4%。



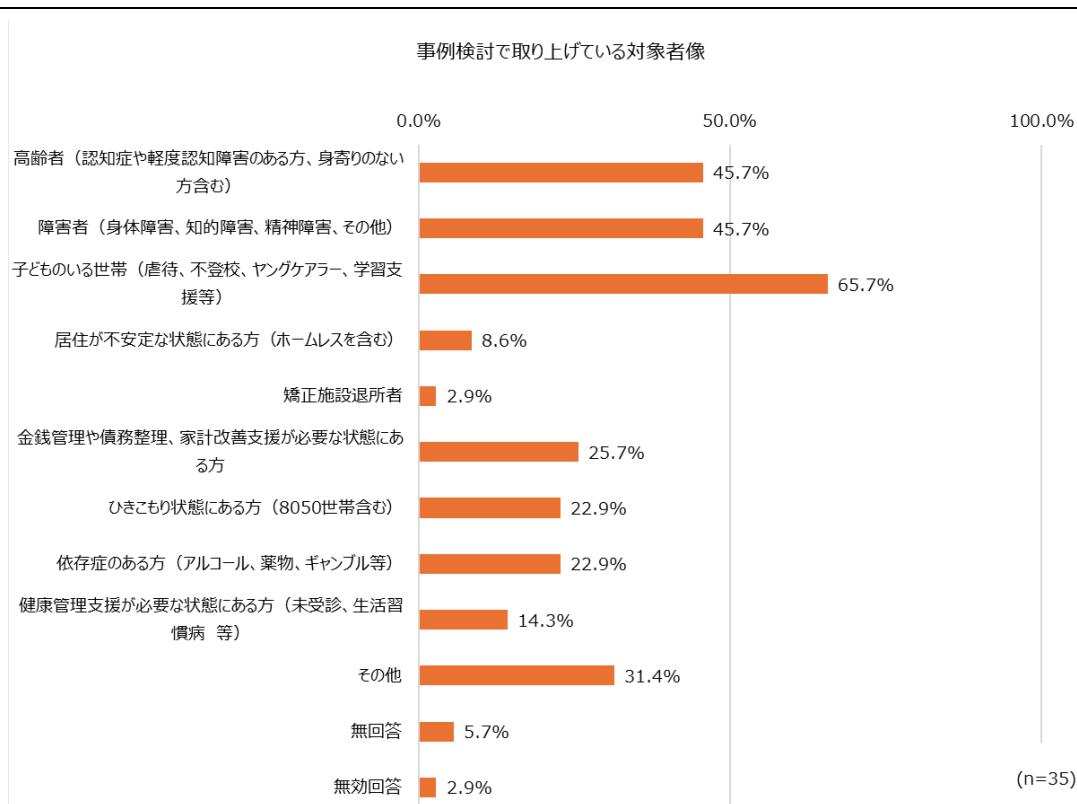
## その他 (主な回答抜粋)

- ・ひきこもり施策
- ・社会保険制度 (健康保険、雇用保険、労災保険)
- ・学費負担軽減制度

## (5) 事例検討で取り上げている対象者像 (MA)

※(1)にて「新任のCWを対象とした研修」「2年目以上のCWを対象とした研修を実施している」「新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修」「その他」を実施していると回答した者のうち、調査票問6(1)の「形式」にて「2.事例検討」と回答した者が対象

- 事例検討で取り上げている対象者像は、「子どものいる世帯」が65.7%、「高齢者」、「障害者」が45.7%。



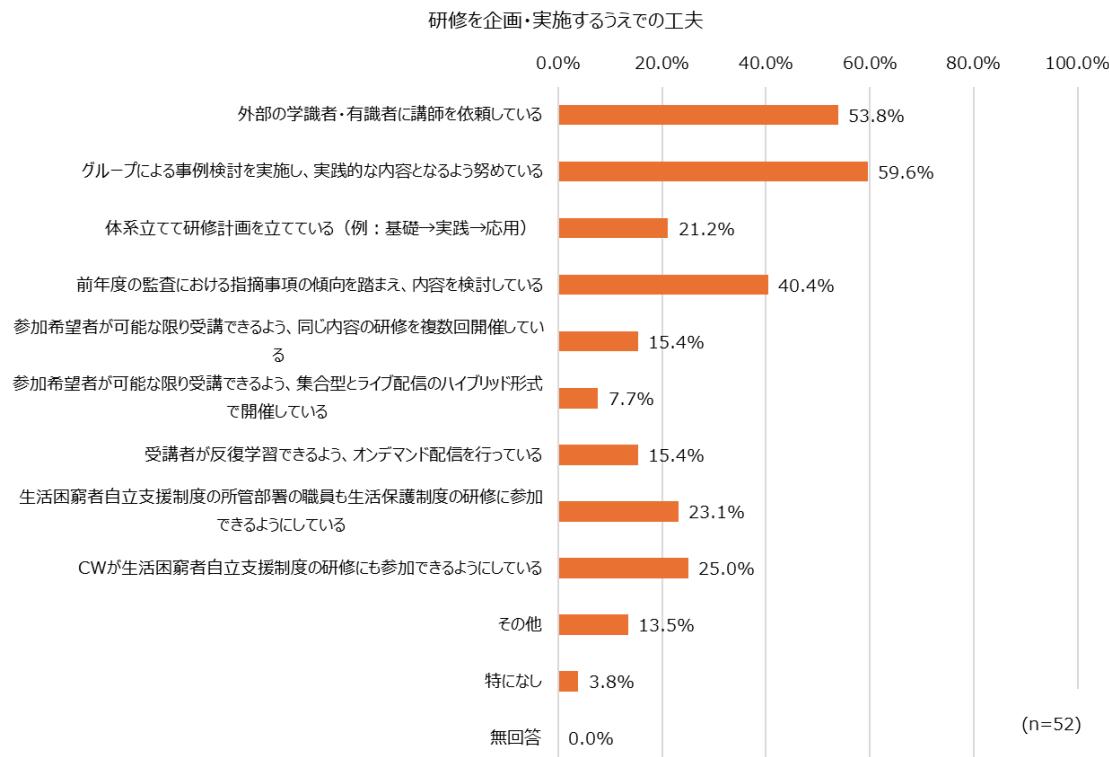
## その他（主な回答抜粋）

- 居住実態不明ケース
- 就労支援が困難な方（長続きしない方、不採用になる方、職種を限定する方）
- 自動車保有
- 参加者が当日個々に持ち寄るため開催者は対象者像を把握していない

## (6) 研修を企画・実施するまでの工夫 (MA)

※(1)にて「新任のCWを対象とした研修」「2年目以上のCWを対象とした研修を実施している」「新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修」「その他」を実施していると回答した者が対象

- 研修の企画時や実施時において工夫していることは、「グループによる事例検討を実施し、実践的な内容となるよう努めている」が59.6%、「外部の学識者・有識者に講師を依頼している」が53.8%。



## その他（主な回答抜粋）

- 個人の習熟度に応じて選択できるカリキュラムとしている。
- 各事務所、SV、CWの希望を確認

## (7) 研修を企画・実施する上で特に留意した点や工夫した点（自由回答）※抜粋

※（1）にて「新任のCWを対象とした研修」「2年目以上のCWを対象とした研修を実施している」「新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修」「その他」を実施していると回答した者が対象

## 【連携・他機関について】

- 本県では町村は県の郡部福祉事務所が管轄しているが、町村の福祉関係の窓口担当の方にも生活保護制度について理解していただくため、全町村に案内を行い、参加可能にした。
- 同じ地域の生活困窮者自立支援制度の支援機関の職員と生活保護を所管する福祉事務所の職員が情報交換、事例検討を行う場を設けることで、連携強化を図れるようにしている。
- グループワークを多く取り入れ、個人の気づきや横のつながりからの情報共有、意見交換の時間をとるように意識し、講義中心の研修とならないように工夫しています。
- 他機関連携が重要なことから、MSWの会、年金事務所と連携し合同研修会を実施している。
- 福祉事務所同士の交流になるよう配席等を留意している。

## 【アンケート・ニーズに基づいて】

- 生活保護担当職員に幅広い知識を得ていただくため、前年度のアンケート結果等に基づき、生活保護制度に関する内容ではなくCWの困りごとに少しでも寄り添った研修内容となるように検討している。
- 同内容の研修を過去に実施している場合は履修報告を求めており、その要望を加味した上で研修を実施している。
- 本課で採用しているスーパーバイザーが各福祉事務所を巡回して注意すべきだと考えたことを研修に盛り込んでいる。（年金の申請漏れ等）

## 【研修内容・構成について】

- 研修資料について、参加できなかったCW等が後日参照できるように府内サイトに掲載している。
- CWの経験年数に合わせた研修項目や難易度を設定し、CWの質の確保・向上に努めている。集合型の研修をメインとし、そのメリットを活かした研修プログラム（事例検討等）を実施している。
- 1~3年目CW研修のカリキュラムにおいて、意図的に研修テーマを重複させており、実務経験を通じてさらに知識を深めることができるよう工夫している。
- グループによる事例検討において、前年度監査指摘事項及び今年度県の掲げる監査方針に基づき、基本となるケース記録の書き方、面接の演習、援助方針の策定について実践しつつ、他の実施機関の取り組みを参考にできるようあらかじめグループ分けを指定した。

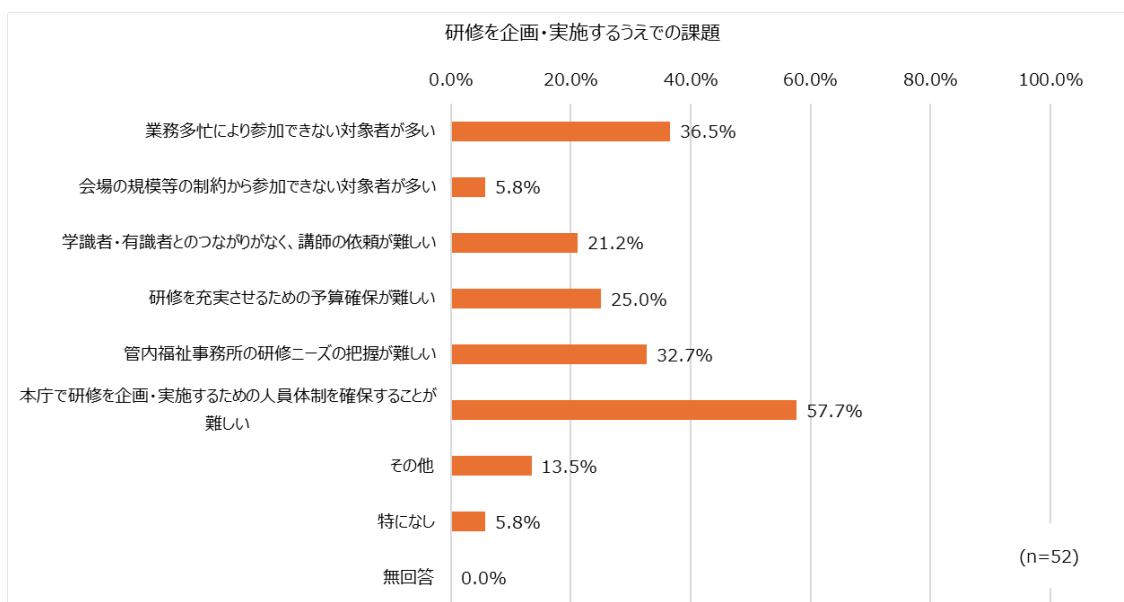
## 【その他】

- なるべく多くの実施機関が参加できるよう、県内4地域に分けて開催することとしている。
- 質の向上と維持のために、新任職員研修を福祉系大学に委託して実施している。
- 県全体の保護の実施水準向上のため、政令市と合同で企画、実施した。

## (8) 研修を企画・実施する上での課題（MA）

※（1）にて「新任のCWを対象とした研修」「2年目以上のCWを対象とした研修を実施している」「新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修」「その他」を実施していると回答した者が対象

- ・研修を企画・実施するうえで課題と感じていることは、「本庁で研修を企画・実施するための人員体制を確保することが難しい」が57.7%、「業務多忙により参加できない対象者が多い」が36.5%、「管内福祉事務所の研修ニーズの把握が難しい」が32.7%。



## その他（主な回答抜粋）

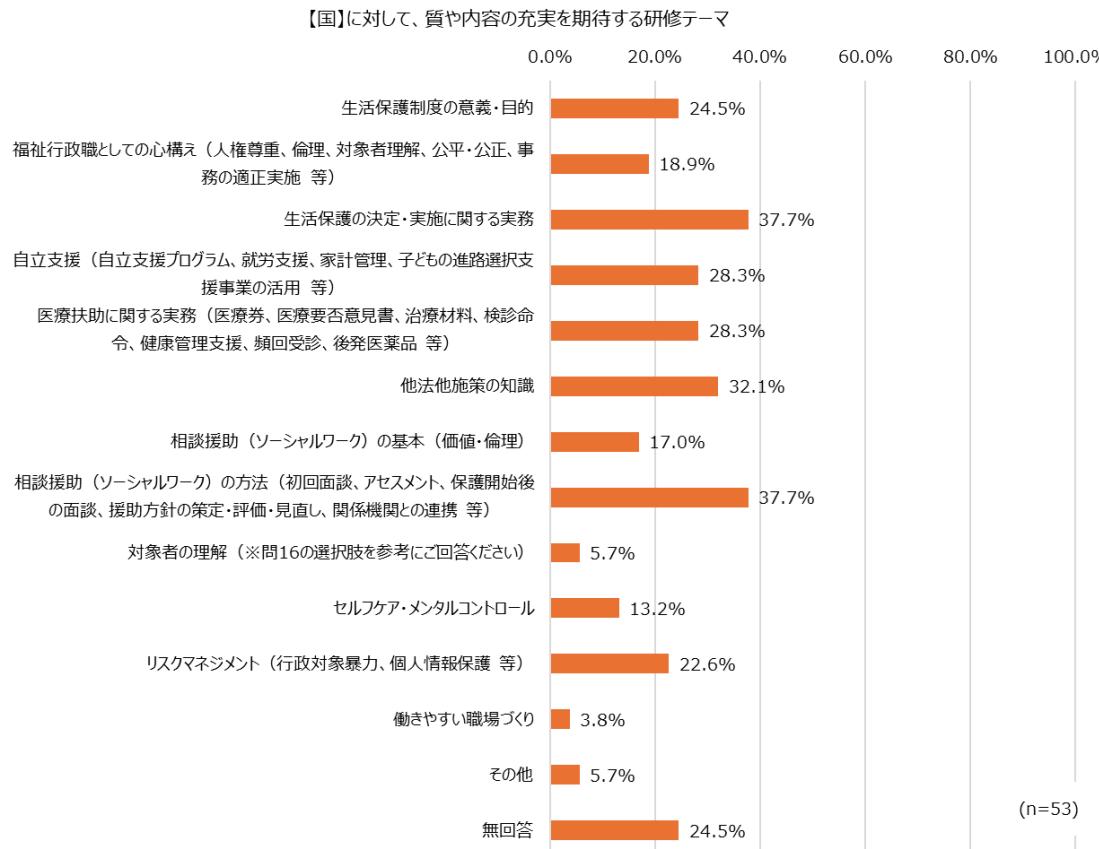
- ・研修全般を外部委託しているが、生活保護制度に関する講義は外部講師にお願いできず、課の職員が直営でやらざるをえない現状がある。事例検討やロールプレイを取り入れた研修がニーズはあるが、講師、ファシリテーターの確保や教材の準備含め実施が難しい。オンライン研修は、受講側の端末の制約から参加者一人一台とできなかつたり、業務と併行した受講なのか画面オフとする参加者も多かつたりして、ブレイクアウトルームを活用できず、一方向的な研修とならざるを得ない事情がある。
- ・研修の委託先との内容の調整が難しい。
- ・生活保護の決定実施の分野のみでなく、相談援助の観点での研修が不足している点
- ・管内福祉事務所間で研修内容や実施回数に差異がある
- ・研修会場の確保が難しい。新任職員研修の委託化により、充実化はされているが、中堅以上職員や査察指導員向けの研修が不十分と認識している。

## 2-2-3. CWを対象とした研修に関するニーズ

## (1) 国・福祉事務所に対して質や内容の充実を希望する研修テーマ、また本庁として質や内容を充実させたい研修テーマ

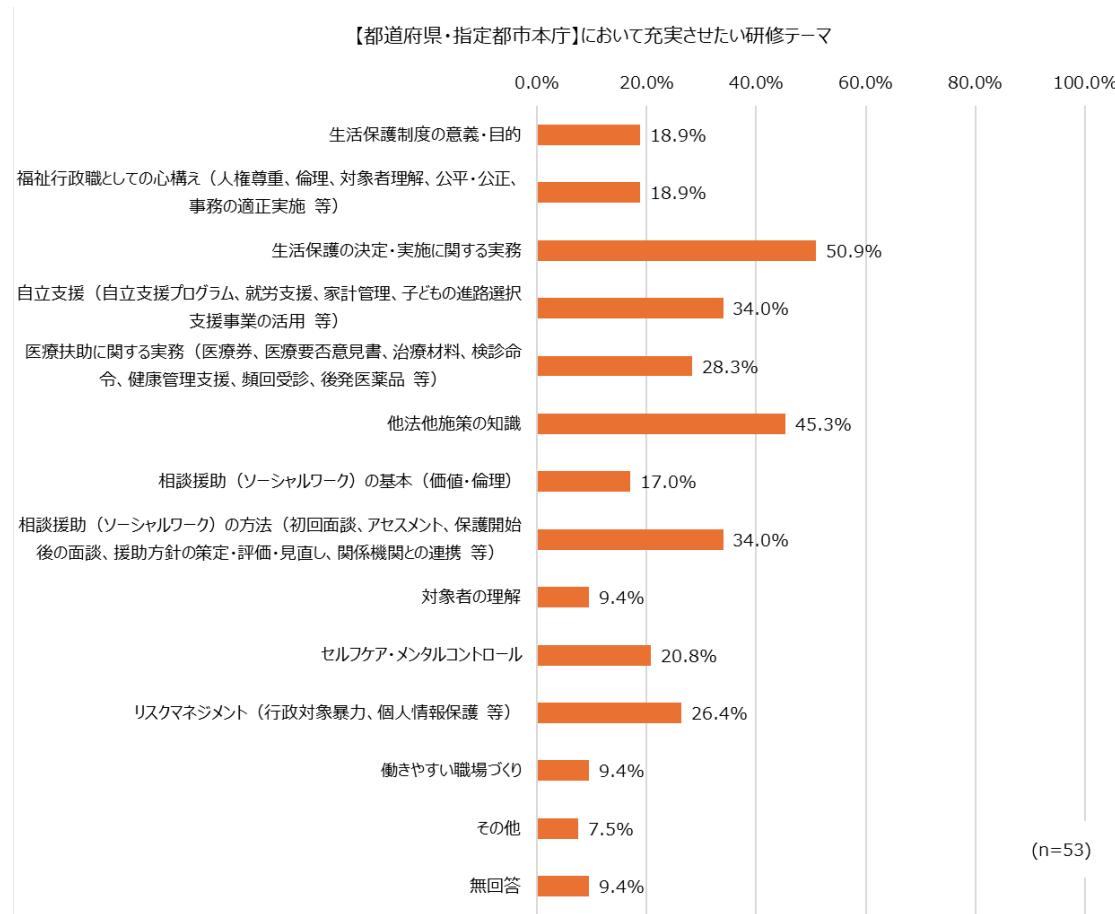
## 1) 国に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ (MA: 5つまで)

・国に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマは、「生活保護の決定・実施に関する実務」と「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」が37.7%、「他法他施策の知識」が32.1%。



## 2) 本庁として充実させたい研修テーマ (MA : 5つまで)

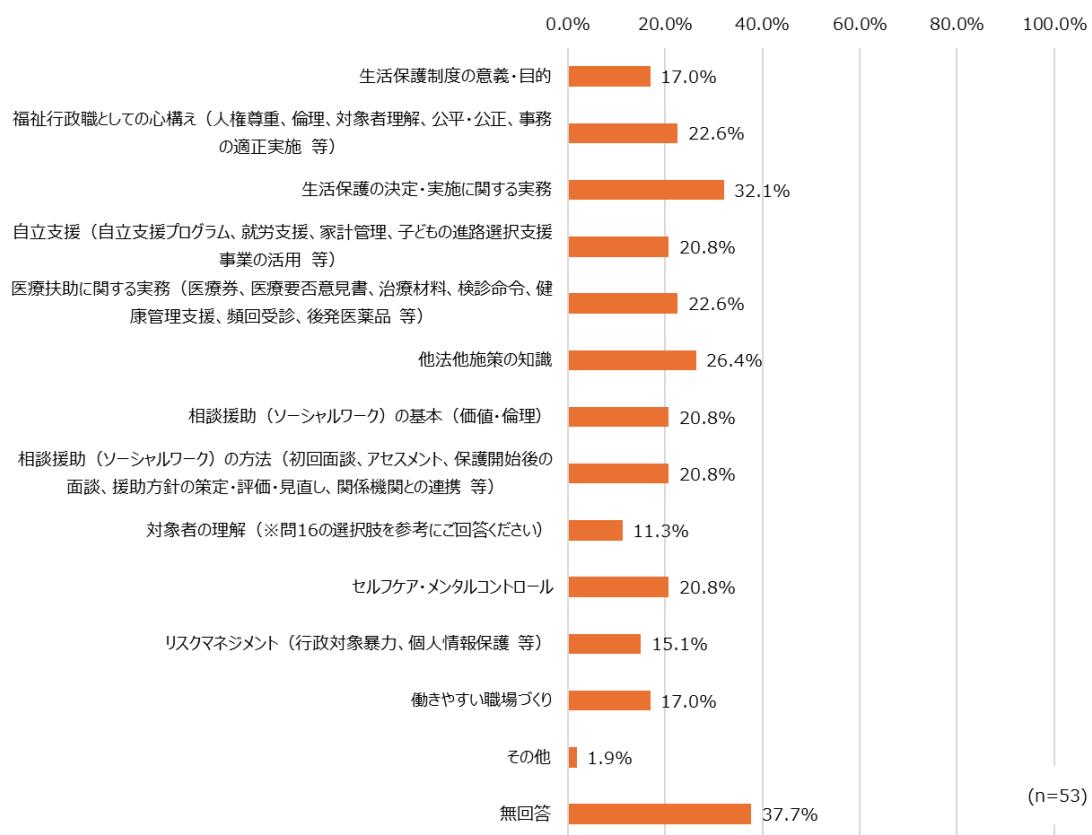
- ・都道府県・政令指定都市本庁において充実させたい研修テーマは、「生活保護の決定・実施に関する実務」が50.9%、「他法他施策の知識」が45.3%。



## 3) 福祉事務所に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ (MA : 5つまで)

- ・福祉事務所に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマは、「無回答」が37.7%、「生活保護の決定・実施に関する実務」が32.1%。

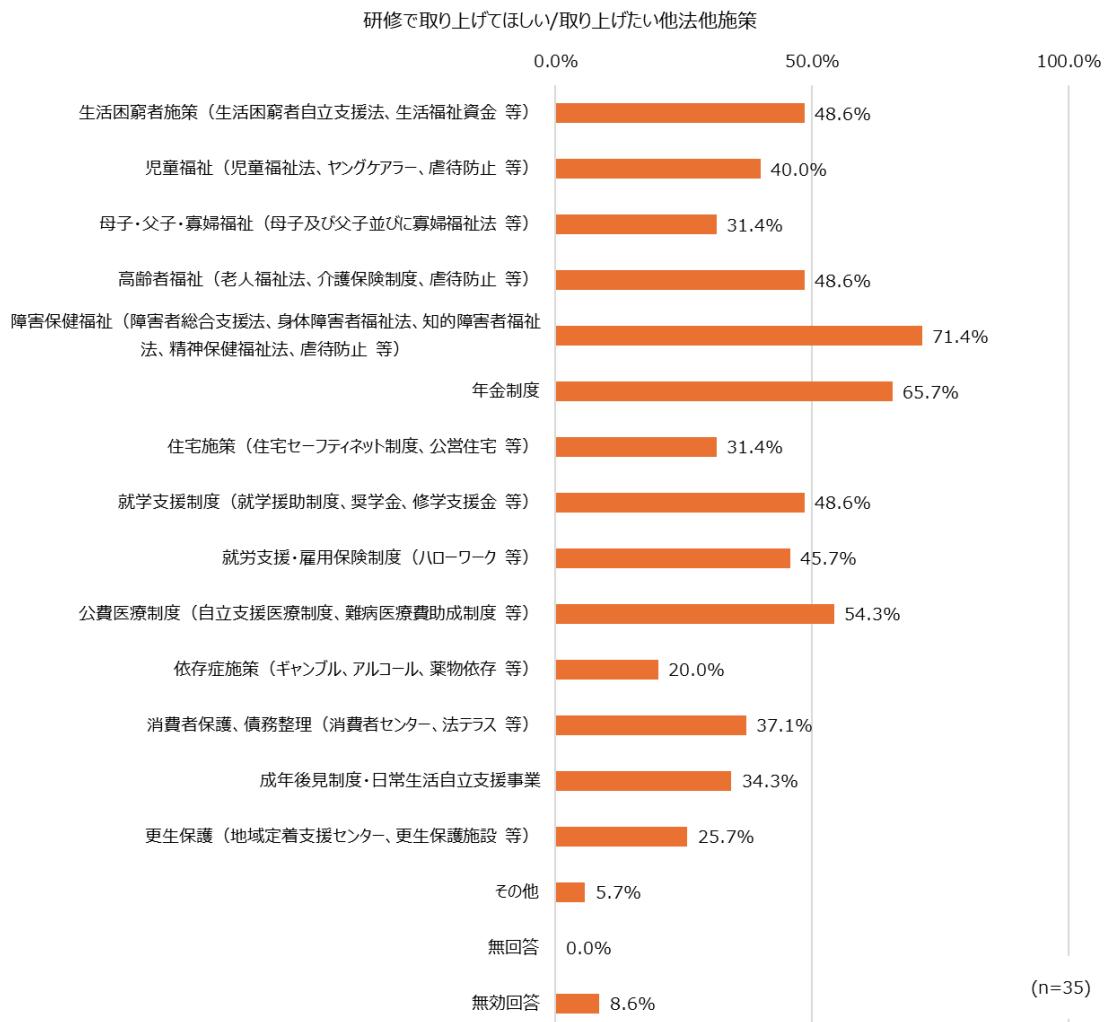
【福祉事務所】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ



## (2) 研修で取り上げてほしい、または取り上げたい他法他施策 (MA)

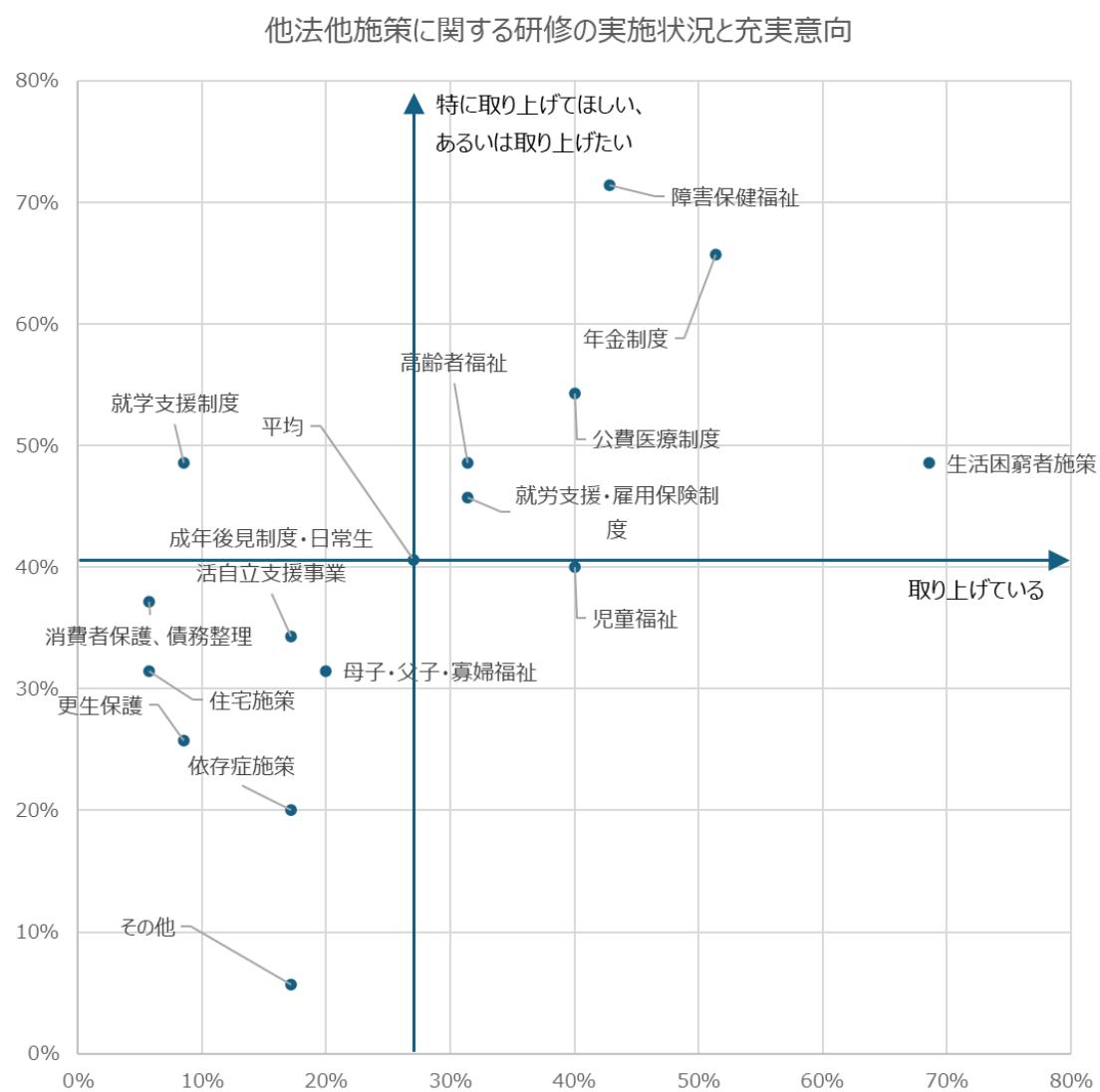
※ (1) にて「他法他施策の知識」と回答した者が対象

- 研修で取り上げてほしい、または取り上げたい他法他施策は、「障害保健福祉」が 71.4%、「年金制度」が 65.7%、「公費医療制度」が 54.3%。



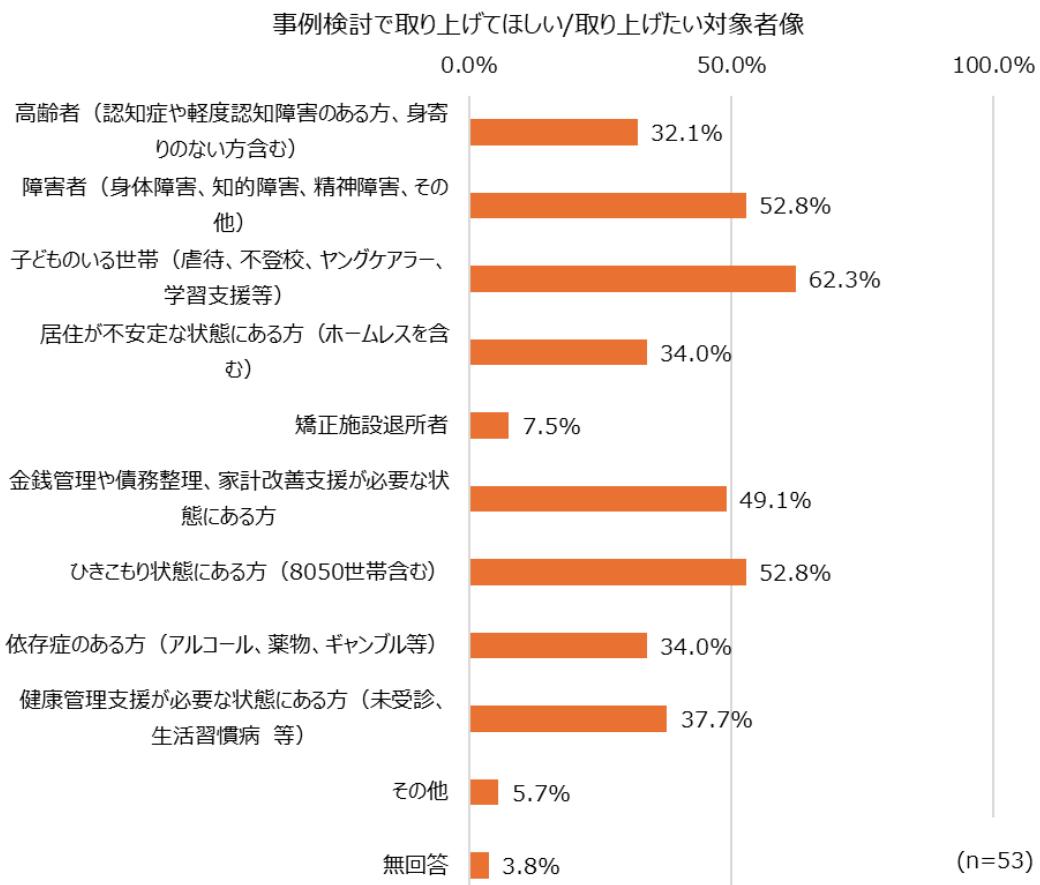
「2-2-2. CWを対象とした研修の実施状況」において「(4)取り上げている他法他施策」と、上記、「2-2-3. CWを対象とした研修ニーズ」において「(2)特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策」を図化したものが下図である。

- ・他法他施策について、取り上げている割合や取り上げたい割合の平均を基準に比較すると、「生活困窮者施策」や「年金制度」、「障害保健福祉」、「公費医療制度」、「高齢者福祉」、「就労支援・雇用保険制度」は平均に比べ、既に研修テーマとして取り上げられているが、さらに取り上げたいテーマとなっている。
  - ・他方、「就学支援制度」は平均に比べ、研修であまり取り上げられていないものの、取り上げてほしい・取り上げたいテーマとなっている。



## (3) 事例検討時に取り上げてほしい、または取り上げたい対象者像 (MA)

- 事例検討で取り上げてほしい、または取り上げたい対象者像は、「子どもがいる世帯」が62.3%、「障害者」と「ひきこもり状態にある方」が52.8%。



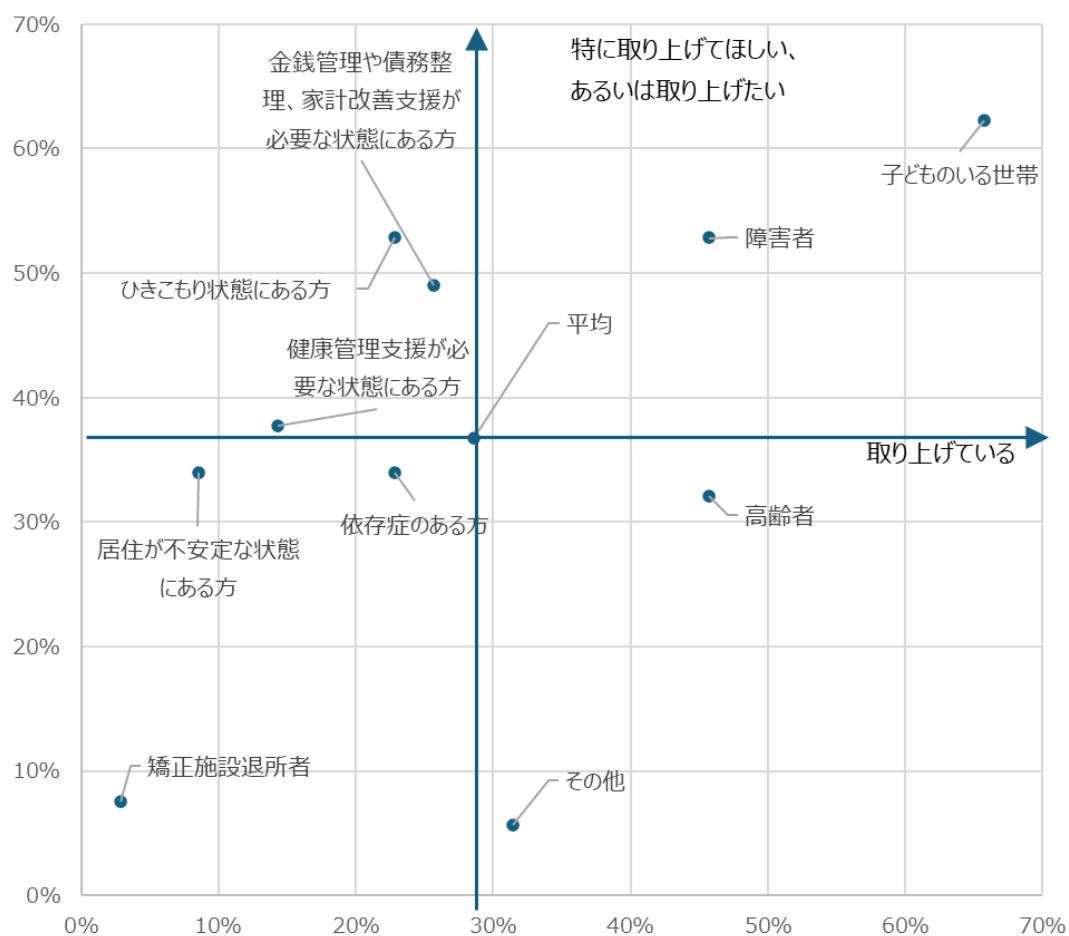
## その他（主な回答抜粋）

- 外国人世帯

「2-2-2. CWを対象とした研修の実施状況」において「(5)事例検討で取り上げている対象者像」と、上記、「2-2-4. CWを対象とした研修ニーズ」において「(3)事例検討で特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像」を図化したものが下図である。

- ・事例検討の対象者像について、取り上げている割合や取り上げたい割合の平均を基準に比較すると、「子どものいる世帯」や「障害者」は平均に比べ既に取り上げられているが、さらに取り上げたい結果となっている。
- ・他方「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」や「ひきこもり状態にある方」、「健康管理支援が必要な状態にある方」は平均に比べあまり取り上げられていないものの、取り上げてほしい・取り上げたい対象者像となっている。

事例検討の対象者像に関する研修の実施状況と充実意向



## (4) 研修に関する課題・ニーズ（自由回答）※抜粋

## 【対象者理解・相談者対応】

- 被保護者から近年言われている、いわゆる「カスハラ」対応や対策について。
- 行政対象暴力の対応に苦慮している福祉事務所が多いことから、その対応策や心構えについての研修を実施していただきたい。
- 軽度知的障害や軽度発達障害が疑われる人の支援方法に関する研修企画について情報提供を希望。

## 【人員・財源】

- 本庁職員は、必ずしも CW 経験者が配属される訳ではないため、研修の質を確保することが難しい。
- 本市では研修を強化し CW の育成に努めているが、3~5 年で他部署へ異動する職員が多く、質の確保が困難である。特に 4 年目以上の CW に向けた研修は、知識量に差があるため、ニーズの把握や難易度の設定に苦慮している。
- 研修受講を円滑に進めるためには、各福祉事務所内での十分な人員体制の確保が必須であるが、現状、研修に出るだけの人的余裕はないと聞くことが多い。また、本庁で研修を企画する職員そのものの見識を幅広く広げる必要があり、企画機能を充実させるための研修がほしい。
- 本庁職員の多くは福祉事務所でのケースワーカー経験者が配置されているため、知識や経験に基づく研修が可能となっているが、業務量との兼ね合いから企画や運営に十分な時間が取れない。また、単価の高い外部講師の確保が予算的に厳しい。
- コロナ禍以降研修が中断し、その後開催されておらず、開催実績の蓄積がない状態。そこから、研修を再開するため、ノウハウ等がなく、対応に苦慮している。
- CW が研修で学ぶ内容を査察指導員や幹部職員も理解していなければ、知識や技術が定着しないと感じています。

## 【その他】

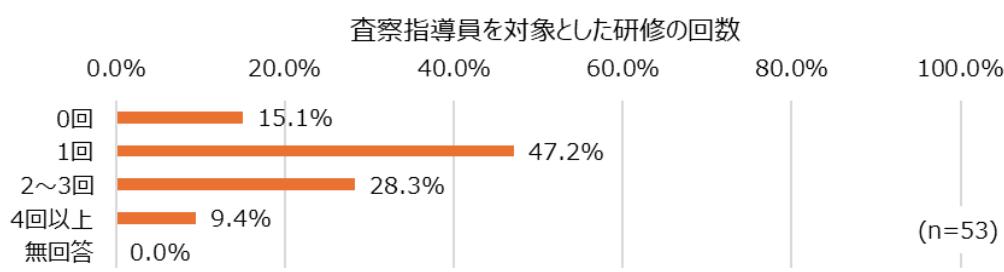
- 対面で（またはオンラインのブレイクアウトルームを活用して）事例検討ができる研修が必要と考えます。研修参加者へのアンケートでは、事例検討のニーズが多い現状がありますが、効果的な事例を用意するところから、講師、ファシリテーターの選定など含め、実施が難しい現状があります。
- コミュニケーション能力の向上につながる研修内容の充実が必要
- 新任 CW 等への研修を中心に実施しているが、経験年数問わず、研修してもよいと考える。ただし、取りまとめが困難になる。

## 2-2-4. 査察指導員・課長を対象とした研修の実施状況

## (1) 管内福祉事務所の査察指導員・課長を対象とした研修の開催回数

## 1) 査察指導員対象の研修回数 (SA)

・査察指導員を対象とした研修の回数は、「1回」が47.2%、「2~3回」が28.3%。



## 2) 課長対象の研修回数 (SA)

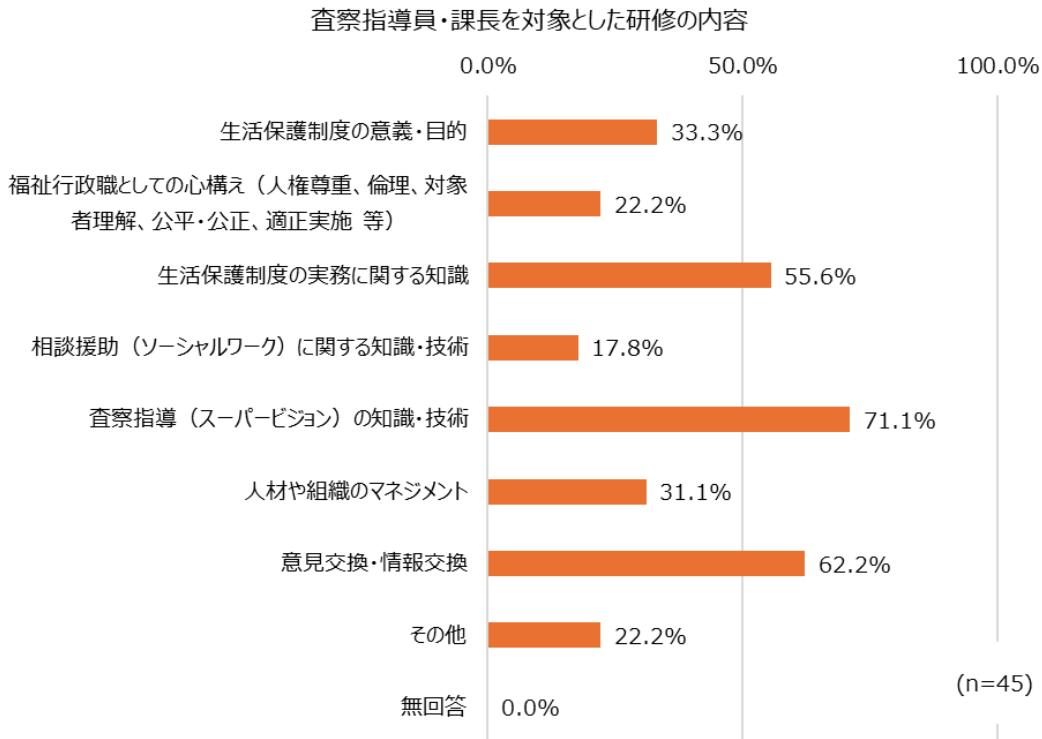
・課長を対象とした研修の回数は、「0回」が64.2%、「無回答」が20.8%、「1回」が9.4%。



## (2) 査察指導員・課長を対象とした研修の内容 (MA)

※ (1) の回答が1回以上であった者が対象

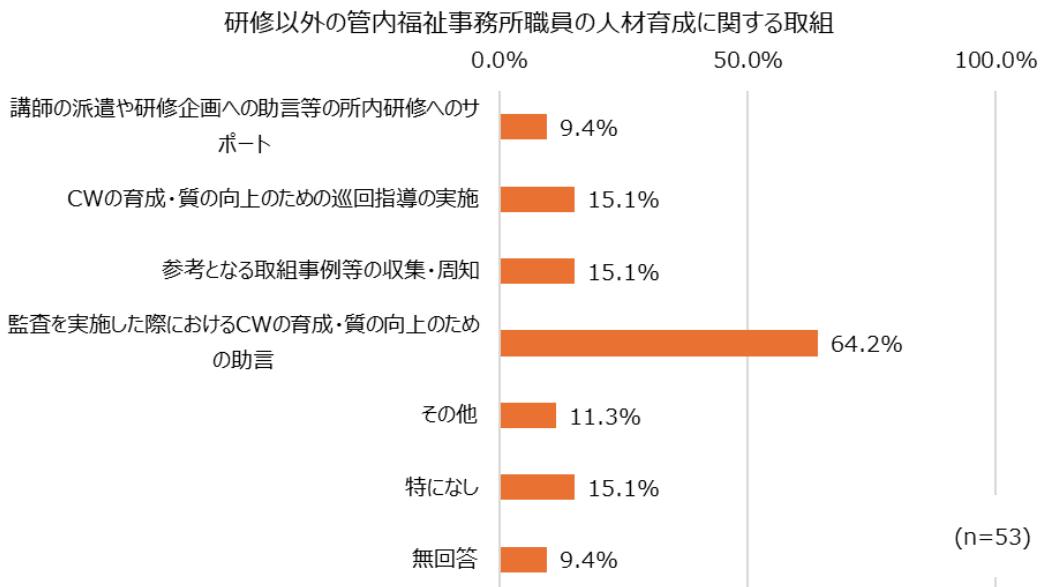
- ・査察指導員・課長を対象とした研修の内容は、「査察指導（スーパービジョン）の知識・技術」が71.1%、「意見交換・情報交換」が62.2%、「生活保護制度の実務に関する知識」が55.6%。



## 2-2-5. 管内の福祉事務所に向けた人材育成に関する取組状況（研修以外）

## （1）研修以外で実施している管内福祉事務所職員向けの人材育成に関する取組（MA）

- 研修以外の管内福祉事務所職員の人材育成に関する取組は、「監査を実施した際ににおけるCWの育成・質の向上のための助言」が64.2%。



## (2) 研修以外の人材育成に関する取組を実施するうえで課題と感じていること(自由回答)

※抜粋

## 【人員・財源】

- 本市では経験年数3年未満のCWが大半を占めており、教育係の人手不足や中堅CWへの負担増加が課題である。
- 各事務所への助言を行うスーパーバイザーの人材確保
- 本庁で管内福祉事務所職員向けの人材育成に関する取組を行うための人員体制の確保が難しい。
- 人的、時間的、予算的制約から実施が難しい。生活保護分野では近年制度的に学ぶべき項目が多く、本来の対人援助などに時間や労力を割くことができない状況にある。また、困難ケースを抱えているCWはストレスにより病休・休職となるケースも見られ、結果として他のCWの負担増となるなど余裕がない職場環境にある。
- 予算や人的資源に制約があり、本来、最も力を入れるべき人材育成に対応し切れていない現状がある。
- 取り組み実施にかかる時間やノウハウがない。
- 各区に監査を実施していることから、研修等のスケジュール確保が難しく通年を通じて日程が限られてしまう。
- 年に1回の指導監査も人材育成の機会ととらえているが、研修と同様に十分な時間が確保できていない。

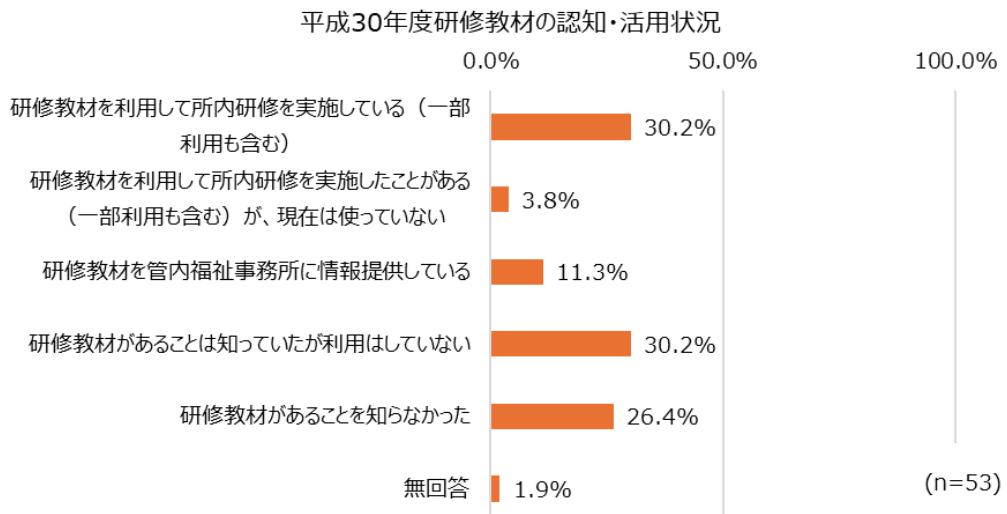
## 【その他】

- 福祉事務所職員にもいろいろな職員がいるため、CWとして一定の質を確保することは難しいと感じている。
- CWの人材育成については、日ごろのかかわりが重要なため、本庁職員がその役割を担うのは難しい。その役割は、各福祉事務所のSVに期待している。
- 「生活保護の債権管理」について、国で研修（オンデマンド）等を行うことはできないか（債権回収にあたっての基礎知識については法や国税・司法領域も含まれており全国に共通する内容も多いため）→生活保護は自治体で強制・非強制徴収公債権が混在しており複雑という理由で複数の実施機関から研修開催の強い要望があり、昨年度外部講師（生活保護の債権に関する著書のある県外の弁護士）に依頼し実施したものの、最低2日は必要と講師にいわれた内容を県に講師謝金の予算がなく半日でお願いしたため、消化不良となった。実施機関のニーズ自体は今も極めて高い。)

## 2-2-6. 平成30年度研修教材について

## (1) 平成30年度研修教材の認知・利用状況 (MA)

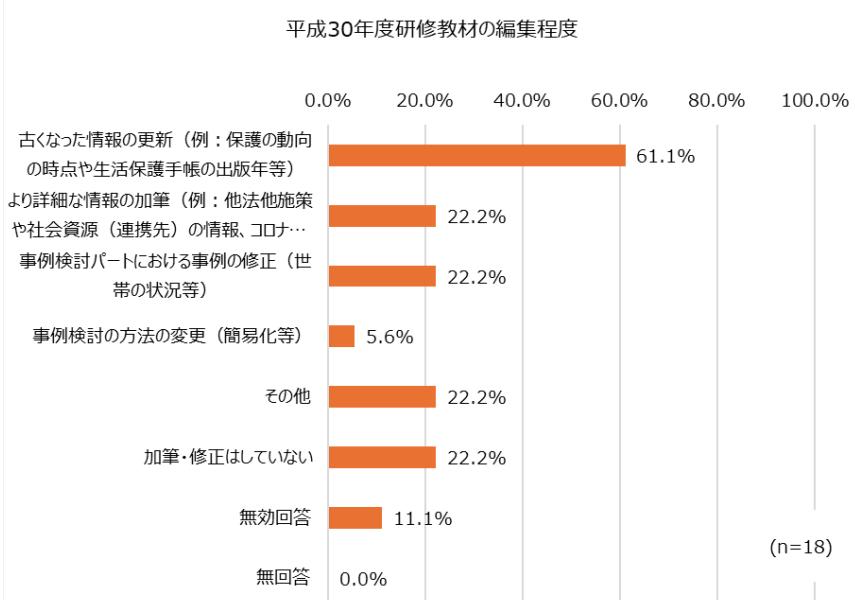
- 平成30年度研修教材の認知・活用状況は、「研修教材を利用して所内研修を実施している（一部利用も含む）」と「研修教材があることは知っていたが利用はしていない」が30.2%、「研修教材があることを知らなかった」が26.4%。



## (2) 平成30年度教材の編集程度 (MA)

※(1)にて「研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）」又は「研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない」と回答した者が対象

- 平成30年度研修教材の編集程度は、「古くなった情報の更新」が61.1%。



## 2-2-7. 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

## (1) 「研修カリキュラムや研修教材についての意見や要望」(自由回答) ※抜粋

## 1) 趣旨や内容に関する意見

## 【法の解釈と運用】

- 生活保護手帳や別冊問答集の使用方法について、どのように読めば良いのか、どのように解釈すれば良いのか等、生活保護制度の実施に不可欠な基礎知識が身に付けるような内容であると一定の水準で業務が実施できるようになると思います。

## 【相談援助技術】

- 援助方針策定にかかる教材は大いに期待しています。年度を通して援助方針を見直す視点を養うことができる内容にして欲しい。基礎編、応用編があれば年度前半、後半で研修を実施する新任向け、経験者向けの研修が実施できるのでありがたい。

## 【他法他施策】

- 高齢者や障害者等の要配慮者に関する居住支援

## 【事例検討】

- 生活保護ケースワーカーの立場にたった事例検討用の事例集（その後経過どう進んだか、などの例含む）

## 【その他】

- 保護受給者からのカスハラ対策について研修を要望します。
- 以前、厚生労働省が作成した応対に関する研修用DVDがあり、新任研修で活用しています。他の業務のポイントに関する研修用DVDなどを作成し、配布していただきたい。
- 生活保護業務の効率化について、先進的な取り組み等を行っている自治体等について紹介する講義があればありがたいです。
- 保護施設、システムや、統計などについても実務に必要な研修をしてもらいたい。

## 2) 研修の趣旨・目的に関する意見

## 【研修体系】

- 研修企画者用の外部有識者等の一覧提供など、生活保護業務に必要な幅広い知識の向上に資する人材の提供をお願いしたい。
- 作成された研修教材を活用できるよう、研修実施者向けの研修の実施など、本庁企画機能の充実に資するものを検討いただきたい。
- 着任直後、半年後、2年目以降など、レベルに応じた研修カリキュラムと研修教材の例示などがあると、各福祉事務所の研修内容の標準化しやすくなる。

### 3. アンケート調査結果を踏まえたまとめ

福祉事務所向けアンケート調査及び都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査結果から明らかになったことについては以下に示す。

#### 3-1. 福祉事務所の現状とニーズ

##### (1) 研修全般について

- ・CWが受講している研修は、「都道府県・指定都市本庁による研修会(80.9%)」が最も多い。CWの研修参加を促すための取組としては、「回覧などによる周知(85.3%)」や「声掛け(61.9%)」となっている。ただし、外部研修参加のための「予算の確保」は34.1%にとどまっていることから、予算確保のための取組の拡大や所内研修の機会創出が望まれる。
- ・CWを対象とした所内研修は約6割の福祉事務所が実施している一方、4割は実施していない。その理由としては、所内研修を「実施するための時間確保が難しい(57.5%)」こと、「企画するための時間確保が難しい(52.2%)」ことが挙げられている。研修教材の配布により、企画に要する時間の削減が期待できる。他方「必要性を感じていない」といった回答も3割超となっており、OJT等により人材育成に取り組んでいることが窺える。

##### (2) 実施している研修の状況及びテーマについて

- ・所内研修の形式は、新任CW向け、全CW向けとともに「講義」形式が8~9割となっている。
- ・新任CW向け研修は「4月」に約8割、全CW向けは主に「4月」から「12月」の間に開催されている。他方で新任CW向け研修の開催回数が「1回」の福祉事務所も4割みられた。
- ・新任CW向け研修で取り上げているテーマは、「生活保護制度の意義・目的(87.7%)」や「生活保護の決定・実施に関する実務(82.3%)」が多い。また、「福祉行政職としての心構え」についても65.8%の福祉事務所が研修テーマとして取り上げている。新任者に向け、年度当初に基礎的な内容を伝えている状況が窺えた。全CW向け研修では、「他法他施策の知識(54.8%)」、「生活保護の決定・実施に関する実務(48.8%)」、「自立支援(40.8%)」が取り上げられており、より詳細な実務の内容に関する研修を実施しているといえる。
- ・他法他施策の研修で取り上げているテーマは、「年金制度(66.4%)」、「高齢者福祉(55.3%)」、「障害保健福祉(52.6%)」が多い。事例検討で取り上げている対象者像は「障害者(54.6%)」、「高齢者(52.1%)」、「子どものいる世帯(41.2%)」が多く、他法他施策の研修で取り上げているテーマと一定程度連動していることが窺えた。

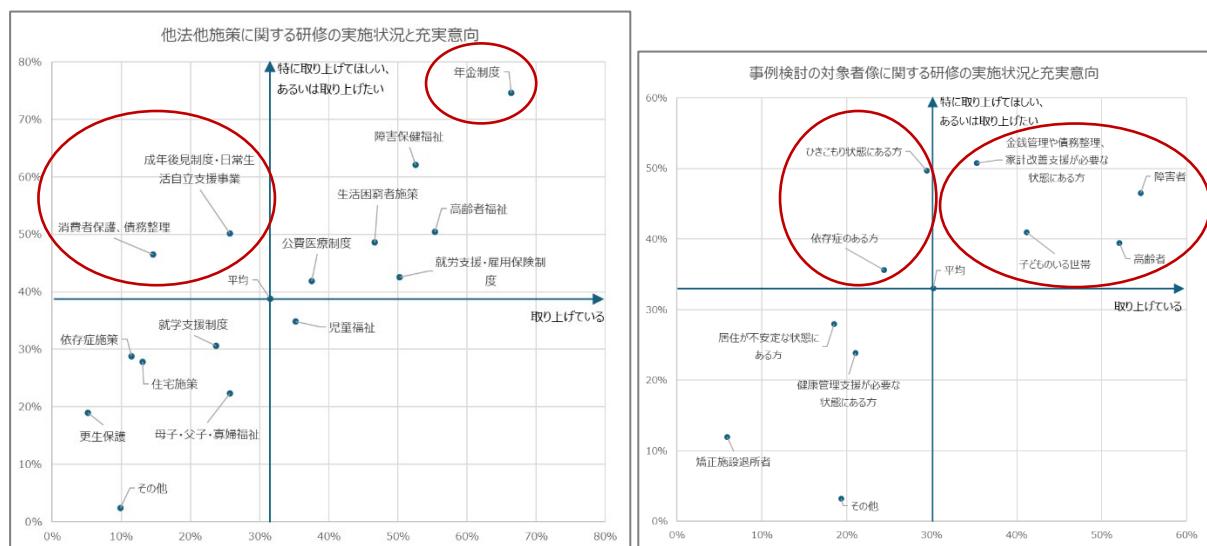
##### (3) 充実させたい研修テーマについて

- ・更なる充実を希望する研修機会は、「都道府県・指定都市本庁」の割合が最も高く、約7割の福祉事務所が希望している。特に「生活保護の決定・実施に関する実務(55.5%)」や「他法他施策の知識(46.0%)」、「相談援助(ソーシャルワーク)の方法(43.4%)」について、質や内容の充実が期待されており、業務全般に及ぶ幅広いニーズがあることが確認された。
- ・他方、福祉事務所において質や内容を充実させたい研修テーマについても、「生活保護の決

定・実施に関する実務 (44.6%)」、「他法他施策の知識」と「相談援助 (ソーシャルワーク) の方法」が 37.6% と、都道府県・指定都市本庁への期待と同様の傾向となっている。また、新任 CW 向け研修や全 CW 向け研修であり実施されていない「セルフケア・メンタルコントロール」や「働きやすい職場づくり」については、25% 程度の福祉事務所が所内研修で充実させたいと回答している。

- 研修で取り上げてほしいあるいは取り上げたい (=「充実を希望」とする) 他法他施策は、「年金制度 (74.6%)」、「障害保健福祉 (62.1%)」、「高齢者福祉 (50.5%)」、「成年後見制度・日常生活自立支援事業 (50.2%)」であった。
- 現状取り上げている他法他施策のテーマと、今後充実を希望している他法他施策のテーマを見てみると、「年金制度」は、現状 66.4% の福祉事務所で実施されていながらも、74.6% の福祉事務所が今後充実を希望していた。他に「障害保健福祉」、「高齢者福祉」、「生活困窮者施策」、「就労支援・雇用保険制度」、「公費医療制度」も多くの福祉事務所で取り上げられているが、今後も充実を希望する割合は高い。他方、「成年後見制度・日常生活自立支援事業」や「消費者保護、債務整理」は、現状あまり取り上げられていないものの、今後充実を希望する割合が高いテーマとなっている。
- 現状取り上げている事例検討の対象者像と、今後充実を希望している対象者像について見てみると、現状取り上げている割合が高い「障害者」や「高齢者」、「子どものいる世帯」、「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」は、今後も変わらず充実を希望している。他方、「ひきこもり状態にある方」や「依存症のある方」は、現状取り上げている割合が低いものの、今後充実を希望する割合が高くなっている。

### (再掲)



### 3-2. 都道府県・指定都市本庁の現状とニーズ

#### (1) 実施している研修の状況及びテーマについて

- ・実施している研修の対象は「新任CW(92.5%)」が最も多い。実施形式は「講義」の割合が最も高いが、約半数が「事例検討」も実施していた。講師は「課内職員」の割合が最も高いが半数程度の本庁では外部有識者に依頼していた。新任CW向け研修は「5月(57.1%)」に実施していることが最も多く、開催回数は「1回実施」の本庁が約5割となった。
- ・新任CW向け研修で取り上げているテーマは、「生活保護制度の意義・目的(98.0%)」の割合が最も高く、次いで「生活保護の決定・実施に関する実務(81.6%)」、「福祉行政職としての心構え(77.6%)」となっており、福祉事務所の回答と同様の傾向であった。
- ・他法他施策の研修で取り上げているテーマは、「生活困窮者施策(68.6%)」、「年金制度(51.4%)」が多い結果となった。事例検討を行っている場合は、「子どものいる世帯(65.7%)」について行っている割合が最も高く、次いで「高齢者」「障害者」がともに45.7%となっている。

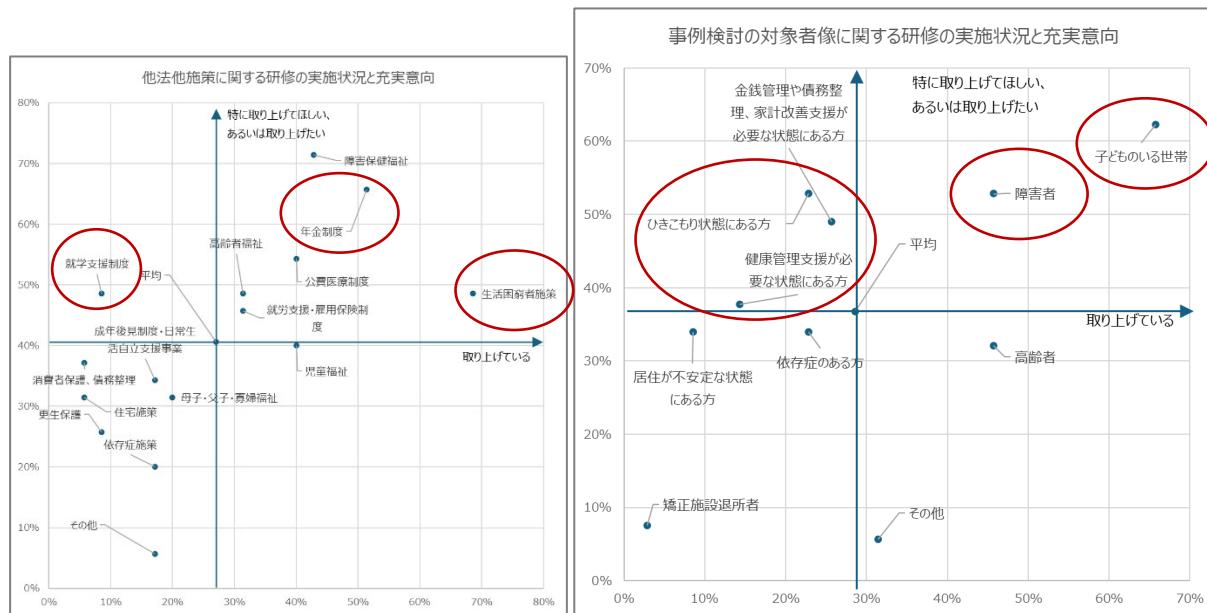
#### (2) 研修実施にあたって

- ・研修を企画、実施する上では「実践的な内容になるよう努めている(59.6%)」に加えて、「福祉事務所間の横の連携」や「他機関との連携」を重視している傾向が高く、研修の場面において広域行政としての役割を發揮している様子が窺えた。他方で課題としては、「企画・実施するための人員確保(57.7%)」の割合が最も高い結果となった。自由回答の結果からも、人員及び財源の確保には苦慮している様子が見受けられた。業務量の多さに加え、人事異動により、本庁内部に生活保護業務や研修企画・実施のノウハウが蓄積されづらい状況があることが窺えた。

## (3) 充実させたい研修テーマについて

- ・本庁が実施する研修においては、「生活保護の決定・実施に関する実務 (50.9%)」、「他法他施策の知識 (45.3%)」が高い結果となった。
- ・今後充実を希望する他法他施策に関しては、「障害保健福祉 (71.4%)」、「年金制度 (65.7%)」が高く、「公費医療制度 (54.3%)」も5割を超えていた。
- ・現状取り上げている他法他施策と今後充実を希望する他法他施策のテーマを見ると、「生活困窮者施策」は現在7割近くの本庁で取り上げられているが、今後も充実を希望する本庁が多く、「年金制度」に関しても同様の傾向であった。他方で「就学支援制度」については、現在あまり取り上げられていないものの、5割近くの本庁が今後充実を希望していた。
- ・事例検討時に取り上げたい対象者像については「子どもがいる世帯 (62.3%)」が最も高く、「障害者」と「ひきこもり状態にある方」がともに52.8%となった。
- ・「子どもがいる世帯」と「障害者」は既に取り上げられているが、今後も充実を希望する本庁が多い。他方、「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」や「ひきこもり状態にある方」、「健康管理支援が必要な状態にある方」は、現在あまり取り上げられていないが、今後充実を希望する割合が高い対象者像となっている。

## (再掲)



### 3-3. 福祉事務所と本庁における研修ニーズの窓口

#### (1) 福祉事務所が本庁に期待する研修テーマと本庁自身が充実させたい研修テーマ

- ・福祉事務所が都道府県・指定都市本庁に期待している研修テーマと、都道府県・指定都市本庁自身が充実させたい本庁の研修テーマを比べると、両者とも、「生活保護の決定・実施に関する実務（約5割）」や「他法他施策の知識（約45%）」の充実を求める回答が高い。
- ・「医療扶助」に関しては、福祉事務所は本庁での充実を希望する割合が高い（42.3%）ものの、本庁自身が充実させる意向は低かった（28.3%）。
- ・「セルフケア・メンタルコントロール」に関しては、福祉事務所から本庁に充実を希望する割合が低かった（8.6%）ものの、本庁研修での充実を考えている本庁は20.8%と高くなっている。

#### (2) 福祉事務所自身が充実させたい研修テーマと本庁が福祉事務所に期待する研修テーマ

- ・福祉事務所自身が充実させたい研修テーマと都道府県・指定都市本庁が福祉事務所に充実を期待する研修テーマで割合が高いものは、ともに「生活保護の決定・実施に関する実務」、「他法他施策の知識」、「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」となった。
- ・他方でそれぞれの回答割合を見てみると、「生活保護の決定・実施に関する実務」は福祉事務所が44.6%、本庁が32.1%、「他法他施策の知識」については福祉事務所が37.6%、本庁が26.4%、「相談援助（ソーシャルワーク）の方法」は福祉事務所が37.6%、本庁が20.8%となっており、都道府県・指定都市本庁が福祉事務所における研修の充実を期待する割合は低かった。
- ・特徴的な回答傾向として、都道府県・指定都市本庁が福祉事務所に充実を期待する研修テーマの「無回答」が37.7%と高く、福祉事務所における研修の充実について期待していない、または考えられなかったことが推察される。

### 3-4. 【参考】福祉事務所と本庁における研修以外のCWの人材育成の状況

#### (1) 福祉事務所における研修以外の人材育成から

- ・研修以外での人材育成の取組としては、「OJT (74.8%)」が最も高く、次いで「自己研鑽のサポート（外部勉強会への参加等）(28.0%)」であった。

#### (2) 福祉事務所においてOJTで重視していること、課題と感じていること

- ・OJTを行う上で重視していることとしては、「新任ケースワーカーを経験年数のあるケースワーカーで挟むような座席配置」や「組合せを万遍なく変えた2人1組で定期訪問に出ることにより、学び合いの機会だけでなく、コミュニケーションを図っている」といった人間関係の円滑化・組織作りや、「メンター制度を導入し、マニュアルをもとに教育を行っている」といった育成担当職員の選任などが行われている。
- ・また、「上司はすぐに答えを教えたり介入しすぎず、必要最低限の助言にとどめ、まずは一人で最後までやり遂げてもらう」といった、CWの主体性を重視した育成の回答も多く見られた。
- ・他方、OJTを行う上での課題としては、「SVが多忙で丁寧に指導を行う余裕がない。また、CWも忙しい(SVが指導したいタイミングで外出、面談、電話対応などしており、お互いのタイミングが合わず時間が経過してしまったり日にちが空いたりすることもある。)」といった、人または時間の不足・多忙が多くあげられた。
- ・また、「SVやCWの短期間での異動によりOJTが十分に機能できない年度が多々ある。」といった、経験値の少なさによる課題もあげられた。

#### (3) 本庁における研修以外の人材育成の取組

- ・研修以外での人材育成取組みとしては、「監査時におけるCWへの助言 (64.2%)」が高い結果となった。
- ・課題としては、人・時間・予算の面から厳しいとの傾向が高かった。

#### (4) 査察指導員(SV)、課長を対象とした研修について

- ・査察指導員向け研修に関しては、「1回(47.2%)」実施している割合が高く、「2~3回(28.3%)」実施している本庁も3割近くある結果となった。
- ・課長向け研修に関しては、「0回(64.2%)」と回答した本庁が最も多く、「1回(9.4%)」も1割未満となった。
- ・査察指導員、課長向け研修の内容としては、「査察指導（スーパービジョン）の知識・技術(71.1%)」と「意見交換・情報交換(62.2%)」が高い結果となった。

## 第3章 研修教材の作成

第2章のアンケート調査結果において、福祉事務所におけるケースワーカーを対象とした所内研修に向けた研修教材の作成・配布の必要性が確認された。さらに、充実させたい研修テーマについては、業務全般に及ぶ幅広いニーズがあることが確認され、特に「生活保護の決定・実施に関する実務」や「他法他施策の知識」の充実が求められていた。

それらの結果をふまえ、H30事業で作成された新任ケースワーカー向け研修教材や関連する各種資料をベースとした上で、福祉事務所、都道府県・指定都市本庁、国で活用可能な研修教材の作成を行った。

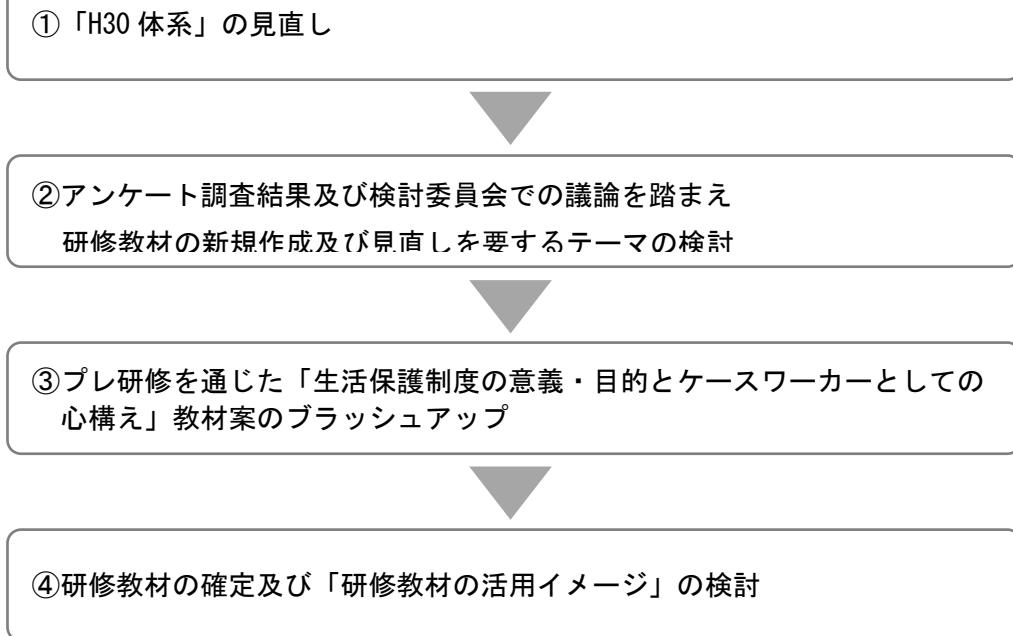
### 1. 研修教材の作成プロセス

研修教材等の作成プロセスは図3-1のとおりである。

研修教材の作成前に、H30体系の見直しを行った。その上で、アンケート調査及び検討委員会での議論を経て、本事業で新規作成あるいは見直しを要する研修テーマを検討した。

その後「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」の教材案については、プレ研修を通じて更なる改良を図り研修教材を確定させるとともに「研修教材の活用イメージ」についても検討した。

図 3-1 研修教材等の作成プロセス

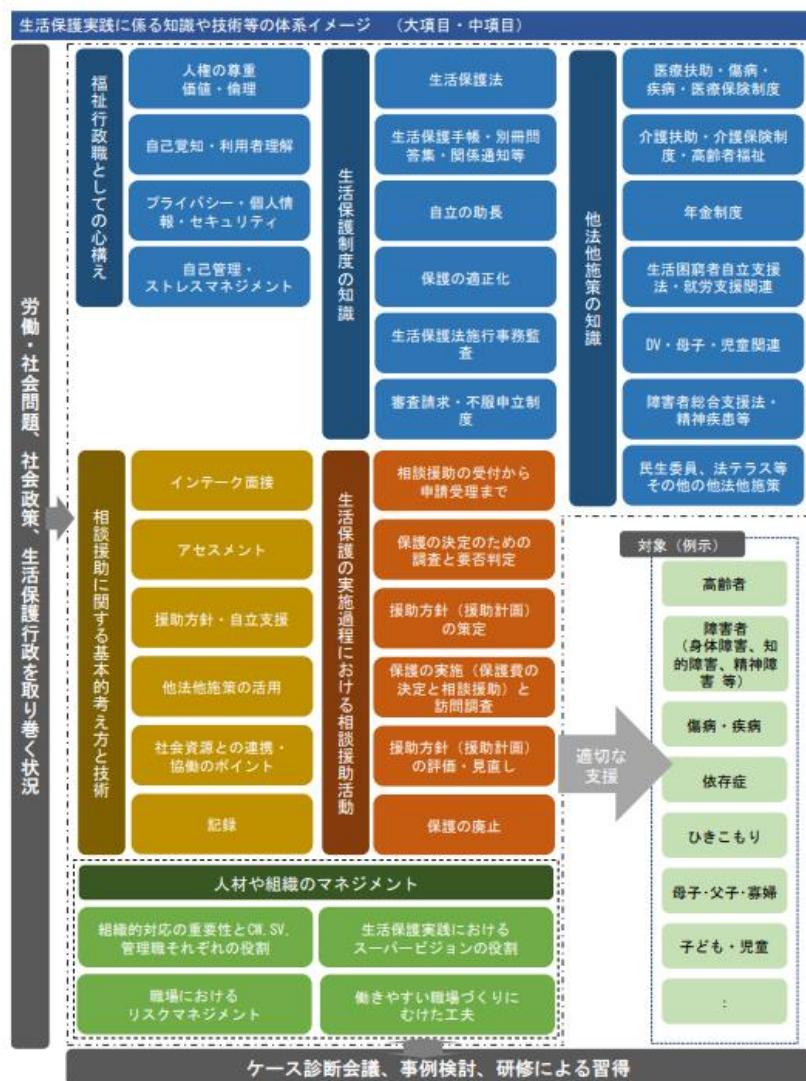


## 1-1. 「H30 体系」の見直し

ケースワーカーを対象とした研修の全体的な枠組や作成する研修教材のテーマの検討に向けて、H30 体系を土台に、「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」の検討を行った。

H30 体系は図 3-2 のとおりである。

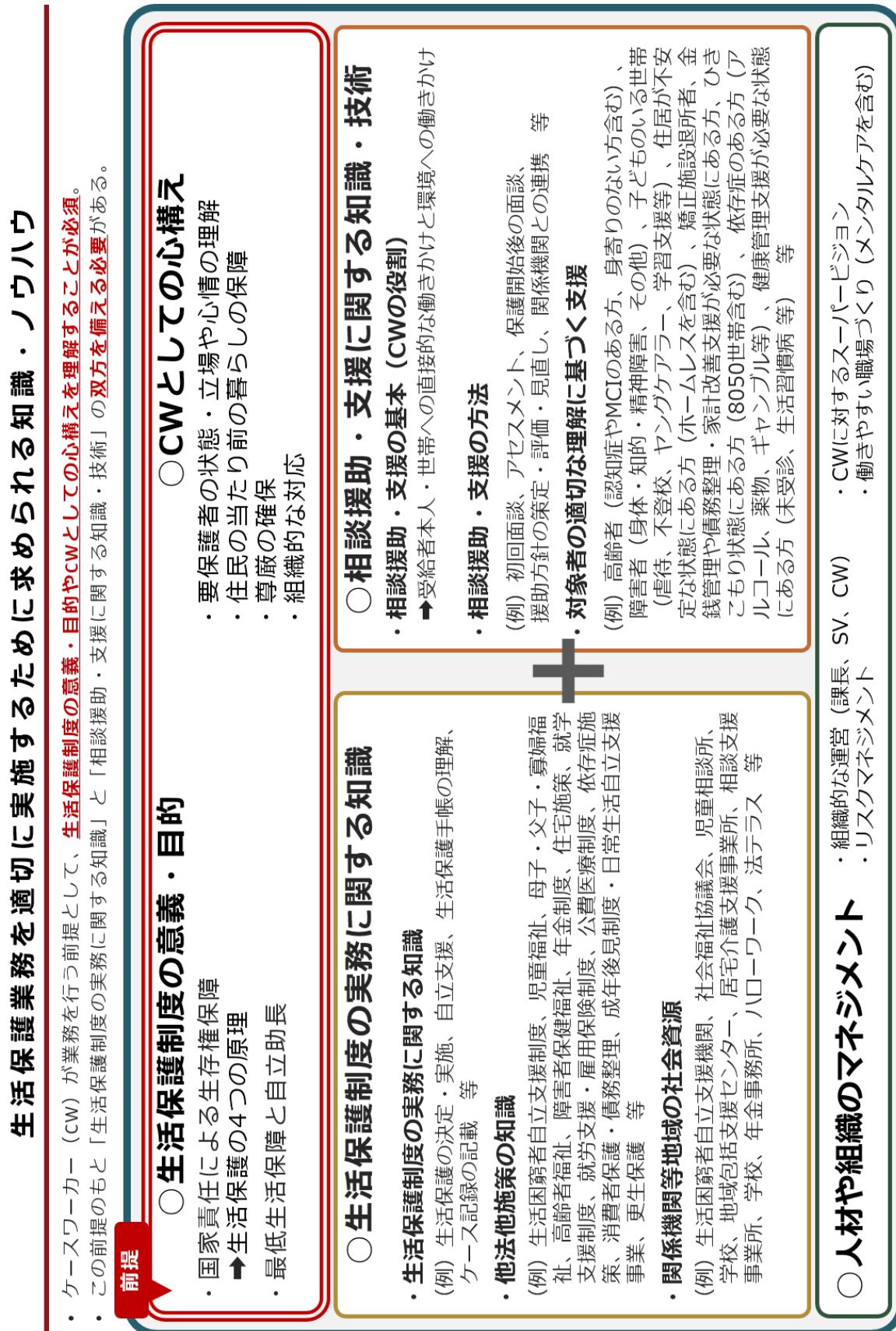
図 3-2 「生活保護実践に係る知識や技術等の体系イメージ」(H30 事業)



本事業では、H30 体系を次頁図 3-3 の通り、R6 知識・ノウハウとして見直しを図った。

R6 知識・ノウハウでは、ケースワーカーが業務を行う前提として「生活保護制度の意義・目的」と「ケースワーカーとしての心構え」を位置づけ、その上で「生活保護の実務に関する知識」と「相談援助・支援に関する知識・技術」の双方を備える必要性があることを示した。さらに「人材や組織のマネジメント」に関する項目を位置づけた。

図 3-3 生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ



前掲のR6知識・ノウハウやケースワーカーの育成等に関する検討委員会での主な意見は以下のとおり。

#### 【ケースワーカーの育成に対する問題意識や課題】

- 休職者も多く、人手不足を感じている。また、成長欲求も異なる一般行政職員と福祉職員が在籍する中で、どのような研修を実施するかは課題であると感じる。
- 事務処理とケースワークは両輪として機能させるものではあるが、適切に給付することはすべての基盤であるべきだと考えている。生活保護業務は個人が背負い込みやすいものもあるため、組織体制が重要であり、事務懈怠が発生している背景には、組織体制の不十分さがあると考える。
- 福祉事務所内がベテラン職員と新任職員に偏っているため「知識をつなぐ」ことが課題であると感じる。

#### 【求められる知識・ノウハウ】

- 生活保護の目的を明確にし「困ったときにはとにかくこれを見る」という仕組みを作ることが有効ではないか。
- 基本的な知識や行動の周知が、自治体によってまちまちであるため、本事業の成果物として基本的な考え方を示すことに意味がある。そのため、基本的な考え方を理解するための参考になる資料を作成するべきだと考えている。

#### 【るべき研修体系】

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的実施、切れ目のない実施が重要視されている。
- 研修の絶対量が不足しているとも感じている。OJTをする側の職員に基本的な価値観などが身についていないとも感じているため、上司の育成をどのように確保するかも重要な問題かと思っている。
- 広域行政を担う都道府県及び政令指定都市と福祉事務所での人材育成に関する役割分担をどのようにするのか、所内研修と所外研修のあり方をどうするかも検討が必要かと思う。
- 事務処理を含めて「きっちりと業務を行う」という観点から研修を組み立てるのがよいのではないかと感じている。
- 生活保護の業務とは、対象者の主訴や状態、意向などを確認しながら、最低生活保障と生活再建に向けた支援を行うことであると考えている。研修においても、尊厳や人権を尊重した対人援助技術と事務処理の両面をきっちりと伝えていかなければならない。
- 職員のメンタルヘルスやストレスマネジメントをどのように考えていくのかも非常に重要なテーマになってくるかと思う。

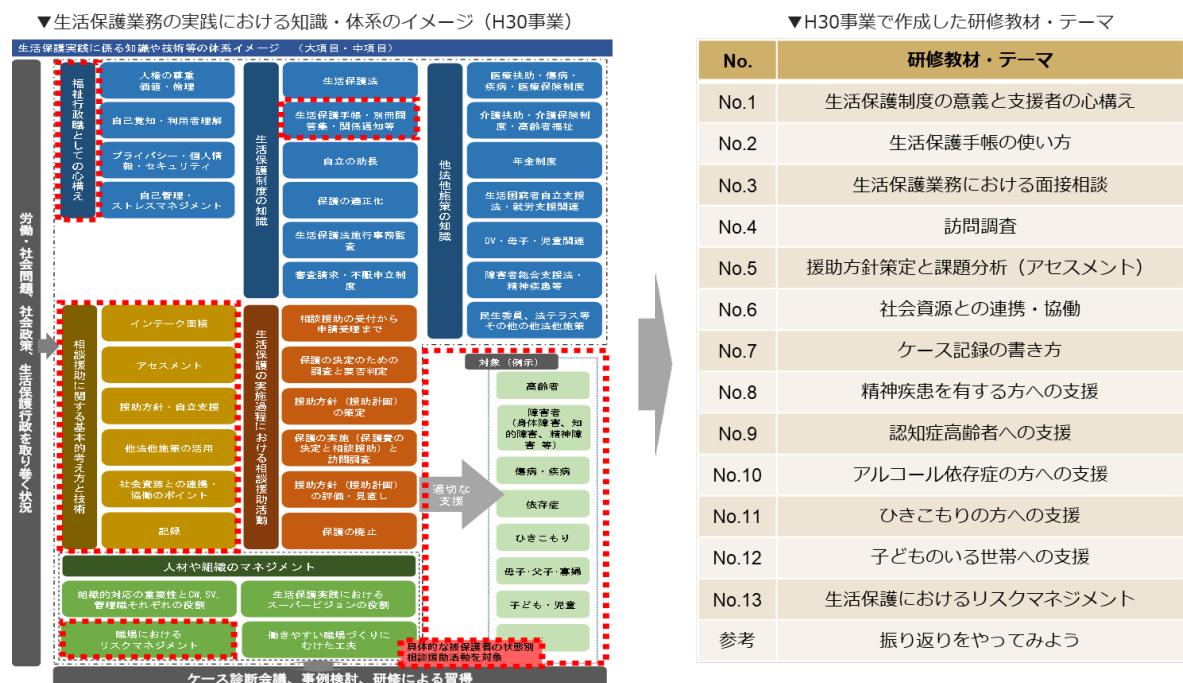
## 1-2. 研修教材の新規作成及び見直しを要するテーマの検討

「H30年度体系」の見直しを踏まえ、H30事業の研修教材にないものは新たに作成し、あるものは情報を更新することでより実効性の高い研修教材とするため、テーマ及び内容のブラッシュアップについての検討を行った。

### (1) H30事業の研修教材

H30事業において作成した研修教材・テーマは図3-4のとおり。

図 3-4 H30事業で作成した研修教材・テーマ



### (2) 各研修教材案の作成

R6知識・ノウハウを踏まえ、(1)のH30事業教材を見直すとともに、新たに必要と考えられるテーマの研修教材について、次頁図3-5に示す通り作成した。

図 3-5 本事業で作成した研修教材

大テーマ		中テーマ		作成した研修教材		(参考) H30年度の対応状況	
★前提	生活保護制度の意義・目的 CWとしての心構え	1. 業務にあたつての前提 No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え	2. 生活保護制度の実務 No.2-1 生活保護の基本的な実務 【必須】 No.2-2 生活保護手帳の使い方	※考え方と技術の両方を記載 No.3 生活保護業務における面接相談 No.4 訪問調査 No.5 援助方針策定と課題分析 (アセスメント) No.6 社会資源との連携・協働	3. 相談援助・支援に関する知識・技術 No.3-1 生活保護業務における面接相談 No.3-2 訪問調査 No.3-3 アセスメントと援助方針の策定	※対象者の特性と事例検討で構成 No.8 精神疾患を有する方への支援 No.9 認知症高齢者への支援 No.10 アルコール依存症の方への支援 No.11 ひきこもりの方への支援 No.12 子どものいる世帯への支援	4. 対象者の適切な理解に基づく支援 (テーマ別) No.4-1 認知症のある方への支援 No.4-2 依存症の方への支援 No.4-3 ひきこもり状態にある方への支援 No.4-4 子どものいる世帯への支援 No.4-5① 精神障害のある方への支援 No.4-5② 精神障害のある方への理解を深める
生活保護制度の実務に関する知識	生活保護制度の実務に関する知識 他法他施策の知識 関係機関等地域の社会資源	相談援助・支援の基本 (CWの役割) 相談援助・支援の方法	対象者の適切な理解に基づく支援	組織的な運営 (課長、SV、CW) CWに対するスーパー(ビジョン) リスクマネジメント 働きやすい職場づくり (メンタルケアを含む)	5. 働きやすい職場づくり No.5 生活保護におけるリスクマネジメント	No.13 生活保護におけるリスクマネジメント 参考 振り返りをやってみよう	
人材や組織のマネジメント							

検討委員会での主な意見は以下のとおり。

**【研修教材作成にあたっての留意点等】**

- 講義として説明するだけで理解できる人もいるが、講師の実体験を交えながら伝えることが効果的だと感じて実践している。「正しいやり方」を示した上で、講師の実体験を話してもらう形にすると、敷居も下がり、受講者の腑に落ちるものになるのではないか。
- 内部講師の場合、倫理や基本的な知識を学んでいないSVが講師を担う場合もあり、課題だと感じている。内部講師で研修を実施するためには、講師たりうる人材をしっかりと確保することが重要であると考えている。
- 正しい知識を共有することが重要であり、実務に関する知識や基本的な流れ、権利侵害を防ぐためのポイントを示し、研修や読み物として役立てられるような資料を作成することが望ましい。

### 1－3. プレ研修を通じた「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」 教材のブラッシュアップ

作成した研修教材のうち、生活保護業務を行う前提として位置づけた「No1. 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」に関しては、福祉事務所等においてより活用いただきやすい形にすることを目的に、委員所属自治体の協力を得て、プレ研修を開催した。

当日受講したケースワーカーや講師を務めた査察指導員（検討委員会委員）および同席した委員との意見交換会等も経て、更なる改良を行った。

プレ研修の概要については「4. プレ研修の実施」にて詳述する。

### 1－4. 研修教材の確定及び研修教材の活用イメージ

プレ研修の結果及び検討委員会での議論をふまえ、研修教材案の修正を行い、確定した。

また、研修教材の活用を促進するため、開催時期・実施主体・研修受講者を想定し、研修テーマを位置付けた活用イメージを整理した。

## 2. 研修教材作成にあたっての観点

図3-3「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」とH30事業で作成した研修教材、検討委員会での議論をふまえ、ケースワーカーの人材育成において必要と考えられる研修教材の作成を行った。

研修教材の作成にあたっての観点は以下のとおり。

○生活保護制度は最後のセーフティネットとして、生活保護が必要な人に確実かつ速やかに保護を適用することが必要であり、また、居宅訪問等による生活実態の把握などを通じた生活保護の決定実施や相談援助・自立支援などの業務を適切に行うことが求められるが、一部の福祉事務所において不適切な取り扱いがみられることを踏まえ、改めて生活保護制度の意義・目的やケースワーカーとしての心構え、基本的な実務について、ケースワーカー一人ひとりが正しく理解し実践していく必要がある。

このため、H30事業で作成した「生活保護制度の意義と支援者の心構え」について、タイトルを「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」に変更するとともに、内容も大幅な改良を行う。

また、生活保護制度における過去に生じた事案（必要な保護につながらなかった事案、生活保護受給者の人権尊重の観点から問題となった事案、事務懈怠から生じた事案）及び業務の具体的な場面（架空の事案）から、ケースワーカーとしての心構えを学べるものとする。

○生活保護制度の実務について全体的に学ぶ教材はH30事業においては作成されていないため、本事業において新たに「生活保護の基本的な実務」の教材を作成する（H30事業の「ケース記録の書き方」のエッセンスも含める）。

「生活保護手帳の使い方」については、内容の改良は行わず、出典を2024年版の生活保護手帳及び別冊問答集とした。ページ番号等を最新版の生活保護手帳や別冊問答集へ更新を行う。

○「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」及び「生活保護の基本的な実務」に関しては、生活保護業務を行うまでの前提となるものであるため、必須で学ぶべき研修教材として位置づけ、研修実施の促進、効果的な研修とする目的に、講師役に向けた「解説のポイント」を重点的に作成する。なお、「解説のポイント」は、他のテーマについても作成し、「研修教材活用BOOK」にてとりまとめた。

○相談援助・支援に関する知識・技術については、H30事業で作成された「生活保護業務における面接相談」や「訪問調査」、「援助方針策定と課題分析（アセスメント）」をもとに、出典元の情報の確認及び必要に応じて更新を行うこととする。なお、「援助方針策定と課題分析（アセスメント）」については、業務のプロセスを踏まえ「アセスメントと援助方針の策定」にタイトルを修正する。

○対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）についても、基本的には H30 事業で作成された各教材の内容を、現行制度等に即して更新することとする。

ただし、「精神疾患を有する方への支援」については、第2章のアンケート調査結果において、「障害保健福祉」に関する充実のニーズが高く、また、事例検討時に取り上げたい対象者像の割合も高い結果となった。このため、精神保健福祉領域の学識者に研修教材「精神障害のある方への理解を深める」の作成を依頼する。

○人材や組織マネジメントについては、H30 事業で作成された研修教材「生活保護におけるリスクマネジメント」の内容及び出典元の情報の更新を行った。

▼「解説のポイント」(左)、「研修教材活用BOOK」(右)

（回答）

（3）「3つの自立」の順番と名前「自己決定・自己実現・自己表現」

本人の「自己」は、本人の「自己」を尊重するところが大切です。

「自己決定」は、自分自身の意思で行動するための意思決定をもつ、それを伝えられるように「自己実現」のための表現をもつてこなすことです。

一つの自立（並列関係・相互に関連）

自己決定・自己実現ができること

自己表現

参考文献

参考文献のURLは以下の通りです。  
参考文献：本セミナーの資料をよく確認して、資料を確認すること。

「3つの自立」の前提となる「自己決定・自己選択」についてのスライドです。

- ・自立は、本人の意向や希望に基づくことが原則です。
- ・また、全ての人が「こうしたい」「こうなりたい」という希望をすぐに表現できるわけではないということにも留意が必要です。
- ・自己肯定感や自尊感情が低下している、「自分はなぜ何をやってもだめだ」と思っている人に「これからどう自立に向かっていきたいですか」と尋ねても、答えるのは難しいでしょう。
- ・だからこそCWには、本人が安心して自分の意向や希望を話せるような関わり方、つまり「尊厳の確保」や「信頼関係の構築」を丁寧に行っていくことが求められます。
- ・CWとして、本人がおかれている状況のなかで、日常生活、社会生活、経済それぞれのレベルで自分の可能性を追求していくこと、本人自身が決定・選択し、自ら人生を切り開いていけるようになることを支援していきましょう。



### 3. 作成した研修教材

本事業にて作成した研修教材と各教材の獲得目標を表3-1に示す。

表 3-1 教材名と獲得目標

教材 No	教材名	獲得目標
<b>1. 業務にあたっての前提</b>		
No. 1	生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え	生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして仕事に取り組む上での心構えを理解する
<b>2. 生活保護制度の実務</b>		
No. 2-1	生活保護の基本的な実務	生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する
No. 2-2	生活保護手帳の使い方	「生活保護手帳」「別冊問答集」の位置づけ・構成・利用する際の留意点を理解し、日常業務で活用できるようになる
<b>3. 相談援助・支援に関する知識・技術</b>		
No. 3-1	生活保護業務における面接相談	面接相談の目的、「主訴とニーズ」、面接のための援助技法を学び、日常業務に活かす
No. 3-2	訪問調査	訪問調査の目的・重要性・訪問調査時の留意点等を理解し、日常業務に活かす
No. 3-3	アセスメントと援助方針の策定	アセスメントの基本及び援助方針策定時の留意点とストレングス視点の重要性を学び、日常業務に活かす
<b>4. 対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）</b>		
No. 4-1	認知症のある方への支援	認知症についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No. 4-2	依存症の方への支援	依存症についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No. 4-3	ひきこもり状態にある方への支援	ひきこもり状態にある方の状態像や基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No. 4-4	子どものいる世帯への支援	子どもがいる世帯の特徴や基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No. 4-5 ①	精神障害のある方への支援	精神障害についての基本的な知識を学び、支援にあたっての姿勢を理解する
No. 4-5 ②	精神障害のある方への理解を深める	いわゆる心の病のある方への支援における考え方や、障害特性、「本人主体」の支援のポイントについて深く学ぶ
<b>5. 働きやすい職場づくり</b>		
No. 5	生活保護におけるリスクマネジメント	生活保護業務におけるリスクとリスクマネジメントの考え方およびリスク発生時の具体的な方法を検討する ストレスマネジメントの必要性とその方法を理解する

各教材は、共通して表3-2の構成とした。

表3-2 各教材における共通の構成

共通の構成	
表紙	
目次	
本研修の獲得目標を確認する	
ワークを行う上で留意点※ワークのある教材のみ	
本編	
まとめ	
獲得目標の確認と振り返り	
出典・参考図書・文献	

各教材の本編の構成及び内容を以下に示す。

1. 業務にあたっての前提		
教材No	教材名	本編の構成・内容
No. 1	生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え	<p>I. 生活保護制度の意義・目的</p> <p>1. 生活保護制度の目的と「4つの原理」</p> <p>◆ワーク① 「貧困」のイメージ／「生活保護」はなぜ必要？</p> <p>2. 「貧困」を理解するための考え方</p> <p>3. 「貧困」の状態にある人の理解</p> <p>◆ワーク② 「自立」について</p> <p>4. 「3つの自立」の考え方</p> <p>II. ケースワーカーとしての心構え</p> <p>1. ケースワーカーの位置づけと役割</p> <p>2. 業務に携わる上で求められる「心構え」</p> <p>◆ワーク③ 生活保護制度における過去に生じた事案からの学び</p> <p>◆ワーク④ 業務を適切に行うために</p> <p>3. 組織的対応の重要性</p> <p>4. 講師からのメッセージ「仕事のやりがい」</p>
2. 生活保護制度の実務		
教材No	教材名	本編の構成・内容
No. 2-1	生活保護の基本的な実務	<p>生活保護制度の概要</p> <p>1. 生活保護制度の目的</p> <p>2. 生活保護法の原理・原則</p>

		<p>3. 保護の実施要領</p> <p>I. CW の役割と実務の全体像</p> <p>II. 相談・申請</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 面接相談</li> <li>2. 他法他施策の活用</li> <li>3. 生活困窮者自立支援制度との連携</li> </ol> <p>III. 要否の判定・決定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護の要否の判定</li> <li>2. 各種調査の実施</li> <li>3. 資産の活用</li> <li>4. 扶養義務</li> <li>5. 最低生活費</li> <li>6. その他</li> </ol> <p>IV. 保護の開始後</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 援助方針の策定</li> <li>2. 関係機関との連携</li> <li>3. 訪問調査と援助方針の見直し</li> <li>4. ケース記録の作成</li> <li>5. 収入状況等の把握</li> <li>6. 返還・徴収</li> <li>7. 受給者の権利と義務</li> <li>8. 指導・指示</li> </ol> <p>V. 保護の停止・廃止</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な手続き</li> </ol>
No. 2-2	生活保護手帳の使い方	<p>I. 「生活保護手帳」について</p> <p>◆ワーク 「生活保護手帳」や「別冊問答集」をどのように活用していますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活保護手帳の位置づけ</li> <li>2. 生活保護手帳の構成</li> <li>3. 「生活保護実施の態度」</li> </ol> <p>II. 「保護の実施要領」について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「保護の実施要領」の構成①②</li> <li>2. 「保護の実施要領」を利用する際の留意点①②</li> </ol> <p>III. 「医療扶助運営要領・介護扶助運営要領」について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「医療扶助運営要領」の構成</li> <li>2. 「医療扶助運営要領」を利用する際の留意点</li> <li>3. 「介護扶助運営要領」の構成</li> <li>4. 「介護扶助運営要領」を利用する際の留意点</li> </ol>

		<p>IV. 「生活保護別冊問答集について」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「生活保護別冊問答集の位置づけ、構成</li> <li>「別冊問答集」を利用する際の留意点</li> <li>「生活保護問答集について」</li> </ol> <p>V. 調べてもわからない場合</p>
--	--	---

### 3. 相談援助・支援に関する知識・技術

教材 No	教材名	本編の構成・内容
No. 3-1	生活保護業務における面接相談	<p>I. 面接相談について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護業務における面接相談の場面</li> <li>面接相談の目的・心構え           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ワーク① 面接相談の時に気を付けていること</li> <li>◆ワーク② Aさんの「主訴」と「ニーズ」は?</li> </ul> </li> </ol> <p>II. 面接相談の援助技術について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ワーク③ 自分が困って誰かに相談する時…</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>面接をよりよいものにするために</li> <li>具体的な面接技法</li> <li>面接を始める前に</li> </ol>
No. 3-2	訪問調査	<p>I. 訪問調査について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護における訪問調査</li> <li>訪問調査とは?</li> <li>留意点・確認すべき事項</li> </ol> <p>II. よりよい訪問調査にむけて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ワーク 訪問調査で意識していること、難しいと感じていること</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>「困ったな」と感じたときに</li> </ol>
No. 3-3	アセスメントと援助方針の策定	<p>I. 援助方針の策定について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護業務における援助方針の策定</li> <li>援助方針とは?</li> <li>適切な援助方針を策定するために</li> </ol> <p>II. アセスメントについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>アセスメントとは?           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ワーク① 適切な課題分析に向けて</li> <li>◆ワーク② 援助方針の策定に向けて</li> <li>◆ワーク③ ストレンジス視点を踏まえた援助方針の策定</li> </ul> </li> <li>アセスメント時のポイント</li> </ol>

4. 対象者の適切な理解に基づく支援		
教材 No	教材名	本編の構成・内容
No. 4-1	認知症のある方への支援	<p>I. 認知症について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認知症とは？</li> <li>2. 若年性認知症とは？</li> <li>3. 加齢による「もの忘れ」との違い</li> <li>4. 認知症の初期症状</li> </ol> <p>II. 認知症のある方への支援にあたって</p> <p>◆ワーク 認知症のある方への支援で難しさを感じる場面は？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい認知症観</li> <li>2. 本人の意思に寄り添った支援</li> <li>3. 主な連携・相談先</li> <li>4. 認知症のある方の参加・活躍の場</li> <li>5. 援助方針策定にあたってのアセスメントの観点</li> </ol> <p>III. 事例で深める！認知症の疑いのある方への支援</p>
No. 4-2	依存症の方への支援	<p>I. 依存症の種類とその特徴について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 依存症ってなに？</li> <li>2. どうしてやめられないのか</li> <li>3. 依存症は身近なもの</li> </ol> <p>II. 依存症の方への支援にあたって</p> <p>◆ワーク やめられないと思うこと、それが有害だと言わいたら</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支援にあたっての基本的な考え方・観点</li> <li>2. 主な連携・相談先</li> <li>3. 援助方針策定にあたってのアセスメント時の観点</li> </ol> <p>参考①</p> <p>参考②</p> <p>III. 事例で深める！依存症の方への支援</p>
No. 4-3	ひきこもり状態にある方への支援	<p>I. 「ひきこもり」について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひきこもり状態にある方の割合</li> <li>2. ひきこもり支援の変遷</li> <li>3. ひきこもり支援対象者の考え方</li> </ol> <p>◆ワーク ひきこもり状態にある方への支援で難しさを感じる場面は？</p> <p>II. ひきこもり状態にある方への支援にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひきこもり支援の目指す姿</li> <li>2. 支援を行う前提となる3つの価値</li> </ol>

		<p>3. 支援者として求められる姿勢と支援にあたっての留意点</p> <p>4. ひきこもり支援の主な連携・相談先</p> <p>5. ひきこもり支援の際のポイント</p> <p>参考</p> <p>III. 事例で深める！ひきこもり状態にある方への支援</p>
No. 4-4	子どものいる世帯への支援	<p>I. 子どものいる世帯の状況について</p> <p>1. 子どものいる世帯が抱えている悩み</p> <p>◆ワーク 子どものいる世帯への支援で難しさを感じる場面は？</p> <p>II. 子どものいる世帯への支援にあたって</p> <p>1. 子ども施策の基本理念「こども基本法」</p> <p>2. 生活保護受給者に対する「子どもの貧困」主な施策</p> <p>3. 主な連携・相談先</p> <p>4. 援助方針策定にあたってのアセスメントの観点</p> <p>III. 事例で深める！子どものいる世帯への支援</p>
No. 4-5 ①	精神障害のある方への支援	<p>I. 精神障害に対する理解</p> <p>◆ワーク こんな経験はありませんか？</p> <p>1. 精神障害とはなにか</p> <p>2. 障害者権利条約について</p> <p>参考：代表的な障害・疾患の紹介</p> <p>II. 精神障害のある方への支援にあたって</p> <p>1. 支援を進めるにあたって</p> <p>2. 支援を進めていく上での留意点</p> <p>3. 地域移行について</p> <p>4. 意思決定支援について</p> <p>5. 主な連携・相談先</p> <p>III. 事例で深める！精神障害のある方への支援</p>
No. 4-5 ②	精神障害のある方への理解を深める	<p>I. 精神障害のある方の理解</p> <p>1. メンタルヘルスの課題のある国民・住民</p> <p>◆ワーク① あなたがストレスを感じた時の、心身の不調や行動の変化は？</p> <p>2. 医療的支援を必要とする精神障害のある方（患者）</p> <p>3. 福祉的支援を必要とする精神障害のある方（生活のしづらさがある方）</p> <p>4. 「障害者」の定義</p> <p>◆ワーク② どのような配慮が必要？</p> <p>II. 精神障害のある方の障害特性</p>

		<p>1. 疾患と障害が共存している</p> <p>2. 障害の可逆性がある</p> <p>3. 体験としての障害がある</p> <p>◆ワーク③ 障害特性についてのアセスメント</p> <p>III. 「本人主体」の支援のポイント</p> <p>1. 本人のストレングスへの着目と信頼関係の構築の大切さ</p> <p>2. 本人を「生活の視点」で捉える</p> <p>◆ワーク④ CWとしての自己理解に向けたあなたのストレングス</p> <p>◆ワーク⑤ あなたが勤務している地域のストレングス（活用可能な社会資源）</p>
--	--	---

## 5. 働きやすい職場づくり

教材 No	教材名	本編の構成・内容
No. 5	生活保護におけるリスクマネジメント	<p>I. リスクおよびリスクマネジメントの考え方</p> <p>◆ワーク 仕事の中でやりにくさを感じるのはどのような時？</p> <p>1. リスクおよびリスクマネジメントとは</p> <p>2. リスクマネジメントをよりよく行うために…</p> <p>II. 生活保護業務におけるリスクマネジメント</p> <p>1. 生活保護業務におけるリスクとは</p> <p>2. 職員の対応に関するリスクマネジメント</p> <p>3. 相談者とのトラブルが起こった場合のリスクマネジメント</p> <p>参考：行政対象暴力への対応</p> <p>4. 職員の健康管理に関するリスクマネジメント</p> <p>5. ケースワーカーのストレスマネジメントとセルフケア</p> <p>参考：こころの耳</p>

## 4. プレ研修の実施

生活保護業務を行う上での前提として位置づけている「生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」の教材及び「解説のポイント」について、研修対象者であるケースワーカーの視点からの意見を取り入れることで更に実効性を高めるため、プレ研修を実施し、意見交換を行った。

### 4-1. プレ研修の開催概要

#### (1) 実施概要

【日 時】令和7年3月10日（月） 15時～17時45分

【場 所】小田原市役所 602会議室

#### 【参加者】

講師：小田原市福祉健康部生活援護課 岩村係長

受講生：小田原市福祉健康部生活援護課 7名

検討委員：5名（岡部委員長・新保委員・中村委員・左川委員・柴井委員）

オブザーバー（厚生労働省）：3名

事務局：2名

#### (2) 配布資料

- ・生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え（研修教材 No.1）
- ・C 事案用教材（講師作成）
- ・受講生アンケート

#### (3) 当日の流れ

予定時間	時間実績	内容
15:05～15:50	15:05～15:45	生活保護の意義・目的
15:50～16:35	15:45～16:43	ケースワーカーとしての心構え
16:40～17:15	16:48～17:20	受講者ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者全体（受講者・検討委員・厚生労働省）を2グループに分けて実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>→自己紹介、受講者感想、質疑応答</li> </ul> </li> </ul>
17:15～17:45	17:24～17:50	検討委員会ミーティング <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員のみによる振り返り</li> </ul>

(4) 研修の様子



会場



案内板



個人ワーク中



グループワーク中

#### 4-2. 受講者の主な感想

プレ研修においては、研修終了後に検討委員、オブザーバー（厚生労働省）、事務局から受講生へのヒアリングを実施した。

ヒアリングは「研修内容」及び「教材内容」に関しての2点を軸に実施した。主な感想・意見は以下に示す通り。

##### （1）研修内容について

受講時 CW歴	主な感想・意見
1年11ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の研修では実務に関する内容が多く、今回意義や心構えを学べて良かったと感じている。</li> <li>・着任2年目となり、様々な経験をしてきたこともあり、研修内容と日々の実践を紐づけて考えることができた。自身の行動に関して、そのように行動した根拠が必要だということがよく理解できた。</li> </ul>
1年6ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着任直後は実務に関する研修を受ける機会が多く、貧困の背景を学ぶ機会もなかったため、「指導しなければ。だけど経験のない自分がどうやって指導すればよいのだろうか」と思い、どのように利用者さんに対応したらよいか迷っていたが、この研修を受けて、ご本人の背景を考えて接することが大切だと感じた。</li> </ul>
1年11ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意見を尊重して自立助長していくという点に難しさを感じていたが、事例検討を通して同僚と共に認識を持てたことがよかったです。</li> </ul>
9ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者目線で接することの重要性を学べた。</li> </ul>

##### （2）教材内容について

受講時 CW歴	主な感想・意見
1年11ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着任初年度には難しい内容かもしれないと感じた。</li> </ul>
1年6ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の業務で目の前のことには必死になっていると、CWとしての本質を見失ってしまう時もあるため、「CWの位置づけと役割」の内容はとてもよかったです。</li> </ul>
1年11ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例が多く、良い内容だった。受給者へ送る文章の事例などは具体的なイメージができてよかったです。</li> </ul>
9ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念については、もう少し重きを置いて学べたらよかったです。</li> </ul>

#### 4-3. 参加委員の主な感想

プレ研修及び受講者ヒアリング終了後に検討委員、オブザーバー（厚生労働省）、事務局にてミーティングを実施した。

主な感想は以下のとおりである。

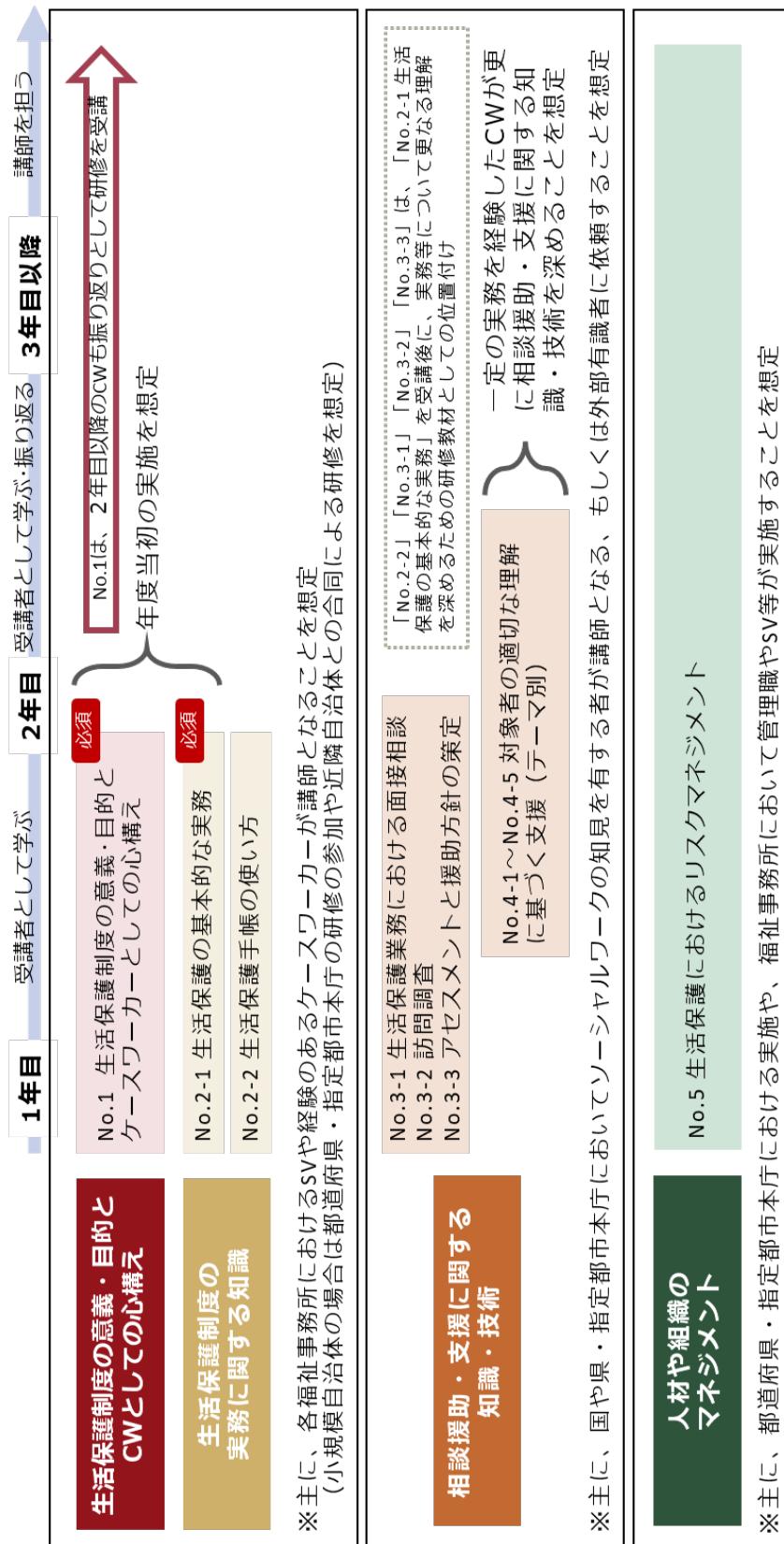
##### 主な感想・意見

- 受講者が対応した事例と紐づけたり、過去の決定事項を具体的に交えながら説明したこと、受講者側は非常に理解しやすかったと思われる。これは、まさに同じ職場で働く SV ならではの研修と言えるかと思う。
- この教材を扱うことで、質の高い研修が実施できるのではないかと感じている。
- 座談会の中で、実務経験を通して生活保護の本質や意義、目的を学ぶことの重要性を認識しているという意見があった。私自身も、実務は知識、意義や目的は意識であると考える。意識が確立していれば、事案に適切に対応できるだろう。
- 研修全体を通して、グループワークの発表に対するフィードバックの重要性を感じた。研修講師が、事例に対する共感や感想を述べることで、参加者の理解を深めることができた。研修資料のノートに、フィードバックを促すことと、法的根拠を示せるようにしておくと良いと感じた。
- 講師の進行がとてもよく、ケースワーカーも積極的に受講されていると感じた。
- 研修の効果は、研修の進行管理を行う担当者と、参加者の属性によって大きく左右される。
- 教材内容は非常に良いものができると感じた。今後は、時間配分等をいかようにしていくかかと思う。
- 時間配分の目安は示しつつ、重要な部分は必ずやってほしいと伝える必要があると感じた。

## 5. 研修教材の確定及び研修教材の活用イメージ

プレ研修の結果をふまえ、作成した研修教材について適宜修正を行い、研修教材を確定した。あわせて、研修教材の活用イメージについて、図3-8のとおり作成した。

図 3-7 研修教材の活用イメージ



## 第4章 今後に向けて

今後に向けて、国・都道府県・指定都市本庁・福祉事務所の各主体に期待される研修のあり方について、以下のとおり提言する。

### 1. 基本的な考え方

生活保護制度が最後のセーフティネットとして適切に機能するよう、国、都道府県・指定都市本庁、福祉事務所において、CWの質を確保・向上する必要があり、そのための研修の実施が望まれる。特に、生活保護制度の意義、目的の理解やCWとしての心構えは、生活保護制度の業務の根幹となるものであることから、その理解を深めるための研修については、全てのCWが受講することが望まれる。

また、更に理解を深めるために、実践的で有意義な研修の実施に向け、外部の有識者や専門機関を講師に招き、研修を実施することも望まれる。

### 2. 福祉事務所に期待されること

各福祉事務所においては、所内のCWに対して、本事業で作成した研修教材の活用等により、生活保護制度の意義・目的やCWとしての心構え及び基本的な実務に関する研修を実施することが期待される。あわせて、外部機関等から研修講師を招いての研修や、日頃の業務におけるOJTを通じて、さらに理解を深めていくことが望まれる。

他法他施策の活用については、庁内の関係課の協力を得て研修を開催することが考えられる。

また、小規模な福祉事務所が単独で学ぶことが難しい場合には、近隣の福祉事務所との合同研修や都道府県・指定都市本庁研修の機会を積極的に活用することが考えられる。

幹部職員は、所外研修の活用や所内研修の実施ができるよう体制を講じ、他法他施策や対人援助に関する研修の情報を周知するとともに、CWの学びの姿勢を積極的に評価するなど、組織的な人材育成に取り組むことが望まれる。

### 3. 都道府県・指定都市本庁に期待されること

都道府県・指定都市本庁は、管内福祉事務所におけるCWの人材育成の中心的な立場であり、引き続き、管内福祉事務所におけるCWの質の確保・向上のための研修を積極的に実施することが期待される。

福祉事務所においては、講師の確保が難しい面があることから、広域的な見地からの研修実施が望まれる。また、管内福祉事務所における研修実施（複数の福祉事務所による合同研修含む）を支援することが望まれる。

生活保護業務の特性上、「抱え込み」や「孤立」が生じやすいことを踏まえ、これらを防ぐ観点から、CWやSV等による他の自治体との交流や情報交換の機会確保の必要性にも留意する。

## 4. 国に期待されること

国は、都道府県・指定都市本庁及び福祉事務所における研修実施の必要性や生活保護制度の意義・目的について全国会議等を通じて周知するとともに、研修教材等に関する情報提供を継続的に行う。

引き続き、生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、生活保護制度の意義・目的の理解や、有識者による対人援助技術を理解するための事例検討を実施することが望まれる。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の関係機関で相互理解を深められるよう、両制度の連携による研修の企画・実施等の取組を推進することが望まれる。

## 参考資料 アンケート調査結果

### 1. 福祉事務所向けアンケート調査（単純集計結果）

生活保護ケースワーカー等への研修等の実施状況に関するアンケート調査  
(令和6年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」)

#### 福祉事務所向けアンケート調査票【単純集計結果】

総回答数	654
回収率	52.6%

#### I. 基本情報

問1 都道府県名・福祉事務所名をお聞かせください。

問2 福祉事務所の種別をお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

	回答数	割合
1 都部福祉事務所（都道府県）	105	16.1%
2 市部福祉事務所（特別区）	19	2.9%
3 市部福祉事務所（政令市）	80	12.2%
4 市部福祉事務所（特別区・政令市以外）	425	65.0%
5 町村福祉事務所	25	3.8%
無回答	0	0.0%
合計	654	100%

問3 貴福祉事務所の配置人数についてお聞かせください。（令和6年10月1日時点）

	回答数	割合
1 0人	10	1.5%
2 1人	584	89.3%
3 2人	32	4.9%
4 3人以上	19	2.9%
5 その他回答	1	0.2%
無回答	8	1.2%
合計	654	100%
※最大値：7名		

	回答数	割合
1 0人	249	38.1%
2 1人	252	38.5%
3 2人	35	5.4%
4 3人以上	24	3.7%
5 その他回答	1	0.2%
無回答	93	14.2%
合計	654	100%
※最大値：8名		

	回答数	割合
1 0人	1	0.2%
2 1人	355	54.3%
3 2人	99	15.1%
4 3人以上5人以下	122	18.7%
5 6人以上9人以下	39	6.0%
6 10人以上	35	5.4%
無回答	3	0.5%
合計	654	100%
※最大値：38名		

現業員 (CW)		回答数	割合
1	1人以上5人以下	260	39.8%
2	6人以上10人以下	134	20.5%
3	11人以上20人以下	107	16.4%
4	21人以上30人以下	56	8.6%
5	31人以上	95	14.5%
	無回答	2	0.3%
	合計	654	100%
※最大値：205名			

その他職員		回答数	割合
1	0人	32	4.9%
2	1人以上5人以下	326	49.8%
3	6人以上10人以下	98	15.0%
4	11人以上20人以下	93	14.2%
5	21人以上30人以下	45	6.9%
6	31人以上	45	6.9%
	無回答	15	2.3%
	合計	654	100%
※最大値：180名			

## 問4

貴自治体における福祉職採用の実施状況についてお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

		回答数	割合
1	実施している	431	65.9%
2	実施していない	219	33.5%
	無回答	4	0.6%
	合計	654	100%

## 問5

貴福祉事務所における被保護世帯数（停止中の世帯も含む総数）をお聞かせください。（令和6年10月1日時点）

世帯数		回答数	割合
1	0世帯	1	0.2%
2	1～10世帯	2	0.3%
3	11～100世帯	57	8.7%
4	101～500世帯	238	36.4%
5	501～1,000世帯	105	16.1%
6	1,001～2,000世帯	92	14.1%
7	2,001～3,000世帯	57	8.7%
8	3,001世帯以上	86	13.1%
	無回答	15	2.3%
	無効回答	1	0.2%
	合計	654	100%
※最大値：18,480世帯			

## II. CWが受講している研修の種類と受講状況等の把握

問6 貴福祉事務所では、CW自身が受講したいと考えている研修テーマを組織的に把握していますか。（選択肢を一つお選びください。）

	回答数	割合
1 把握している	256	39.1%
2 把握していない	393	60.1%
無回答	5	0.8%
合計	654	100%

問7 貴福祉事務所のCWが、令和6年度受講済・受講予定の研修についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 厚生労働省による生活保護担当ケースワーカー全国研修会	202	30.9%
2 国立保健医療科学院による生活保護自立支援推進研修	9	1.4%
3 都道府県・指定都市本庁によるCW向け研修会 (新任向け・2年目以上向け等の別を問わない)	529	80.9%
4 近隣の福祉事務所同士による合同研修会	187	28.6%
5 福祉事務所内のCW向け研修会 (新任向け・2年目以上向け等の別を問わない)	346	52.9%
6 福祉事務所内の伝達研修 (国や本庁研修等参加者が、職場に戻り他のCWに共有するもの)	118	18.0%
7 大学・民間団体が主催する研修会	44	6.7%
8 人事部門・自治体研修機関が開催する研修	242	37.0%
9 都道府県・指定都市本庁が実施する生活困窮者自立支援制度の研修	159	24.3%
10 その他	95	14.5%
無回答	22	3.4%
合計	1,953	-
回答対象者	654	100%

問8 貴福祉事務所では、都道府県・指定都市本庁が実施している研修へのCWの参加実績を事務所として把握・管理していますか。（どの研修に誰が参加したのか、まだ参加していないのは誰かなど）（選択肢を一つお選びください。）

	回答数	割合
1 把握・管理している	590	90.2%
2 把握・管理していない	62	9.5%
無回答	2	0.3%
合計	654	100%

問9 貴福祉事務所では、都道府県・指定都市本庁が実施しているCW研修の参加者についてどのように決めていますか。（○は複数可）

	回答数	割合
1 CWに任せている	361	55.2%
2 SVが研修の参加者を決めている	363	55.5%
3 生活保護担当課長が研修の参加者を決めている	178	27.2%
4 その他	86	13.1%
無回答	4	0.6%
回答対象者	654	100%

問10 貴福祉事務所における、CWの研修参加を促すための取組についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 外部研修の案内を受け取った際、ミーティング時や回覧などにより周知する	558	85.3%
2 外部研修の案内を受け取った際、CWに個別に声掛けをして参加を促している	405	61.9%
3 外部研修参加のための予算の確保	223	34.1%
4 研修に参加する姿勢を積極的に評価する	106	16.2%
5 その他	15	2.3%
6 特に研修参加を促すための取組はしていない	22	3.4%
無回答	1	0.2%
回答対象者	654	100%

## III CWを対象とした所内研修の実施状況

ここでは、以下のいずれかを「所内研修」と定義します。

- ・「研修」として位置づけ、福祉事務所主催で実施するもの（OJTや日常的なケース検討会議、本庁が主催する研修は除く）
- ・福祉事務所の事業計画に位置付けたうえで実施するもの
- ・CW等の課内職員が必要性を感じ、組織として適宜企画・実施するもの
- ・講義もしくは事例検討が含まれるもの（資料の配布・回覧「のみ」のものは含まない）

※研修実施状況に関しては、令和6年度実施済み、または実施予定の内容に関してご回答ください。

問11 CWを対象とした所内研修の実施状況についてお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

	回答数	割合
1 実施している	386	59.0%
2 実施していない	268	41.0%
無回答	0	0.0%
合計	654	100%

問12 問11で、所内研修を「2. 実施していない」と回答された方にお尋ねします。

所内研修を企画・実施していない理由についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 都道府県等の外部研修が充実しており、所内研修を実施する必要性を感じていない	87	32.5%
2 OJTを中心にCWを育成しており、所内研修を実施する必要性を感じていない	90	33.6%
3 研修の企画にあたっての基本的な知識やノウハウが乏しい	80	29.9%
4 所内研修を企画するための時間確保が難しい	140	52.2%
5 所内研修を実施するための時間確保が難しい	154	57.5%
6 外部講師依頼のための予算確保が難しい	70	26.1%
7 外部講師を探すことが難しい	46	17.2%
8 研修担当職員や研修チームを設けることが難しい	69	25.7%
9 その他	24	9.0%
無回答	0	0.0%
回答対象者	268	100%

問13 問11で、所内研修を「1. 実施している」と回答された方にお尋ねします。

所内研修の対象者についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 新任のCWを対象とした研修を実施している	260	67.4%
2 2年目以上のCWを対象とした研修を実施している	51	13.2%
3 新任・2年目以上等の別を問わず、全てのCWを対象とした研修を実施している	299	77.5%
4 その他	28	7.3%
無回答	4	1.0%
回答対象者	386	100%

問14 所内研修を企画している方についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 生活保護担当課長	72	18.7%
2 生活保護担当課長補佐	41	10.6%
3 SV	282	73.1%
4 CW	167	43.3%
5 庶務担当	21	5.4%
6 その他	69	17.9%
無回答	2	0.5%
回答対象者	386	100%

問15 CWを対象とした所内研修の概要についてお聞かせください。

(1) 令和6年度の各研修の概要

① 新任CWを対象とした研修 (複数選択可)

新任CWを対象とした研修 形式		回答数	割合
1講義		250	96.2%
2事例検討		34	13.1%
3その他		40	15.4%
無回答		6	2.3%
回答対象者		260	100%

新任CWを対象とした研修 講師		回答数	割合
1外部有識者		28	10.8%
2課内職員		243	93.5%
3他課職員		43	16.5%
4その他		10	3.8%
無回答		7	2.7%
回答対象者		260	100%

新任CWを対象とした研修 開催月		回答数	割合
14月		203	78.1%
25月		89	34.2%
36月		79	30.4%
47月		58	22.3%
58月		51	19.6%
69月		48	18.5%
710月		54	20.8%
811月		47	18.1%
912月		33	12.7%
101月		25	9.6%
112月		23	8.8%
123月		14	5.4%
無回答		14	5.4%
回答対象者		260	100%

新任CWを対象とした研修 回数		回答数	割合
11回		105	40.4%
22~3回		41	15.8%
34~6回		37	14.2%
47~9回		27	10.4%
510~12回		19	7.3%
613~15回		6	2.3%
716回以上		15	5.8%
無回答		10	3.8%
回答対象者		260	100%

新任CWを対象とした研修 総時間数		回答数	割合
11時間		25	9.6%
22~5時間		101	38.8%
36~10時間		45	17.3%
411~15時間		21	8.1%
516~20時間		16	6.2%
621時間以上		38	14.6%
無回答		14	5.4%
回答対象者		260	100%

新任CWを対象とした研修 日数		回答数	割合
1 1日以下		92	35.4%
2 2~3日		62	23.8%
3 4~6日		38	14.6%
4 7~10日		30	11.5%
5 11~13日		13	5.0%
6 14日以上		13	5.0%
無回答		12	4.6%
回答対象者		260	100%

## (2) 2年目以上のCWを対象とした研修

2年目以上のCWを対象とした研修 形式		回答数	割合
1 講義		38	74.5%
2 事例検討		12	23.5%
3 その他		9	17.6%
無回答		10	19.6%
回答対象者		51	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 講師		回答数	割合
1 外部有識者		8	15.7%
2 課内職員		37	72.5%
3 他課職員		12	23.5%
4 その他		2	3.9%
無回答		11	21.6%
回答対象者		51	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 開催月		回答数	割合
1 4月		9	17.6%
2 5月		9	17.6%
3 6月		11	21.6%
4 7月		16	31.4%
5 8月		10	19.6%
6 9月		20	39.2%
7 10月		13	25.5%
8 11月		15	29.4%
9 12月		12	23.5%
10 1月		12	23.5%
11 2月		10	19.6%
12 3月		6	11.8%
無回答		12	23.5%
回答対象者		51	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 回数		回答数	割合
1 1回		15	29.4%
2 2~3回		9	17.6%
3 4~6回		6	11.8%
4 7~9回		3	5.9%
5 10~12回		3	5.9%
6 13~15回		2	3.9%
7 16回以上		2	3.9%
無回答		11	21.6%
回答対象者		51	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1 1時間		3	5.9%
2 2~5時間		16	31.4%
3 6~10時間		9	17.6%
4 11~15時間		4	7.8%
5 16~20時間		3	5.9%
6 21時間以上		3	5.9%
無回答		13	25.5%
回答対象者		51	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 日数		回答数	割合
1 1日以下		13	25.5%
2 2~3日		11	21.6%
3 4~6日		5	9.8%
4 7~10日		4	7.8%
5 11~13日		2	3.9%
6 14日以上		4	7.8%
無回答		12	23.5%
回答対象者		51	100%

## (3) 全CW（年次を問わない）を対象とした研修

全CW（年次を問かない）を対象とした研修 形式		回答数	割合
1 講義		237	79.3%
2 事例検討		96	32.1%
3 その他		66	22.1%
無回答		15	5.0%
回答対象者		299	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 講師		回答数	割合
1 外部有識者		90	30.1%
2 課内職員		230	76.9%
3 他課職員		84	28.1%
4 その他		29	9.7%
無回答		14	4.7%
回答対象者		299	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 開催月		回答数	割合
1 4月		94	31.4%
2 5月		114	38.1%
3 6月		132	44.1%
4 7月		114	38.1%
5 8月		111	37.1%
6 9月		120	40.1%
7 10月		131	43.8%
8 11月		119	39.8%
9 12月		103	34.4%
10 1月		78	26.1%
11 2月		93	31.1%
12 3月		56	18.7%
無回答		32	10.7%
回答対象者		299	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 回数		回答数	割合
1 1回		49	16.4%
2 2~3回		69	23.1%
3 4~6回		73	24.4%
4 7~9回		26	8.7%
5 10~12回		48	16.1%
6 13~15回		5	1.7%
7 16回以上		9	3.0%
無回答		20	6.7%
回答対象者		299	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1 1時間		39	15.0%
2 2~5時間		107	41.2%
3 6~10時間		62	23.8%
4 11~15時間		31	11.9%
5 16~20時間		15	5.8%
6 21時間以上		16	6.2%
無回答		29	9.7%
回答対象者		299	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 日数		回答数	割合
1 1日以下		59	19.7%
2 2~3日		73	24.4%
3 4~6日		61	20.4%
4 7~10日		31	10.4%
5 11~13日		40	13.4%
6 14日以上		10	3.3%
無回答		25	8.4%
回答対象者		299	100%

## (4) その他職員

その他職員を対象とした研修 形式		回答数	割合
1 講義		16	57.1%
2 事例検討		8	28.6%
3 その他		4	14.3%
無回答		8	28.6%
回答対象者		28	100%

その他職員を対象とした研修 講師		回答数	割合
1 外部有識者		2	7.1%
2 課内職員		15	53.6%
3 他課職員		5	17.9%
4 その他		4	14.3%
無回答		8	28.6%
回答対象者		28	100%

その他職員を対象とした研修 開催月		回答数	割合
1 4月		7	25.0%
2 5月		10	35.7%
3 6月		7	25.0%
4 7月		10	35.7%
5 8月		12	42.9%
6 9月		11	39.3%
7 10月		10	35.7%
8 11月		8	28.6%
9 12月		6	21.4%
10 1月		4	14.3%
11 2月		3	10.7%
12 3月		2	7.1%
無回答		8	28.6%
回答対象者		28	100%

その他職員を対象とした研修 回数		回答数	割合
1 1回		5	17.9%
2 2~3回		7	2.3%
3 4~6回		2	0.7%
4 7~9回		2	0.7%
5 10~12回		2	0.7%
6 13~15回		0	0.0%
7 16回以上		2	0.7%
無回答		8	28.6%
回答対象者		28	100%

その他職員を対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1 1時間		1	3.6%
2 2~5時間		9	32.1%
3 6~10時間		2	7.1%
4 11~15時間		4	14.3%
5 16~20時間		0	0.0%
6 21時間以上		3	10.7%
無回答		9	32.1%
回答対象者		28	100%

その他職員を対象とした研修 日数		回答数	割合
1	1日以下	4	14.3%
2	2~3日	8	28.6%
3	4~6日	2	7.1%
4	7~10日	2	7.1%
5	11~13日	2	7.1%
6	14日以上	2	7.1%
	無回答	8	28.6%
	回答対象者	28	100%

(2) 所内研修におけるCWの参加についてお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

		回答数	割合
1	全ての所内研修を参加必須としている	176	45.6%
2	全ての所内研修を参加任意としている	55	14.2%
3	研修の種類やテーマによって参加必須と参加任意を分けている	135	35.0%
4	その他	14	3.6%
	無回答	6	1.6%
	回答対象者	386	100%

(3) 上記（1）①～④の各研修で取り上げているテーマを研修の対象者別にお聞かせください。（○は複数可）

【新任CW】を対象とした研修のテーマ		回答数	割合
1)	制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1	生活保護制度の意義・目的	228	87.7%
2	福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	171	65.8%
2)	生活保護制度の実務に関する知識		
1	生活保護の決定・実施に関する実務	214	82.3%
2	自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	133	51.2%
3	医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	155	59.6%
4	他法他施策の知識	146	56.2%
5	関係機関等の地域の社会資源の知識	79	30.4%
3)	相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1	相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	121	46.5%
2	相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	135	51.9%
3	対象者の理解	55	21.2%
4)	人材や組織のマネジメント		
1	セルフケア・メンタルコントロール	33	12.7%
2	リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	55	21.2%
3	働きやすい職場づくり	26	10.0%
5)	その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで		
	その他	21	8.1%
	回答対象者	260	100%

【2年目以上のCW】を対象とした研修のテーマ		回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的		7	13.7%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）		9	17.6%
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務		25	49.0%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）		19	37.3%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）		11	21.6%
4 他法他施策の知識 →問15（4）もご回答ください。		21	41.2%
5 関係機関等の地域の社会資源の知識		11	21.6%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）		10	19.6%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）		14	27.5%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）		9	17.6%
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール		5	9.8%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）		5	9.8%
3 働きやすい職場づくり		5	9.8%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載） ※最大3つまで			
その他		5	9.8%
回答対象者		51	100%

【全てのCW（年次を問わない）】を対象とした研修のテーマ		回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的		64	21.4%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）		63	21.1%
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務		146	48.8%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）		122	40.8%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）		103	34.4%
4 他法他施策の知識		164	54.8%
5 関係機関等の地域の社会資源の知識		85	28.4%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）		62	20.7%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）		92	30.8%
3 対象者の理解		47	15.7%
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール		32	10.7%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）		73	24.4%
3 働きやすい職場づくり		31	10.4%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載） ※最大3つまで			
その他		54	18.1%
回答対象者		299	100%

【その他職員】を対象とした研修のテーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	8	28.6%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	6	21.4%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	8	28.6%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	8	28.6%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	8	28.6%
4 他法他施策の知識 →問15（4）もご回答ください。	9	32.1%
5 関係機関等の地域の社会資源の知識	7	25.0%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	7	25.0%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	7	25.0%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	6	21.4%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	1	3.6%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	3	10.7%
3 働きやすい職場づくり	4	14.3%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載） ※最大3つまで		
その他	1	3.6%
回答対象者	28	100%

（4）上記（3）の「2）生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方はご回答ください。

取り上げている他法他施策の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 生活困窮者施策（生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等）	118	46.6%
2 児童福祉（児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等）	89	35.2%
3 母子・父子・寡婦福祉（母子及び父子並びに寡婦福祉法 等）	65	25.7%
4 高齢者福祉（老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等）	140	55.3%
5 障害保健福祉（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等）	133	52.6%
6 年金制度	168	66.4%
7 住宅施策（住宅セーフティネット制度、公営住宅 等）	33	13.0%
8 就学支援制度（就学援助制度、奨学金、修学支援金 等）	60	23.7%
9 就労支援・雇用保険制度（ハローワーク 等）	127	50.2%
10 公費医療制度（自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等）	95	37.5%
11 依存症施策（ギャンブル、アルコール、薬物依存 等）	29	11.5%
12 消費者保護・債務整理（消費者センター、法テラス 等）	37	14.6%
13 成年後見制度・日常生活自立支援事業	65	25.7%
14 更生保護（地域定着支援センター、更生保護施設 等）	13	5.1%
15 その他	25	9.9%
無回答	2	0.8%
回答対象者	253	100%

問16

問15（1）「形式」で1つでも「2. 事例検討」を選択した方のみご回答ください。

研修の事例検討で取り上げている対象者像についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 高齢者（認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む）	62	52.1%
2 障害者（身体障害、知的障害、精神障害、その他）	65	54.6%
3 子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）	49	41.2%
4 居住が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）	22	18.5%
5 矯正施設退所者	7	5.9%
6 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方	42	35.3%
7 ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）	35	29.4%
8 依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）	29	24.4%
9 健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等）	25	21.0%
10 その他	23	19.3%
無回答	9	7.6%
無効回答	8	6.7%
回答対象者	119	100%

問17 所内研修を企画・実施する上での工夫と課題についてお聞かせください。

(1) 所内研修を企画・実施する上での工夫 (○は複数可)

	回答数	割合
1 スケジュール調整を含めた時間の確保	305	79.0%
2 外部講師依頼や外部委託のための予算の確保	32	8.3%
3 研修担当職員や研修チームを設ける	136	35.2%
4 外部講師のリスト化	6	1.6%
5 国研修の内容を参考にしている	26	6.7%
6 他自治体の研修を参考にしている	20	5.2%
7 研修を外部に委託している	3	0.8%
8 体系立てて研修計画を立てている (例:基礎→実践→応用)	47	12.2%
9 その他	40	10.4%
10 特になし	43	11.1%
無回答	4	1.0%
回答対象者	386	100%

(2) 所内研修を企画・実施する上での課題 (○は複数可)

	回答数	割合
1 研修の企画にあたっての基本的な知識やノウハウが乏しい	136	35.2%
2 所内研修を企画するための時間確保が難しい	211	54.7%
3 所内研修を実施するための時間確保が難しい	226	58.5%
4 外部講師依頼のための予算確保が難しい	67	17.4%
5 外部講師を探すことが難しい	88	22.8%
6 研修担当職員や研修チームを設けることが難しい	65	16.8%
7 その他	25	6.5%
8 特になし	52	13.5%
無回答	6	1.6%
回答対象者	386	100%

問18 所内研修の効果についてお聞かせください。 (○は複数可)

	回答数	割合
1 職員の間で生活保護制度の意義・目的の理解が浸透した	276	71.5%
2 研修を受講したCWの適正な事務処理の実施につながった	298	77.2%
3 研修を受講したCWの対人援助技術・能力が向上した	160	41.5%
4 講師を務めた職員の知識・技術（事務処理・対人援助）が向上した	141	36.5%
5 職員間のコミュニケーションが促進された	162	42.0%
6 その他	8	2.1%
無回答	3	0.8%
回答対象者	386	100%

#### IV CWを対象とした研修に関するニーズ

問19 今後CWを対象とした研修機会のうち、質や内容の更なる充実を希望する、あるいは充実させたいものについてお聞かせください。  
(○は複数可)

	回答数	割合
1 国（厚生労働省・国立保健医療科学院）による研修機会	258	39.4%
2 都道府県・指定都市本庁による研修機会	463	70.8%
3 近隣の福祉事務所同士による合同の研修機会	189	28.9%
4 福祉事務所内の研修機会	314	48.0%
5 研修は既に充足している	120	18.3%
無回答	1	0.2%
回答対象者	654	100%

問20

問19で「1」～「4」を選択した方のみご回答ください。

(1) 実施主体別に、質や内容の充実を希望する、あるいは充実させたい研修テーマをお聞かせください。(最大5つまで)

【国】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ		回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的		109	42.2%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）		82	31.8%
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務		109	42.2%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）		70	27.1%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）		67	26.0%
4 他法他施策の知識		81	31.4%
5 関係機関等の地域の社会資源の知識		26	10.1%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）		80	31.0%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）		94	36.4%
3 対象者の理解		41	15.9%
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール		37	14.3%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）		60	23.3%
3 働きやすい職場づくり		23	8.9%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）			
その他		6	2.3%
無回答		5	1.9%
無効回答		17	6.6%
回答対象者		258	100%

【都道府県】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ		回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的		78	16.8%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）		99	21.4%
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務		257	55.5%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）		189	40.8%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）		196	42.3%
4 他法他施策の知識		213	46.0%
5 関係機関等の地域の社会資源の知識		103	22.2%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）		94	20.3%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）		201	43.4%
3 対象者の理解		58	12.5%
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール		40	8.6%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）		90	19.4%
3 働きやすい職場づくり		14	3.0%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）			
その他		7	1.5%
無回答		11	2.4%
無効回答		51	11.0%
回答対象者		463	100%

【福祉事務所】において充実させたい研修テーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	44	14.0%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	68	21.7%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	140	44.6%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	70	22.3%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	65	20.7%
4 他法他施策の知識	118	37.6%
5 関係機関等の地域の社会資源の知識	94	29.9%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	38	12.1%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	118	37.6%
3 対象者の理解	36	11.5%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	80	25.5%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	86	27.4%
3 働きやすい職場づくり	79	25.2%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）		
その他	4	1.3%
無回答	17	5.4%
無効回答	15	4.8%
回答対象者	314	100%

（2）上記（1）の「2）生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方のみご回答ください。

特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 生活困窮者施策（生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等）	159	48.6%
2 児童福祉（児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等）	114	34.9%
3 母子・父子・寡婦福祉（母子及び父子並びに寡婦福祉法 等）	73	22.3%
4 高齢者福祉（老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等）	165	50.5%
5 障害保健福祉（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等）	203	62.1%
6 年金制度	244	74.6%
7 住宅施策（住宅セーフティネット制度、公営住宅 等）	91	27.8%
8 就学支援制度（就学援助制度、奨学金、修学支援金 等）	100	30.6%
9 就労支援・雇用保険制度（ハローワーク 等）	139	42.5%
10 公費医療制度（自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等）	137	41.9%
11 依存症施策（ギャンブル、アルコール、薬物依存 等）	94	28.7%
12 消費者保護、債務整理（消費者センター、法テラス 等）	152	46.5%
13 成年後見制度・日常生活自立支援事業	164	50.2%
14 更生保護（地域定着支援センター、更生保護施設 等）	62	19.0%
15 その他	8	2.4%
無回答	2	0.6%
無効回答	43	13.1%
回答対象者	327	100%

問21 研修で事例検討を行う際に、特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 高齢者（認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む）	258	39.4%
2 障害者（身体障害、知的障害、精神障害、その他）	304	46.5%
3 子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングアラート、学習支援等）	268	41.0%
4 居住が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）	183	28.0%
5 矯正施設退所者	78	11.9%
6 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方	332	50.8%
7 ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）	325	49.7%
8 依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）	233	35.6%
9 健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病等）	156	23.9%
10 その他	21	3.2%
11 特になし	11	1.7%
無回答	130	19.9%
回答対象者	654	100%

問22 その他、CWの育成や質の確保を図るための研修のニーズについてご意見があればご自由にお聞かせください。

## V CWの人才育成(研修以外)の状況について

問23 貴福祉事務所におけるCWの人才育成手法（研修以外）についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 OJT	489	74.8%
2 自己研鑽のサポート（外部勉強会への参加等）	183	28.0%
3 関係機関や近隣福祉事務所等への視察	63	9.6%
4 その他	37	5.7%
無回答	30	4.6%
回答対象者	654	100%

問24 問23で「1. OJT」を選択した方のみご回答ください。

OJTを行う上で重視していることや課題を感じていることがあれば、ご自由にお聞かせください。

(1) 重視していること

(2) 課題を感じていること

問25 その他、研修以外の人才育成についてお気づきの点等ありましたらご自由にお聞かせください。

問26 H30年度研修教材の認知・利用状況について、お聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 研修教材を利用して所内研修を実施している（一部利用も含む）	23	3.5%
2 研修教材を利用して所内研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない	7	1.1%
3 研修教材があることは知っていたが利用はしていない	213	32.6%
4 研修教材があることを知らなかった	402	61.5%
無回答	9	1.4%
回答対象者	654	100%

問27 問26で「1. 研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）」「2. 研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない」を選択した方のみご回答ください。

本研修教材はひな形・たたき台であり、適宜加筆・修正していただくことが可能です。貴自治体で加筆・修正し利用している（したことがある）場合、そのことについてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 古くなった情報の更新（例：保護の動向の時点や生活保護手帳の出版年等）	11	36.7%
2 より詳細な情報の加筆（例：他法他施策や社会資源（連携先）の情報、コロナ禍を踏まえた対応等）	7	23.3%
3 事例検討パートにおける事例の修正（世帯の状況等）	9	30.0%
4 事例検討の方法の変更（簡易化等）	6	20.0%
5 その他	1	3.3%
6 加筆・修正はしていない	18	60.0%
無回答	3	10.0%
回答対象者	30	100%

## VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

問28 本調査研究事業において、ケースワーカーの研修のための研修カリキュラムや研修教材を作成することとしています。研修カリキュラムや研修教材についてのご意見や要望がありましたら、ご自由にお聞かせください。

## 2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査（単純集計結果）

生活保護ケースワーカー等への研修等の実施状況に関するアンケート調査  
(令和6年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」)  
都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査票【単純集計結果】

総回答数	53
------	----

### I. 基本情報

問1 自治体名をご記入ください。（都道府県名・指定都市名）

問2 貴自治体管内にある福祉事務所数についてご回答ください。

	回答数	割合
1 1～5か所	8	15.1%
2 6～9か所	8	15.1%
3 10～14か所	7	13.2%
4 15～19か所	18	34.0%
5 20か所以上	12	22.6%
無回答	0	0.0%
合計	53	100%

問3 都道府県・指定都市本庁の生活保護担当部門の人員体制についてご回答ください。

（郡部福祉事務所で勤務している現業員（以下CW）や査察指導員（以下SV）等職員を除く）（令和6年10月1日時点）

課長級	回答数	割合
1 0人	1	1.9%
2 1人	37	69.8%
3 2人	11	20.8%
4 3人以上	3	5.7%
無回答	1	1.9%
回答対象者	53	100%
※最大値：7名		

課長補佐	回答数	割合
1 0人	4	7.5%
2 1人	25	47.2%
3 2人	14	26.4%
4 3人	4	7.5%
5 4人以上	6	11.3%
無回答	0	0.0%
回答対象者	53	100%
※最大値：16名		

主任・係員級	回答数	割合
1 1人	2	3.8%
2 2人以上5人以下	26	49.1%
3 6人以上9人以下	15	28.3%
4 10人以上15人以下	2	3.8%
5 16人以上	8	15.1%
無回答	0	0.0%
合計	53	100%
※最大値：26名		

その他職員	回答数	割合
1 0人	6	11.3%
2 1人	11	20.8%
3 2人以上5人以下	17	32.1%
4 6人以上15人以下	6	11.3%
5 16人以上	5	9.4%
無回答	8	15.1%
合計	53	100%
※最大値：112名		

## II. CWを対象とした研修の実施状況

問4 CWを対象とした研修の実施状況についてお教えください。(○は複数可)

	回答数	割合
1 新任のCWを対象とした研修を実施している	49	92.5%
2 2年目以上のCWを対象とした研修を実施している	22	41.5%
3 新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修を実施している	28	52.8%
4 その他	10	18.9%
5 CWを対象とした研修は実施していない	1	1.9%
無回答	0	0.0%
回答対象者	53	100%

問5 問4で「5. CWを対象とした研修は実施していない」と回答された方にお尋ねします。

CW向け研修の企画・実施が難しい要因についてお聞かせください。(○は複数可)

	回答数	割合
1 研修の企画にあたっての基本的な知識やノウハウが乏しい	1	100.0%
2 企画するための時間確保が難しい	1	100.0%
3 実施するための時間確保が難しい	1	100.0%
4 外部講師依頼のための予算確保が難しい	0	0.0%
5 外部講師を探すことが難しい	0	0.0%
6 研修担当職員や研修チームを設けることが難しい	0	0.0%
7 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
無効回答	0	0.0%
回答対象者	1	100%

問6 問4で「1」～「4」を選択した方のみお答えください。

(1) 令和6年度のCWを対象とした各研修の概要をお聞かせください。

なおオンデマンド配信を実施されている場合は、「動画を公開している期間」ではなく当該研修の「講義動画の時間数」で「延べ時間数」及び「延べ日数」を計算してくださいますようお願い申し上げます。

① 新任CWを対象とした研修 (複数選択可)

新任CWを対象とした研修 形式	回答数	割合
1 講義	49	100.0%
2 事例検討	25	51.0%
3 その他	10	20.4%
無回答	0	0.0%
回答対象者	49	100%

新任CWを対象とした研修 講師	回答数	割合
1 外部有識者	23	46.9%
2 課内職員	46	93.9%
3 他課職員	14	28.6%
4 その他	6	12.2%
無回答	0	0.0%
回答対象者	49	100%

新任CWを対象とした研修 開催月	回答数	割合
1 4月	21	42.9%
2 5月	28	57.1%
3 6月	8	16.3%
4 7月	7	14.3%
5 8月	8	16.3%
6 9月	4	8.2%
7 10月	6	12.2%
8 11月	6	12.2%
9 12月	7	14.3%
10 1月	4	8.2%
11 2月	7	14.3%
12 3月	2	4.1%
無回答	0	0.0%
回答対象者	49	100%

新任CWを対象とした研修 回数		回答数	割合
1	1回	25	51.0%
2	2~5回	14	28.6%
3	6~9回	4	8.2%
4	10回以上	6	12.2%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	49	100%

新任CWを対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1	1時間	1	2.0%
2	2~5時間	15	30.6%
3	6~10時間	12	24.5%
4	11~20時間	9	18.4%
5	21~30時間	5	10.2%
6	31時間以上	7	14.3%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	49	100%

新任CWを対象とした研修 日数		回答数	割合
1	1日以下	22	44.9%
2	2~3日	15	30.6%
3	4~6日	4	8.2%
4	7~10日	5	10.2%
5	11~13日	3	6.1%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	49	100%

② 2年目以上のCWを対象とした研修		回答数	割合
2年目以上のCWを対象とした研修 形式		回答数	割合
1	講義	22	100.0%
2	事例検討	12	54.5%
3	その他	3	13.6%
	無回答	9	40.9%
	回答対象者	22	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 講師		回答数	割合
1	外部有識者	8	36.4%
2	課内職員	19	86.4%
3	他課職員	5	22.7%
4	その他	3	13.6%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	22	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 開催月		回答数	割合
1	4月	1	4.5%
2	5月	3	13.6%
3	6月	4	18.2%
4	7月	6	27.3%
5	8月	3	13.6%
6	9月	3	13.6%
7	10月	6	27.3%
8	11月	3	13.6%
9	12月	2	9.1%
10	1月	6	27.3%
11	2月	1	4.5%
12	3月	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	22	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 回数		回答数	割合
1	1回	0	0.0%
2	2~5回	7	31.8%
3	6~9回	11	50.0%
4	10回以上	4	18.2%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	22	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1	1時間	0	0.0%
2	2~5時間	7	31.8%
3	6~10時間	12	54.5%
4	11~20時間	2	9.1%
5	21~30時間	0	0.0%
6	31時間以上	1	4.5%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	22	100%

2年目以上のCWを対象とした研修 日数		回答数	割合
1	1日以下	12	54.5%
2	2~3日	9	40.9%
3	4~6日	0	0.0%
4	7~10日	1	4.5%
5	11~13日	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
	回答対象者	22	100%

③ 全CWを対象とした研修

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 形式		回答数	割合
1	講義	23	82.1%
2	事例検討	14	50.0%
3	その他	4	14.3%
	無回答	1	3.6%
	回答対象者	28	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 講師		回答数	割合
1	外部有識者	16	57.1%
2	課内職員	21	75.0%
3	他課職員	8	28.6%
4	その他	3	10.7%
	無回答	1	3.6%
	回答対象者	28	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 開催月		回答数	割合
1	4月	1	3.6%
2	5月	6	21.4%
3	6月	4	14.3%
4	7月	9	32.1%
5	8月	8	28.6%
6	9月	3	10.7%
7	10月	3	10.7%
8	11月	10	35.7%
9	12月	8	28.6%
10	1月	5	17.9%
11	2月	8	28.6%
12	3月	5	17.9%
	無回答	1	3.6%
	回答対象者	28	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 回数		回答数	割合
1	1回	13	46.4%
2	2~5回	8	28.6%
3	6~9回	3	10.7%
4	10回以上	3	10.7%
	無回答	1	3.6%
	回答対象者	28	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1	1時間	1	3.6%
2	2~5時間	12	42.9%
3	6~10時間	7	25.0%
4	11~20時間	2	7.1%
5	21~30時間	4	14.3%
6	31時間以上	1	3.6%
	無回答	1	3.6%
	回答対象者	28	100%

全CW（年次を問わない）を対象とした研修 日数		回答数	割合
1	1日以下	13	46.4%
2	2~3日	6	21.4%
3	4~6日	3	10.7%
4	7~10日	4	14.3%
5	11~13日	1	3.6%
	無回答	1	3.6%
	回答対象者	28	100%

④ その他

その他の職員を対象とした研修 形式		回答数	割合
1	講義	7	70.0%
2	事例検討	3	30.0%
3	その他	4	40.0%
	無回答	2	20.0%
	回答対象者	10	100%

その他の職員を対象とした研修 講師		回答数	割合
1	外部有識者	4	40.0%
2	課内職員	7	70.0%
3	他課職員	4	40.0%
4	その他	1	10.0%
	無回答	2	20.0%
	回答対象者	10	100%

その他の職員を対象とした研修 開催月		回答数	割合
1	4月	1	10.0%
2	5月	2	20.0%
3	6月	4	40.0%
4	7月	2	20.0%
5	8月	2	20.0%
6	9月	4	40.0%
7	10月	4	40.0%
8	11月	3	30.0%
9	12月	2	20.0%
10	1月	1	10.0%
11	2月	3	30.0%
12	3月	1	10.0%
	無回答	2	20.0%
	回答対象者	10	100%

その他の職員を対象とした研修 回数		回答数	割合
1	1回	0	0.0%
2	2~5回	4	40.0%
3	6~9回	1	10.0%
4	10回以上	3	30.0%
	無回答	2	20.0%
	回答対象者	10	100%

その他の職員を対象とした研修 総時間数		回答数	割合
1	1時間	0	0.0%
2	2~5時間	4	40.0%
3	6~10時間	1	10.0%
4	11~20時間	2	20.0%
5	21~30時間	0	0.0%
6	31時間以上	1	10.0%
	無回答	2	20.0%
	回答対象者	10	100%

その他の職員を対象とした研修 日数		回答数	割合
1	1日以下	3	30.0%
2	2~3日	2	20.0%
3	4~6日	1	10.0%
4	7~10日	1	10.0%
5	11~13日	1	10.0%
	無回答	2	20.0%
	回答対象者	10	100%

(2) 上記(1)①~④の各研修で取り上げているテーマを研修の対象者別にお聞かせください。(○は複数可)

【新任CW】を対象とした研修のテーマ		回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1	生活保護制度の意義・目的	48	98.0%
2	福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	38	77.6%
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1	生活保護の決定・実施に関する実務	40	81.6%
2	自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	25	51.0%
3	医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	30	61.2%
4	他法他施策の知識 →問15(4)もご回答ください。	30	61.2%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1	相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	28	57.1%
2	相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	32	65.3%
3	対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	15	30.6%
4) 人材や組織のマネジメント			
1	セルフケア・メンタルコントロール	7	14.3%
2	リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	13	26.5%
3	働きやすい職場づくり	2	4.1%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで			
その他		8	16.3%
無回答		0	0.0%
回答対象者		49	100%

【2年目以上のCW】を対象とした研修のテーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	6	27.3%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	6	27.3%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	12	54.5%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	4	18.2%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	8	36.4%
4 他法他施策の知識 →問15（4）もご回答ください。	9	40.9%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	10	45.5%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	9	40.9%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	6	27.3%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	3	13.6%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	5	22.7%
3 働きやすい職場づくり	2	9.1%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで		
その他	5	22.7%
無回答	0	0.0%
回答対象者	22	100%

【全てのCW（年次を問わない）】を対象とした研修のテーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	9	32.1%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	9	32.1%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	12	42.9%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	7	25.0%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	5	17.9%
4 他法他施策の知識 →問15（4）もご回答ください。	10	35.7%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	7	25.0%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	11	39.3%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	9	32.1%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	5	17.9%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	5	17.9%
3 働きやすい職場づくり	3	10.7%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで		
その他	7	25.0%
無回答	1	3.6%
回答対象者	28	100%

【その他職員】を対象とした研修のテーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	1	10.0%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	2	20.0%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	3	30.0%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	6	60.0%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	3	30.0%
4 他法他施策の知識 →問15（4）もご回答ください。	4	40.0%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	0	0.0%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	1	10.0%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	2	20.0%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	0	0.0%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	1	10.0%
3 働きやすい職場づくり	0	0.0%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載） ※最大3つまで		
その他	3	30.0%
無回答	2	20.0%
回答対象者	10	100%

（3）上記（3）の「2）生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方はご回答ください。

取り上げている他法他施策の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 生活困窮者施策（生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等）	24	68.6%
2 児童福祉（児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等）	14	40.0%
3 母子・父子・寡婦福祉（母子及び父子並びに寡婦福祉法 等）	7	20.0%
4 高齢者福祉（老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等）	11	31.4%
5 障害保健福祉（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等）	15	42.9%
6 年金制度	18	51.4%
7 住宅施策（住宅セーフティネット制度、公営住宅 等）	2	5.7%
8 就学支援制度（就学援助制度、奨学金、修学支援金 等）	3	8.6%
9 就労支援・雇用保険制度（ハローワーク 等）	11	31.4%
10 公費医療制度（自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等）	14	40.0%
11 依存症施策（ギャンブル、アルコール、薬物依存 等）	6	17.1%
12 消費者保護・債務整理（消費者センター、法テラス 等）	2	5.7%
13 成年後見制度・日常生活自立支援事業	6	17.1%
14 更生保護（地域定着支援センター、更生保護施設 等）	3	8.6%
15 その他	6	17.1%
無回答	0	0.0%
回答対象者	35	100%

問7

問6（1）「形式」で1つでも「2. 事例検討」を選択した方のみご回答ください。

研修の事例検討で取り上げている対象者像についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 高齢者（認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む）	16	45.7%
2 障害者（身体障害、知的障害、精神障害、その他）	16	45.7%
3 子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）	23	65.7%
4 居住が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）	3	8.6%
5 矯正施設退所者	1	2.9%
6 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方	9	25.7%
7 ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）	8	22.9%
8 依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）	8	22.9%
9 健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等）	5	14.3%
10 その他	11	31.4%
無回答	2	5.7%
無効回答	1	2.9%
回答対象者	35	100%

問8 研修の企画時や実施時において工夫していることについてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 外部の学識者・有識者に講師を依頼している	28	53.8%
2 グループによる事例検討を実施し、実践的な内容となるよう努めている	31	59.6%
3 体系立てて研修計画を立てている（例：基礎→実践→応用）	11	21.2%
4 前年度の監査における指摘事項の傾向を踏まえ、内容を検討している	21	40.4%
5 参加希望者が可能な限り受講できるよう、同じ内容の研修を複数回開催している	8	15.4%
6 参加希望者が可能な限り受講できるよう、集合型とライブ配信のハイブリッド形式で開催している	4	7.7%
7 受講者が反復学習できるよう、オンデマンド配信を行っている	8	15.4%
8 生活困窮者自立支援制度の所管部署の職員も生活保護制度の研修に参加できるようにしている	12	23.1%
9 CWが生活困窮者自立支援制度の研修にも参加できるようにしている	13	25.0%
10 その他	7	13.5%
11 特になし	2	3.8%
無回答	0	0.0%
回答対象者	52	100%

問9 問8の選択肢も含め、企画時や実施時に特に留意した点や工夫した点があればご自由にお聞かせください。

問10 CWの質の確保・向上（制度運用に必要な知識、技術、職業倫理を十分に身につけることができるか）の観点から、CWを対象に現在実施されている研修の水準、回数についてのお考えをお聞かせください。

（1）研修の水準

	回答数	割合
1 十分に確保されている	6	11.5%
2 ある程度確保されている	40	76.9%
3 あまり確保されていない	5	9.6%
4 確保されていない	1	1.9%
無回答	0	0.0%
回答対象者	52	100%

（2）研修の回数

	回答数	割合
1 十分に確保されている	13	25.0%
2 ある程度確保されている	28	53.8%
3 あまり確保されていない	10	19.2%
4 確保されていない	1	1.9%
無回答	0	0.0%
回答対象者	52	100%

問11 研修を企画・実施するうえで課題と感じていることについてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 業務多忙により参加できない対象者が多い	19	36.5%
2 会場の規模等の制約から参加できない対象者が多い	3	5.8%
3 学識者・有識者とのつながりがなく、講師の依頼が難しい	11	21.2%
4 研修を充実させるための予算確保が難しい	13	25.0%
5 管内福祉事務所の研修ニーズの把握が難しい	17	32.7%
6 本庁で研修を企画・実施するための人員体制を確保することが難しい	30	57.7%
7 その他	7	13.5%
8 特になし	3	5.8%
無回答	0	0.0%
回答対象者	52	100%

## III CWを対象とした研修に関するニーズ

問12

(1) CWを対象とした研修について、今後、国・福祉事務所に対して質や内容の充実を希望する研修テーマ、また本庁として質や内容を充実させたい研修テーマをお聞かせください。(○は実施主体別に5つまで可)

【国】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	13	24.5%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	10	18.9%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	20	37.7%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	15	28.3%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	15	28.3%
4 他法他施策の知識	17	32.1%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	9	17.0%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	20	37.7%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	3	5.7%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	7	13.2%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	12	22.6%
3 働きやすい職場づくり	2	3.8%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）		
その他	3	5.7%
無回答	13	24.5%
無効回答	0	0.0%
回答対象者	53	100%

【都道府県】において充実させたい研修テーマ	回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容		
1 生活保護制度の意義・目的	10	18.9%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）	10	18.9%
2) 生活保護制度の実務に関する知識		
1 生活保護の決定・実施に関する実務	27	50.9%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）	18	34.0%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）	15	28.3%
4 他法他施策の知識	24	45.3%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）	9	17.0%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）	18	34.0%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）	5	9.4%
4) 人材や組織のマネジメント		
1 セルフケア・メンタルコントロール	11	20.8%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）	14	26.4%
3 働きやすい職場づくり	5	9.4%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）		
その他	4	7.5%
無回答	5	9.4%
無効回答	0	0.0%
回答対象者	53	100%

【福祉事務所】に対して、質や内容の充実を期待する研修テーマ		回答数	割合
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的		9	17.0%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）		12	22.6%
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務		17	32.1%
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）		11	20.8%
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）		12	22.6%
4 他法他施策の知識		14	26.4%
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）		11	20.8%
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）		11	20.8%
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）		6	11.3%
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール		11	20.8%
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）		8	15.1%
3 働きやすい職場づくり		9	17.0%
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）			
その他		1	1.9%
無回答		20	37.7%
無効回答		0	0.0%
回答対象者		53	100%

（2）上記（1）の「2）生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方のみご回答ください。特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 生活困窮者施策（生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等）	17	48.6%
2 児童福祉（児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等）	14	40.0%
3 母子・父子・寡婦福祉（母子及び父子並びに寡婦福祉法 等）	11	31.4%
4 高齢者福祉（老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等）	17	48.6%
5 障害保健福祉（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等）	25	71.4%
6 年金制度	23	65.7%
7 住宅施策（住宅セーフティネット制度、公営住宅 等）	11	31.4%
8 就学支援制度（就学援助制度、奨学金、修学支援金 等）	17	48.6%
9 就労支援・雇用保険制度（ハローワーク 等）	16	45.7%
10 公費医療制度（自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等）	19	54.3%
11 依存症施策（ギャンブル、アルコール、薬物依存 等）	7	20.0%
12 消費者保護・債務整理（消費者センター、法テラス 等）	13	37.1%
13 成年後見制度・日常生活自立支援事業	12	34.3%
14 更生保護（地域定着支援センター、更生保護施設 等）	9	25.7%
15 その他	2	5.7%
無回答	0	0.0%
無効回答	3	8.6%
回答対象者	35	100%

問13 研修で事例検討を行う際に、特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像についてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 高齢者（認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む）	17	32.1%
2 障害者（身体障害、知的障害、精神障害、その他）	28	52.8%
3 子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）	33	62.3%
4 居住が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）	18	34.0%
5 矯正施設退所者	4	7.5%
6 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方	26	49.1%
7 ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）	28	52.8%
8 依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）	18	34.0%
9 健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等）	20	37.7%
10 その他	3	5.7%
無回答	2	3.8%
回答対象者	53	100%

問14 その他、CWの育成や質の確保を図るために研修に関する課題やニーズ等についてご意見があればご自由にお聞かせください。

## IV 査察指導員・課長を対象とした研修の実施状況

問15 管内福祉事務所の査察指導員・課長を対象とした研修の開催回数（令和6年度の実績及び予定）についてお聞かせください。なお、会議や事務連絡等は除きご回答ください。

査察指導員を対象とした研修の回数		回答数	割合
1 0回		8	15.1%
2 1回		25	47.2%
3 2～3回		15	28.3%
4 4回以上		5	9.4%
無回答		0	0.0%
回答対象者		53	100%

課長を対象とした研修の回数		回答数	割合
1 0回		34	64.2%
2 1回		5	9.4%
3 2回		1	1.9%
4 3回		2	3.8%
無回答		11	20.8%
回答対象者		53	100%

問16 問15で①または②の研修を1回以上開催（予定含む）している場合のみご回答ください。

査察指導員・課長を対象とした研修の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

		回答数	割合
1 生活保護制度の意義・目的		15	33.3%
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、適正実施 等）		10	22.2%
3 生活保護制度の実務に関する知識		25	55.6%
4 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術		8	17.8%
5 査察指導（スーパービジョン）の知識・技術		32	71.1%
6 人材や組織のマネジメント		14	31.1%
7 意見交換・情報交換		28	62.2%
8 その他		10	22.2%
無回答		0	0.0%
回答対象者		45	100%

## V 管内の福祉事務所に向けた人材育成に関する取組状況(研修以外)

問17 研修以外で実施している管内福祉事務所職員向けの人材育成に関する取組についてお聞かせください。（○は複数可）

		回答数	割合
1 講師の派遣や研修企画への助言等の所内研修へのサポート		5	9.4%
2 CWの育成・質の向上のための巡回指導の実施		8	15.1%
3 参考となる取組事例等の収集・周知		8	15.1%
4 監査を実施した際ににおけるCWの育成・質の向上のための助言		34	64.2%
5 その他		6	11.3%
6 特になし		8	15.1%
無回答		5	9.4%
回答対象者		53	100%

問18 研修以外の人材育成に関する取組を実施するうえで課題を感じていることがあればご自由にお聞かせください。

## VI 既存の研修教材について

平成30年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」において、生活保護ケースワーカーを対象とした研修教材等の開発等を行い、成果物一式を全国の福祉事務所および都道府県・指定都市本庁の生活保護担当課に配布するとともに、一般財団法人日本総合研究所のWEBサイト「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」に掲載いたしました。

問19 H30年度研修教材の認知・利用状況について、お聞かせください。（○は複数可）

		回答数	割合
1 研修教材を利用して所内研修を実施している（一部利用も含む）		16	30.2%
2 研修教材を利用して所内研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない		2	3.8%
3 研修教材を管内福祉事務所に情報提供している		6	11.3%
4 研修教材があることは知っていたが利用はしていない		16	30.2%
5 研修教材があることを知らなかった		14	26.4%
無回答		1	1.9%
回答対象者		53	100%

問20

問19で「1. 研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）」「2. 研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない」を選択した方のみご回答ください。

本研修教材はひな形・たたき台であり、適宜加筆・修正していただくことが可能です。貴自治体で加筆・修正し利用している（したことがある）場合、そのことについてお聞かせください。（○は複数可）

	回答数	割合
1 古くなった情報の更新（例：保護の動向の時点や生活保護手帳の出版年等）	11	61.1%
2 より詳細な情報の加筆（例：他法他施策や社会資源（連携先）の情報、コロナ禍を踏まえた対応等）	4	22.2%
3 事例検討パートにおける事例の修正（世帯の状況等）	4	22.2%
4 事例検討の方法の変更（簡易化等）	1	5.6%
5 その他	4	22.2%
6 加筆・修正はしていない	4	22.2%
無効回答	2	11.1%
無回答	0	0.0%
回答対象者	18	100%

## VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

問21

本調査研究事業において、ケースワーカーの研修のための研修カリキュラムや研修教材を作成することとしています。研修カリキュラムや研修教材についてのご意見や要望がありましたら、ご自由にお聞かせください。

### 3. アンケート調査票

#### (1) 福祉事務所向けアンケート調査票

#### 生活保護ケースワーカー等への研修等の実施状況に関するアンケート調査

(令和6年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」)

#### ★福祉事務所向けアンケート調査票★

##### ～ご回答にあたって～

- ・回答は、赤枠で示した回答欄に入力をお願いします。
- ・計数等の数字や「その他」の自由記述は、数字や文字を直接入力してください。
- ・プルダウン（回答欄を選択すると▼が表示）の回答欄は、「Delete」もしくは「Backspace」で消去できます。
- ・自由回答の項目については、回答欄からはみ出してもかまいません。
- ・**令和6年11月29日（金）までに、「2024cw@jri.or.jp」宛に、ご返送をお願いいたします。**

【本調査に関する問合せ先】

一般財団法人日本総合研究所 担当：毛利・細谷・東

E-mail : 2024cw@jri.or.jp

※弊所では新型コロナウィルス感染拡大防止のためテレワークを推進しており、出勤者を削減しております。大変お手数ではございますが、不明点等はメールにてお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

#### I. 基本情報

問1 都道府県名・福祉事務所名をお聞かせください。

都道府県名

福祉事務所名

問2 福祉事務所の種別をお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

1. 郡部福祉事務所（都道府県）
2. 市部福祉事務所（特別区）
3. 市部福祉事務所（政令市）
4. 市部福祉事務所（特別区・政令市以外）
5. 町村福祉事務所

回答：

問3 貴福祉事務所の配置人数についてお聞かせください。（令和6年10月1日時点）

生活保護 担当課長	<input type="text"/> 名	生活保護 担当課長補佐	<input type="text"/> 名
査察指導員 (以下SV)	<input type="text"/> 名	現業員 (以下CW)	<input type="text"/> 名

その他の職員  
非常勤を含む

問4 貴自治体における福祉職採用の実施状況についてお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

1. 実施している
2. 実施していない

回答：

問5 貴福祉事務所における被保護世帯数（停止中の世帯も含む総数）をお聞かせください。（令和6年10月1日時点）

世帯

## II. CWが受講している研修の種類と受講状況等の把握

問6 貴福祉事務所では、CW自身が受講したいと考えている研修テーマを組織的に把握していますか。（選択肢を一つお選びください。）

1. 把握している
2. 把握していない

回答：

問7 貴福祉事務所のCWが、令和6年度受講済・受講予定の研修についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 厚生労働省による生活保護担当ケースワーカー全国研修会
2. 国立保健医療科学院による生活保護自立支援推進研修
3. 都道府県・指定都市本庁によるCW向け研修会（新任向け・2年目以上向け等の別を問わない）
4. 近隣の福祉事務所同士による合同研修会
5. 福祉事務所内のCW向け研修会（新任向け・2年目以上向け等の別を問わない）
6. 福祉事務所内の伝達研修（国や本庁研修等参加者が、職場に戻り他のCWに共有するもの）
7. 大学・民間団体が主催する研修会 主催者名
8. 人事部門・自治体研修機関が開催する研修
9. 都道府県・指定都市本庁が実施する生活困窮者自立支援制度の研修
10. その他 具体的に
11. その他 具体的に
12. その他 具体的に


問8 貴福祉事務所では、都道府県・指定都市本庁が実施している研修へのCWの参加実績を事務所として把握・管理していますか。（どの研修に誰が参加したのか、まだ参加していないのは誰かなど）（選択肢を一つお選びください。）

1. 把握・管理している
2. 把握・管理していない

回答：

問9 貴福祉事務所では、都道府県・指定都市本庁が実施しているCW研修の参加者についてどのように決めていますか。（○は複数可）

1. CWに任せている
2. SVが研修の参加者を決めている
3. 生活保護担当課長が研修の参加者を決めている
4. その他 具体的に


問10 貴福祉事務所における、CWの研修参加を促すための取組についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 外部研修の案内を受け取った際、ミーティング時や回覧などにより周知する
2. 外部研修の案内を受け取った際、CWに個別に声掛けをして参加を促している
3. 外部研修参加のための予算の確保
4. 研修に参加する姿勢を積極的に評価する
5. その他 具体的に
6. 特に研修参加を促すための取組はしていない

### III CWを対象とした所内研修の実施状況

ここでは、以下のいずれかを「所内研修」と定義します。

- ・「研修」として位置づけ、福祉事務所主催で実施するもの（OJTや日常的なケース検討会議、本庁が主催する研修は除く）
- ・福祉事務所の事業計画に位置付けたうえで実施するもの
- ・CW等の課内職員が必要性を感じ、組織として適宜企画・実施するもの
- ・講義もしくは事例検討が含まれるもの（資料の配布・回覧「のみ」のものは含まない）

※研修実施状況に関しては、令和6年度実施済み、または実施予定の内容に関してご回答ください。

問11 CWを対象とした所内研修の実施状況についてお聞かせください。（選択肢を一つお選びください。）

1. 実施している →問13にお進みください。  
2. 実施していない →問12にお進みください。

回答：

問12 問11で、所内研修を「2. 実施していない」と回答された方にお尋ねします。

所内研修を企画・実施していない理由についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 都道府県等の外部研修が充実しており、所内研修を実施する必要性を感じていない  
2. OJTを中心にCWを育成しており、所内研修を実施する必要性を感じていない  
3. 研修の企画にあたっての基本的な知識やノウハウが乏しい  
4. 所内研修を企画するための時間確保が難しい  
5. 所内研修を実施するための時間確保が難しい  
6. 外部講師依頼のための予算確保が難しい  
7. 外部講師を探すことが難しい  
8. 研修担当職員や研修チームを設けることが難しい  
9. その他 具体的に


★回答後「IV CWを対象とした研修に関するニーズ」にお進みください。

問13 問11で、所内研修を「1. 実施している」と回答された方にお尋ねします。

所内研修の対象者についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 新任のCWを対象とした研修を実施している  
2. 2年目以上のCWを対象とした研修を実施している  
3. 新任・2年目以上等の別を問わず、全てのCWを対象とした研修を実施している  
4. その他 具体的に


問14 所内研修を企画している方についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 生活保護担当課長  
2. 生活保護担当課長補佐  
3. SV  
4. CW  
5. 庶務担当  
6. その他 具体的に


問15 CWを対象とした所内研修の概要についてお聞かせください。

(1) 令和6年度の各研修の概要

研修の種類	形式	講師	開催月	開催回数	延べ時間数	延べ日数	備考
	【複数回答可】複数回答の場合は、半角カンマ(,)区切りでご回答ください			整数でご回答ください (小数点以下四捨五入)			自由記述  研修について特記すべき事項がある場合、ご記入ください。
	[選択肢] 1.講義 2.事例検討 3.その他	[選択肢] 1.外部有識者 2.課内職員 3.他課職員 4.その他					
① 新任CWを対象とした研修	1,3	1	4,8,12,2	4	3	1	
① 新任CWを対象とした研修							
② 2年目以上のCWを対象とした研修							
③ 全CWを対象とした研修							
④ その他							

(2) 所内研修におけるCWの参加についてお聞かせください。(選択肢を一つお選びください。)

- 全ての所内研修を参加必須としている
- 全ての所内研修を参加任意としている
- 研修の種類やテーマによって参加必須と参加任意を分けている
- その他  具体的に

回答 :

(3) 上記(1)①～④の各研修で取り上げているテーマを研修の対象者別にお聞かせください。(○は複数可)

テーマ	研修の対象者別			
	①新任CW	②2年目以上のCW	③全てのCW	④その他
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容				
1 生活保護制度の意義・目的				
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正・事務の適正実施 等）				
2) 生活保護制度の実務に関する知識				
1 生活保護の決定・実施に関する実務				
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）				
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）				
4 他法他施策の知識 →問15(4)もご回答ください。				
5 関係機関等の地域の社会資源の知識				
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術				
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）				
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）				
3 対象者の理解（※問16の選択肢を参考にご回答ください）				
4) 人材や組織のマネジメント				
1 セルフケア・メンタルコントロール				
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）				
3 働きやすい職場づくり				
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで				
1				
2				
3				

(4) 上記(3)の「2. 生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方はご回答ください。

取り上げている他法他施策の内容についてお聞かせください。(○は複数可)

1. 生活困窮者施策 (生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等)
2. 児童福祉 (児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等)
3. 母子・父子・寡婦福祉 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 等)
4. 高齢者福祉 (老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等)
5. 障害保健福祉 (障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等)
6. 年金制度
7. 住宅施策 (住宅セーフティネット制度、公営住宅 等)
8. 就学支援制度 (就学援助制度、奨学金、修学支援金 等)
9. 就労支援・雇用保険制度 (ハローワーク 等)
10. 公費医療制度 (自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等)
11. 依存症施策 (ギャンブル、アルコール、薬物依存 等)
12. 消費者保護、債務整理 (消費者センター、法テラス 等)
13. 成年後見制度・日常生活自立支援事業
14. 更生保護 (地域定着支援センター、更生保護施設 等)
15. その他 具体的に

問16 問15(1)「形式」で1つでも「2. 事例検討」を選択した方のみご回答ください。

研修の事例検討で取り上げている対象者像についてお聞かせください。(○は複数可)

1. 高齢者 (認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む)
2. 障害者 (身体障害、知的障害、精神障害、その他)
3. 子どものいる世帯 (虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等)
4. 居住が不安定な状態にある方 (ホームレスを含む)
5. 矯正施設退所者
6. 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方
7. ひきこもり状態にある方 (8050世帯含む)
8. 依存症のある方 (アルコール、薬物、ギャンブル等)
9. 健康管理支援が必要な状態にある方 (未受診、生活習慣病 等)
10. その他 具体的に

問17 所内研修を企画・実施する上での工夫と課題についてお聞かせください。

(1) 所内研修を企画・実施する上での工夫 (○は複数可)

1. スケジュール調整を含めた時間の確保
2. 外部講師依頼や外部委託のための予算の確保
3. 研修担当職員や研修チームを設ける
4. 外部講師のリスト化
5. 国研修の内容を参考にしている
6. 他自治体の研修を参考にしている
7. 研修を外部に委託している
8. 体系立てて研修計画を立てている (例: 基礎→実践→応用)
9. その他 具体的に
10. 特になし

(2) 所内研修を企画・実施するまでの課題 (○は複数可)

1. 研修の企画にあたっての基本的な知識やノウハウが乏しい
  2. 所内研修を企画するための時間確保が難しい
  3. 所内研修を実施するための時間確保が難しい
  4. 外部講師依頼のための予算確保が難しい
  5. 外部講師を探すことが難しい
  6. 研修担当職員や研修チームを設けることが難しい
  7. その他 **具体的に**
  8. 特になし

問18 所内研修の効果についてお聞かせください。 (○は複数可)

1. 職員の間で生活保護制度の意義・目的の理解が浸透した
  2. 研修を受講したCWの適正な事務処理の実施につながった
  3. 研修を受講したCWの対人援助技術・能力が向上した
  4. 講師を務めた職員の知識・技術（事務処理・対人援助）が向上した
  5. 職員間のコミュニケーションが促進された
  6. その他 具体的に

## IV CWを対象とした研修に関するニーズ

問19 今後CWを対象とした研修機会のうち、質や内容の更なる充実を希望する、あるいは充実させたいものについてお聞かせください。（○は複数可）

1. 国（厚生労働省・国立保健医療科学院）による研修機会
2. 都道府県・指定都市本庁による研修機会
3. 近隣の福祉事務所同士による合同の研修機会
4. 福祉事務所内の研修機会
5. 研修は既に充足している →「V CWの人材育成（研修以外）の状況について」にお進みください。

→問20にお進みください。


問20 問19で「1」～「4」を選択した方のみご回答ください。

（1）実施主体別に、質や内容の充実を希望する、あるいは充実させたい研修テーマをお聞かせください。

**可能な限りCWの意向もご確認いただき、ご回答をお願いいたします。（○は実施主体別に5つまで可）**

テーマ	各実施主体で○は5つまで		
	①国	②都道府県・ 指定都市本庁	③所内
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的			
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）			
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務			
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）			
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）			
4 他法他施策の知識 →問20（2）もご回答ください。			
5 関係機関等の地域の社会資源の知識			
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）			
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）			
3 対象者の理解（※問21の選択肢を参考にご回答ください）			
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール			
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）			
3 働きやすい職場づくり			
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで			
1			
2			
3			

(2) 上記(1)の「2. 生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方のみご回答ください。

特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策の内容についてお聞かせください。(○は複数可)

1. 生活困窮者施策 (生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等)
2. 児童福祉 (児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等)
3. 母子・父子・寡婦福祉 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 等)
4. 高齢者福祉 (老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等)
5. 障害保健福祉 (障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等)
6. 年金制度
7. 住宅施策 (住宅セーフティネット制度、公営住宅 等)
8. 就学支援制度 (就学援助制度、奨学金、修学支援金 等)
9. 就労支援・雇用保険制度 (ハローワーク 等)
10. 公費医療制度 (自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等)
11. 依存症施策 (ギャンブル、アルコール、薬物依存 等)
12. 消費者保護、債務整理 (消費者センター、法テラス 等)
13. 成年後見制度・日常生活自立支援事業
14. 更生保護 (地域定着支援センター、更生保護施設 等)
15. その他 具体的に

問21 研修で事例検討を行う際に、特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像についてお聞かせください。(○は複数可)

1. 高齢者 (認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む)
2. 障害者 (身体障害、知的障害、精神障害、その他)
3. 子どものいる世帯 (虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等)
4. 居住が不安定な状態にある方 (ホームレスを含む)
5. 矯正施設退所者
6. 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方
7. ひきこもり状態にある方 (8050世帯含む)
8. 依存症のある方 (アルコール、薬物、ギャンブル等)
9. 健康管理支援が必要な状態にある方 (未受診、生活習慣病 等)
10. その他 具体的に
11. 特になし

問22 その他、CWの育成や質の確保を図るために研修のニーズについてご意見があればご自由にお聞かせください。

## V CWの人才育成(研修以外)の状況について

問23 貴福祉事務所におけるCWの人才育成手法（研修以外）についてお聞かせください。（○は複数可）

1. OJT →問24へお進みください。
2. 自己研鑽のサポート（外部勉強会への参加等）
3. 関係機関や近隣福祉事務所等への視察
4. その他 具体的に


問24 問23で「1. OJT」を選択した方のみご回答ください。

OJTを行う上で重視していることや課題を感じていることがあれば、ご自由にお聞かせください。

（1）重視していること

例：各CWが教わる内容が統一されるよう、SV同士で確認している。

すぐに答えを教えるのではなく、CWに一次情報を伝えて一緒に確認している。等

（2）課題と感じていること

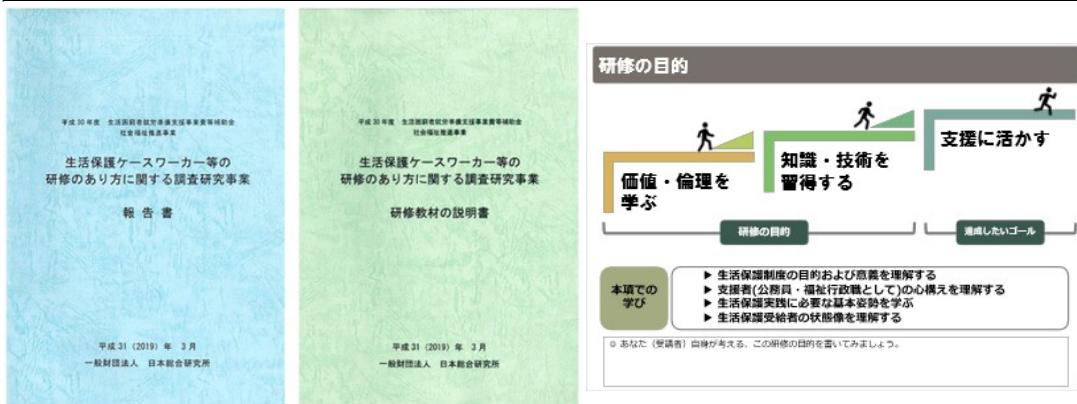
例：SVが多忙のあまり、OJTに時間がかけられなくなっている。

SVによって経験や考え方方が異なり、統一的なOJTをすることが難くなっている。等

問25 その他、研修以外の人才育成についてお気づきの点等ありましたらご自由にお聞かせください。

## VI 既存の研修教材について

平成30年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」において、生活保護ケースワーカーを対象とした研修教材等の開発等を行い、成果物一式を全国の福祉事務所および都道府県・指定都市本庁の生活保護担当課に配布するとともに、一般財団法人日本総合研究所のWEBサイト「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」に掲載いたしました。



▲報告書・研修教材の説明書（左・中央）及び研修教材の抜粋（右）

問26 上記研修教材の認知・利用状況について、お聞かせください。（○は複数可）

1. 研修教材を利用して所内研修を実施している（一部利用も含む）
2. 研修教材を利用して所内研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない
3. 研修教材があることは知っていたが利用はしていない
4. 研修教材があることを知らなかつた

→問27にお進みください。

回答：

問27 問26で「1. 研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）」「2. 研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない」を選択した方のみご回答ください。

本研修教材はひな形・たたき台であり、適宜加筆・修正していただくことが可能です。貴自治体で加筆・修正し利用している（したことがある）場合、そのことについてお聞かせください。（○は複数可）

1. 古くなった情報の更新（例：保護の動向の時点や生活保護手帳の出版年等）
2. より詳細な情報の加筆（例：他法他施策や社会資源（連携先）の情報、コロナ禍を踏まえた対応等）
3. 事例検討パートにおける事例の修正（世帯の状況等）
4. 事例検討の方法の変更（簡易化等）
5. その他 **具体的に**
6. 加筆・修正はしていない



## VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

問28 本調査研究事業において、ケースワーカーの研修のための研修カリキュラムや研修教材を作成することとしています。研修カリキュラムや研修教材についてのご意見や要望がありましたら、ご自由にお聞かせください。

■貴福祉事務所において、令和6年度の研修計画（年間の研修一覧）があれば、本調査票とあわせて添付にてご提供ください。お送りいただいた資料は本調査での分析にのみ使用し、外部に公表することは一切ございません。差し支えのない範囲でご協力いただけましたら幸いです。

**質問は以上です。業務ご多忙の中、ご協力いただき大変ありがとうございました。  
「2024cw@jri.or.jp」宛にご回答をお送りくださいますようお願い申し上げます。**

## (2) 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査票

## 生活保護ケースワーカー等への研修等の実施状況に関するアンケート調査

(令和6年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」)

## ★都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査票★

## ～ご回答にあたって～

- 回答は、赤枠で示した回答欄に入力をお願いします。
- 計数等の数字や「その他」の自由記述は、数字や文字を直接入力してください。
- ブルダウ（回答欄を選択すると「▼」が表示）の回答欄は、「Delete」もしくは「Backspace」で消去できます。
- 自由回答の項目については、回答欄からはみ出してもかまいません。
- 令和6年11月29日（金）までに、「2024cw@jri.or.jp」宛に、ご返送をお願いいたします。**

## 【本調査に関する問合せ先】

一般財団法人日本総合研究所 担当：毛利・細谷・東

E-mail : 2024cw@jri.or.jp

※弊所では新型コロナウィルス感染拡大防止のためテレワークを推進しており、出勤者を削減しております。大変お手数ではございますが、不明点等はメールにてお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

## I. 基本情報

問1 自治体名をご記入ください。（都道府県名・指定都市名）

問2 貴自治体管内にある福祉事務所数についてご回答ください。

か所

問3 都道府県・指定都市本庁の生活保護担当部門の人員体制についてご回答ください。

(都部福祉事務所で勤務している現業員(以下CW)や査定指導員(以下SV)等職員を除く) (令和6年10月1日時点)

課長級	<input type="text"/> 名	課長補佐級	<input type="text"/> 名	主任・係員級	<input type="text"/> 名	その他	<input type="text"/> 名
-----	------------------------	-------	------------------------	--------	------------------------	-----	------------------------

## II. CWを対象とした研修の実施状況

※研修実施状況に関しては、令和6年度実施済み、または実施予定の内容に関してご回答ください。

問4 CWを対象とした研修の実施状況についてお教えください。（○は複数可）

- 新任のCWを対象とした研修を実施している
- 2年目以上のCWを対象とした研修を実施している
- 新任・現任の別を問わず、全てのCWを対象とした研修を実施している
- その他 具体的に
- CWを対象とした研修は実施していない →問5にお進みください。

★1～4を選択された方は問6にお進みください。

問5 問4で「5. CWを対象とした研修は実施していない」と回答された方にお尋ねします。

CW向け研修の企画・実施が難しい要因についてお聞かせください。（○は複数可）

- 研修の企画にあたっての基本的な知識やノウハウが乏しい
- 企画するための時間確保が難しい
- 実施するための時間確保が難しい
- 外部講師依頼のための予算確保が難しい
- 外部講師を探すことが難しい
- 研修担当職員や研修チームを設けることが難しい
- その他 具体的に

★回答後「III CWを対象とした研修に関するニーズ」にお進みください。

## 問6 問4で「1」～「4」を選択した方のみお答えください。

(1) 令和6年度の**CWを対象とした**各研修の概要をお聞かせください。

なおオンデマンド配信を実施されている場合は、「動画を公開している期間」ではなく当該研修の「講義動画の時間数」で「延べ時間数」及び「延べ日数」を計算してください。

記入例 研修の種類	形式	講師	開催月	開催回数	延べ時間数	延べ日数	備考 自由記述 研修について特記すべき事項がある場合、ご記入ください。	
	【複数回答可】複数回答の場合は、半角カンマ(,)区切りでご回答ください			整数でご回答ください (小数点以下四捨五入)				
	[選択肢] 1.講義 2.事例検討 3.その他	[選択肢] 1.外部有識者 2.課内職員 3.他課職員 4.その他						
① 新任CWを対象とした研修	1,3	1	4,8,12,2	4	8	1		
① 新任CWを対象とした研修								
② 2年目以上のCWを対象とした研修								
③ 全CWを対象とした研修								
④ その他								

(2) 上記(1)①～④の各研修で取り上げているテーマを、対象者別にお聞かせください。

テーマ	研修の対象者別			
	①新任CW	②2年目以上のCW	③全てのCW	④その他
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容				
1 生活保護制度の意義・目的				
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）				
2) 生活保護制度の実務に関する知識				
1 生活保護の決定・実施に関する実務				
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）				
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）				
4 他法他施策の知識 →問6(3)もご回答ください。				
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術				
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）				
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）				
3 対象者の理解（※問7の選択肢を参考にご回答ください）				
4) 人材や組織のマネジメント				
1 セルフケア・メンタルコントロール				
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）				
3 働きやすい職場づくり				
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで				
1				
2				
3				

(3) 上記(2)の「2. 生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方のみご回答ください。

取り上げている他法他施策の内容についてお聞かせください。(○は複数可)

1. 生活困窮者施策 (生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等)
2. 児童福祉 (児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等)
3. 母子・父子・寡婦福祉 (母子及び父子並びに寡婦福祉法 等)
4. 高齢者福祉 (老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等)
5. 障害保健福祉 (障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等)
6. 年金制度
7. 住宅施策 (住宅セーフティネット制度、公営住宅 等)
8. 就学支援制度 (就学援助制度、奨学金、修学支援金 等)
9. 就労支援・雇用保険制度 (ハローワーク 等)
10. 公費医療制度 (自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等)
11. 依存症施策 (ギャンブル、アルコール、薬物依存 等)
12. 消費者保護・債務整理 (消費者センター、法テラス 等)
13. 成年後見制度・日常生活自立支援事業
14. 更生保護 (地域定着支援センター、更生保護施設 等)
15. その他 具体的に

問7

問6(1)「形式」で1つでも「2. 事例検討」を選択した方のみご回答ください。

研修の事例検討で取り上げている対象者像についてお聞かせください。(○は複数可)

1. 高齢者 (認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む)
2. 障害者 (身体障害、知的障害、精神障害、その他)
3. 子どものいる世帯 (虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等)
4. 居住が不安定な状態にある方 (ホームレスを含む)
5. 矯正施設退所者
6. 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方
7. ひきこもり状態にある方 (8050世帯含む)
8. 依存症のある方 (アルコール、薬物、ギャンブル等)
9. 健康管理支援が必要な状態にある方 (未受診、生活習慣病 等)
10. その他 具体的に

問8

研修の企画時や実施時において工夫していることについてお聞かせください。(○は複数可)

1. 外部の学識者・有識者に講師を依頼している
2. グループによる事例検討を実施し、実践的な内容となるよう努めている
3. 体系立てて研修計画を立てている (例: 基礎→実践→応用)
4. 前年度の監査における指摘事項の傾向を踏まえ、内容を検討している
5. 参加希望者が可能な限り受講できるよう、同じ内容の研修を複数回開催している
6. 参加希望者が可能な限り受講できるよう、集合型とライブ配信のハイブリッド形式で開催している
7. 受講者が反復学習できるよう、オンデマンド配信を行っている
8. 生活困窮者自立支援制度の所管部署の職員も生活保護制度の研修に参加できるようにしている。
9. CWが生活困窮者自立支援制度の研修にも参加できるようにしている。
10. その他 具体的に
11. 特になし

問9

問8の選択肢も含め、企画時や実施時に特に留意した点や工夫した点があればご自由にお聞かせください。

問10 CWの質の確保・向上（制度運用に必要な知識、技術、職業倫理を十分に身につけることができるか）の観点から、CWを対象に現在実施されている研修の水準、回数についてのお考えをお聞かせください。

（1）研修の水準（選択肢を一つお選びください。）

- 1. 十分に確保されている
- 2. ある程度確保されている
- 3. あまり確保されていない
- 4. 確保されていない

回答：

（2）研修の回数（選択肢を一つお選びください。）

- 1. 十分に確保されている
- 2. ある程度確保されている
- 3. あまり確保されていない
- 4. 確保されていない

回答：

問11 研修を企画・実施するうえで課題と感じていることについてお聞かせください。（○は複数可）

- 1. 業務多忙により参加できない対象者が多い
- 2. 会場の規模等の制約から参加できない対象者が多い
- 3. 学識者・有識者とのつながりがなく、講師の依頼が難しい
- 4. 研修を充実させるための予算確保が難しい
- 5. 管内福祉事務所の研修ニーズの把握が難しい
- 6. 本庁で研修を企画・実施するための人員体制を確保することが難しい
- 7. その他 **具体的に**
- 8. 特になし



### III CWを対象とした研修に関するニーズ

問12 (1) CWを対象とした研修について、今後、国・福祉事務所に対して質や内容の充実を希望する研修テーマ、また本庁として質や内容を充実させたい研修テーマをお聞かせください。（○は実施主体別に5つまで可）

テーマ	各実施主体で○は5つまで		
	①国	②都道府県・指定都市本庁	③福祉事務所
1) 制度の基本的事項や姿勢に関する内容			
1 生活保護制度の意義・目的			
2 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、事務の適正実施 等）			
2) 生活保護制度の実務に関する知識			
1 生活保護の決定・実施に関する実務			
2 自立支援（自立支援プログラム、就労支援、家計管理、子どもの進路選択支援事業の活用 等）			
3 医療扶助に関する実務（医療券、医療要否意見書、治療材料、検診命令、健康管理支援、頻回受診、後発医薬品 等）			
4 他法他施策の知識 →問12（2）もご回答ください。			
3) 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術			
1 相談援助（ソーシャルワーク）の基本（価値・倫理）			
2 相談援助（ソーシャルワーク）の方法（初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等）			
3 対象者の理解（※問13の選択肢を参考にご回答ください）			
4) 人材や組織のマネジメント			
1 セルフケア・メンタルコントロール			
2 リスクマネジメント（行政対象暴力、個人情報保護 等）			
3 働きやすい職場づくり			
5) その他（上記以外のものがあれば具体的に記載）※最大3つまで			
1			
2			
3			

(2) 上記（1）の「2) 生活保護制度の実務に関する知識」のうち「4. 他法他施策の知識」の欄に1つでも○をつけた方のみご回答ください。

特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい他法他施策の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 生活困窮者施策（生活困窮者自立支援法、生活福祉資金 等）	
2. 児童福祉（児童福祉法、ヤングケアラー、虐待防止 等）	
3. 母子・父子・寡婦福祉（母子及び父子並びに寡婦福祉法 等）	
4. 高齢者福祉（老人福祉法、介護保険制度、虐待防止 等）	
5. 障害保健福祉（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、虐待防止 等）	
6. 年金制度	
7. 住宅施策（住宅セーフティネット制度、公営住宅 等）	
8. 就学支援制度（就学援助制度、奨学金、修学支援金 等）	
9. 就労支援・雇用保険制度（ハローワーク 等）	
10. 公費医療制度（自立支援医療制度、難病医療費助成制度 等）	
11. 依存症施策（ギャンブル、アルコール、薬物依存 等）	
12. 消費者保護・債務整理（消費者センター、法テラス 等）	
13. 成年後見制度・日常生活自立支援事業	
14. 更生保護（地域定着支援センター、更生保護施設 等）	
15. その他 具体的に	

問13 研修で事例検討を行う際に、特に取り上げてほしい、あるいは取り上げたい対象者像についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 高齢者（認知症や軽度認知障害のある方、身寄りのない方含む）
2. 障害者（身体障害、知的障害、精神障害、その他）
3. 子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）
4. 居住が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）
5. 矯正施設退所者
6. 金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方
7. ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）
8. 依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）
9. 健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等）
10. その他


問14 その他、CWの育成や質の確保を図るための研修に関する課題やニーズ等についてご意見があればご自由にお聞かせください。

--

#### IV 査察指導員・課長を対象とした研修の実施状況

問15 管内福祉事務所の査察指導員・課長を対象とした研修の開催回数（令和6年度の実績及び予定）についてお聞かせください。なお、会議や事務連絡等は除きご回答ください。

- ①査察指導員を対象とした研修
- ②課長を対象とした研修


問16 問15で①または②の研修を1回以上開催（予定含む）している場合のみご回答ください。

査察指導員・課長を対象とした研修の内容についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 生活保護制度の意義・目的
2. 福祉行政職としての心構え（人権尊重、倫理、対象者理解、公平・公正、適正実施 等）
3. 生活保護制度の実務に関する知識
4. 相談援助（ソーシャルワーク）に関する知識・技術
5. 査察指導（スーパービジョン）の知識・技術
6. 人材や組織のマネジメント
7. 意見交換・情報交換
8. その他


#### V 管内の福祉事務所に向けた人材育成に関する取組状況(研修以外)

問17 研修以外で実施している管内福祉事務所職員向けの人材育成に関する取組についてお聞かせください。（○は複数可）

1. 講師の派遣や研修企画への助言等の所内研修へのサポート
2. CWの育成・質の向上のための巡回指導の実施
3. 参考となる取組事例等の収集・周知
4. 監査を実施した際ににおけるCWの育成・質の向上のための助言
5. その他
6. 特になし


問18 研修以外の人材育成に関する取組を実施するうえで課題と感じていることがあればご自由にお聞かせください。

--

## VI 既存の研修教材について

平成30年度「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」において、生活保護ケースワーカーを対象とした研修教材等の開発等を行い、成果物一式を全国の福祉事務所および都道府県・指定都市本庁の生活保護担当課に配布するとともに、一般財団法人日本総合研究所のWEBサイト「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」に掲載いたしました。



▲報告書・研修教材の説明書（左・中央）及び研修教材の抜粋（右）

問19 上記研修教材の認知・利用状況について、お聞かせください。（○は複数可）

- 研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）
- 研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない
- 研修教材を管内福祉事務所に情報提供している
- 研修教材があることは知っていたが利用はしていない
- 研修教材があることを知らなかった

→問20にお進みください。

問20 問19で「1. 研修教材を利用して研修を実施している（一部利用も含む）」「2. 研修教材を利用して研修を実施したことがある（一部利用も含む）が、現在は使っていない」を選択した方のみご回答ください。

本研修教材はひな形・たたき台であり、適宜加筆・修正していただくことが可能で、貴自治体で加筆・修正し利用している（したことがある）場合、そのことについてお聞かせください。（○は複数可）

- 古くなった情報の更新（例：保護の動向の時点や生活保護手帳の出版年等）
- より詳細な情報の加筆（例：他法他施策や社会資源（連携先）の情報、コロナ禍を踏まえた対応等）
- 事例検討パートにおける事例の修正（世帯の状況等）
- 事例検討の方法の変更（簡易化等）
- その他 **具体的に**
- 加筆・修正はしていない

## VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

問21 本調査研究事業において、ケースワーカーの研修のための研修カリキュラムや研修教材を作成することとしています。研修カリキュラムや研修教材についてのご意見や要望がありましたら、ご自由にお聞かせください。

■貴自治体において、令和6年度の研修計画（年間の研修一覧）があれば、本調査票とあわせて添付にてご提供ください。お送りいただいた資料は本調査での分析にのみ使用し、外部に公表することは一切ございません。差し支えのない範囲でご協力いただけましたら幸いです。

**質問は以上です。業務ご多忙の中、ご協力いただき大変ありがとうございました。  
「2024cw@jri.or.jp」宛にご回答をお送りくださいますようお願い申し上げます。**

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業  
報告書

令和7年3月

一般財団法人 日本総合研究所

